

保護者による宗教の信仰等に起因する  
児童虐待に関する調査研究  
報告書

※令和6年6月14日一部修正

令和6年3月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

# 目 次

<b>第1章 調査研究の実施概要</b> .....	<b>1</b>
I. 事業実施目的 .....	1
II. 調査研究の構成 .....	1
III. スケジュール .....	2
IV. 成果の公表方法 .....	2
V. 検討委員会 .....	3
<b>第2章 児童相談所調査</b> .....	<b>4</b>
I. 調査実施概要 .....	4
II. アンケート調査結果 .....	5
III. ヒアリング調査結果 .....	26
<b>第3章 医療機関調査</b> .....	<b>31</b>
I. 調査実施概要 .....	31
II. アンケート調査結果 .....	32
III. ヒアリング調査結果 .....	41
<b>第4章 市区町村調査</b> .....	<b>47</b>
I. 調査実施概要 .....	47
II. 調査結果 .....	47
<b>第5章 学校調査</b> .....	<b>69</b>
I. 調査実施概要 .....	69
II. 調査結果 .....	70
<b>第6章 当事者（宗教二世）調査</b> .....	<b>88</b>
I. 調査実施概要 .....	88
II. 調査結果 .....	88
<b>第7章 本調査研究の考察</b> .....	<b>98</b>
I. 各調査結果について .....	98
II. 本調査研究の考察 .....	105

## <資料編>

- アンケート調査票① 児童相談所
- アンケート調査票② 医療機関
- アンケート調査票③ 市区町村
- アンケート調査票④ 学校

# 第1章 調査研究の実施概要

---

## I. 事業実施目的

保護者による宗教の信仰等に起因する医療ネグレクトに関する児童相談所及び医療機関の対応に関する課題が指摘されている。

また、保護者による宗教の信仰等を背景とする児童虐待については、「宗教の信仰等に係る児童虐待等への対応に関するQ & A」（令和4年12月27日付子発1227第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）（以下、「Q&A」という。）により、相談対応に当たっての基本的な考え方等が示されており、虐待の早期発見・早期対応のためには、学校や保育所等のこどもと日常的に接する機会が多い機関に対して Q&A の周知が図られたうえで、こどもの抱える課題等に応じた支援が提供されている必要がある。

そこで本調査研究は、児童相談所や医療機関等の関係機関への調査を実施し、保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待ケースへの対応における課題や Q&A の周知状況を把握するとともに、当事者（宗教二世）への調査を行い、実態や課題、今後必要な施策等について確認することを目的とする。

## II. 調査研究の構成

### 1. 児童相談所へのアンケート調査

全国の児童相談所における虐待相談対応において、虐待理由が保護者による宗教の信仰等に起因するものと推察されたケース数ならびにそれらのケースにおいて児童相談所が行った対応や対応における課題等を把握することを目的として、児童相談所へのアンケート調査を実施するとともに、その調査結果を踏まえ詳細を確認するためのヒアリング調査を実施した。

### 2. 医療機関へのアンケート及びヒアリング調査

保護者による宗教の信仰等に起因すると推察されるこどもへの虐待のうち、特に医療ネグレクトは、こどもの生命に直結する可能性が高く、児童相談所や医療機関における対応の課題が指摘されている。そこで、保護者による宗教の信仰等を背景とする医療ネグレクトへの対応について、救命救急センターのある医療機関へのアンケート調査を実施するとともに、その調査結果を踏まえ詳細を確認するためのヒアリング調査を実施した。

### 3. 市区町村へのアンケート調査

保護者による宗教の信仰等が背景にあるこどもが抱える課題等に応じた支援を行うためには、子ども家庭総合支援拠点、家庭児童相談室をはじめ、こどもと日常的に接する機関において Q&A が認知されることが重要である。そこで、全国の市区町村のこども支援の担当課を対象とし、Q&A の理解度や周知状況、虐待理由が保護者による宗教の信仰等に起因するものと推察されたケースへの対応や対応における課題等を把握することを目的として、アンケート調査を実施した。

### 4. 学校へのアンケート調査

保護者による宗教の信仰等が背景にある、支援を必要とするこどもを早期に発見し、必要な支援等につなぐためには、こどもと日常的に接する学校において Q&A が認知されることが重要である。そこで、小学校、中学校、高等学校を対象としたアンケート調査を実施し、Q & A の認知状況等を把握し認知度を高めるとともに、虐待理

由が保護者による宗教の信仰等に起因するものと推察されたケースへの対応や対応における課題等を把握した。

## 5. 当事者（宗教二世）へのヒアリング調査

保護者による宗教の信仰等に起因することもへの虐待への対応に関する現状や課題、今後必要だと思われる施策等を当事者目線から把握するため、宗教二世へのヒアリング調査を実施した。

## III. スケジュール

図表 1-1 スケジュール

	2023年				2024年		
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検討委員会		●			●		●
児童相談所への調査	調査票の作成		アンケート調査の実施		分析	ヒアリング	とりまとめ
医療機関への調査	調査票の作成		アンケート調査の実施		分析	ヒアリング	とりまとめ
市区町村への調査	調査票の作成		アンケート調査の実施		分析	とりまとめ	
学校への調査	調査票の作成		アンケート調査の実施		分析	とりまとめ	
当事者への調査						ヒアリング	とりまとめ
とりまとめ・報告書作成					—	—	→

## IV. 成果の公表方法

本事業の成果をとりまとめた本報告書は、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社のホームページにて公開する。

## V. 検討委員会

### 1. 委員構成

検討委員会の構成委員は以下のとおり。

図表 1-2 検討委員会構成委員

※敬省略 五十音順

阿部 克臣	リンク総合法律事務所 弁護士
久保 隆	東京都江東児童相談所 統括課長代理
西田 公昭	立正大学大学院 心理学研究科 教授
薬師寺 真	岡山県倉敷児童相談所 所長
吉田 恒雄	認定特定非営利活動法人 児童虐待防止全国ネットワーク 理事長

### 2. 開催概要

検討委員会の開催概要は以下のとおり。

図表 1-3 検討委員会の開催概要

回	開催日時・場所	主な検討内容
第1回	令和5年10月17日（火） 9:30～11:30 ZOOM開催	1. 実施計画書について 2. アンケート調査について （児童相談所／医療機関／市区町村／学校） 3. 医療機関へのヒアリング調査について 4. 当事者調査について
第2回	令和6年1月25日（木） 13:00～15:00 ビジョンセンター東京駅前702会議室	1. アンケート調査結果 中間報告 （児童相談所／医療機関／市区町村／学校） 2. 児童相談所・医療機関へのヒアリング調査について 3. 当事者調査について
第3回	令和6年3月19日（火） 13:00～15:00 ビジョンセンター東京駅前701会議室	1. アンケート調査結果 報告 （児童相談所／医療機関／市区町村／学校） 2. 児童相談所・医療機関へのヒアリング調査結果報告 3. 当事者調査 結果報告 4. 本調査研究の考察について

## 第2章 児童相談所調査

### I. 調査実施概要

#### 1. アンケート調査の実施概要

全国の児童相談所における虐待相談対応において、虐待理由が保護者による宗教の信仰等に起因するものと推察されたケース数ならびにそれらのケースにおいて児童相談所が行った対応や対応における課題等について把握することを目的として、児童相談所へのアンケート調査を実施した。

図表 2-1 児童相談所調査のアンケート調査概要

調査対象	全国の児童相談所
調査期間	令和5年10月30日(月)～12月25日(月)
調査方法	郵送配布・郵送回収 (要望のあった児童相談所にはメールにてWordファイル配布・回収)
配布・回収数	配布 : 232 回収 : 229 回収率 : 98.7%

#### 2. ヒアリング調査の実施概要

アンケート調査に回答のあった児童相談所のうち、保護者による宗教の信仰等に起因すると推察されるこどもへの虐待事例において、他の児童相談所等において参考になりうる取組や対応を行っている児童相談所3か所にヒアリング調査を実施した。

図表 2-2 児童相談所調査のヒアリング調査概要

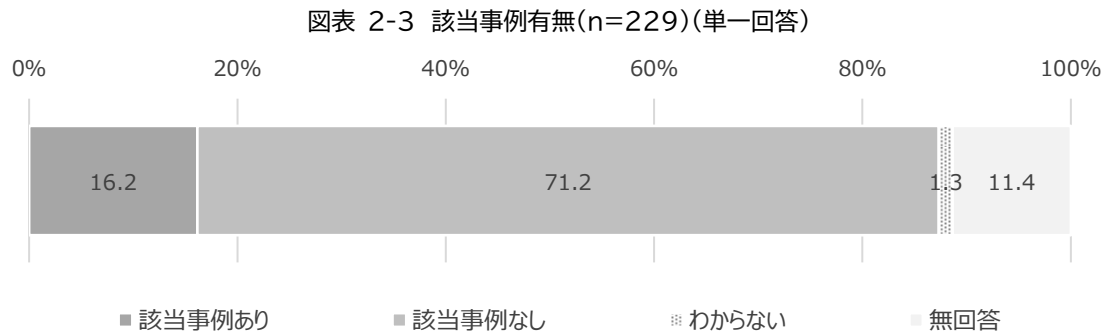
調査対象	アンケート調査で回答のあった児童相談所のうち、他児童相談所の参考となりうる取組や対応を行っていた児童相談所
調査期間	令和6年2月
調査方法	ZOOM

## II. アンケート調査結果

### 1. 保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待事例について

#### (1) 問 1.保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待事例の有無

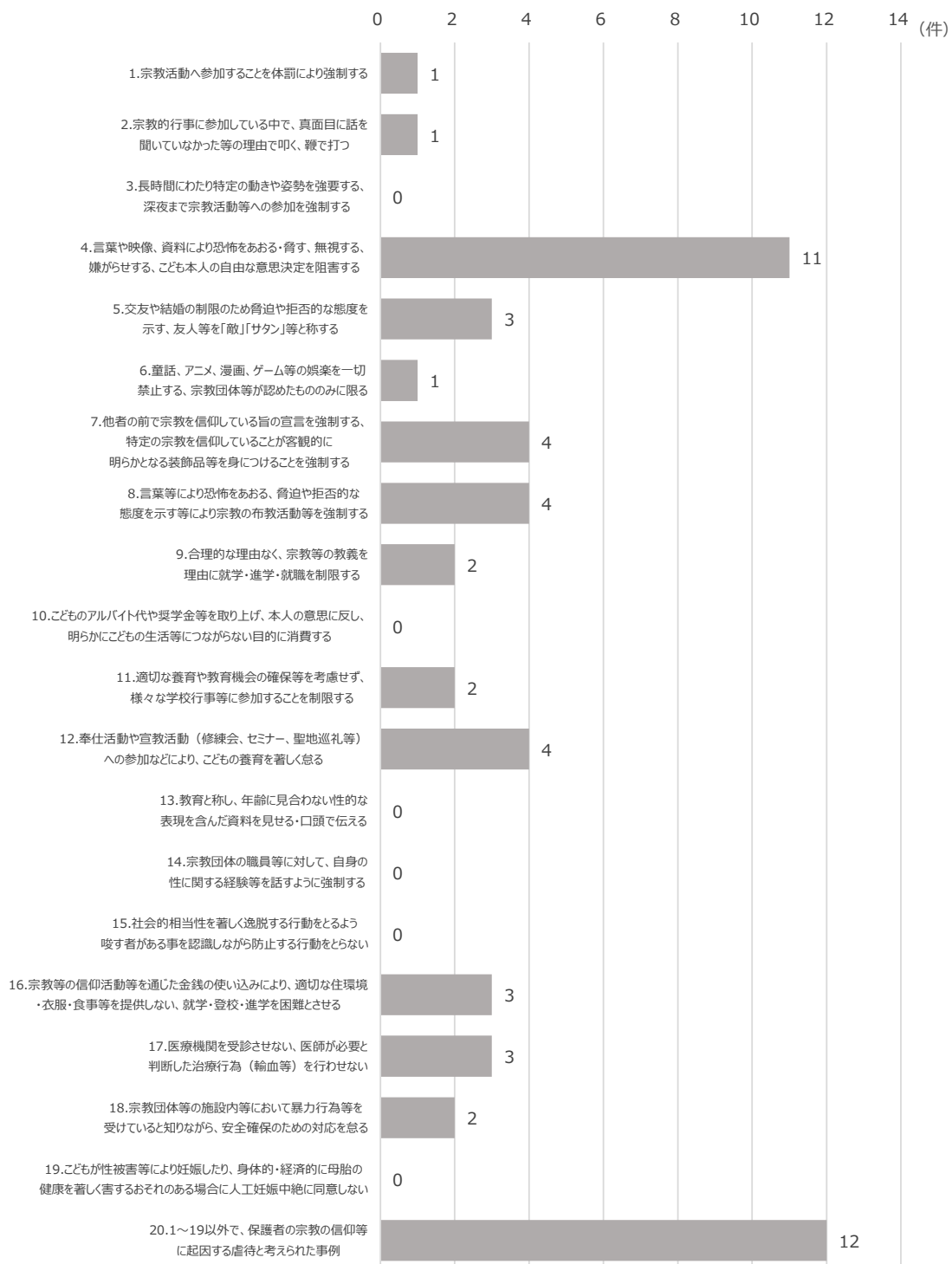
令和4年4月から令和5年9月の相談対応事例において、Q&Aで例示されているような保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待に該当する事例があったか聞いたところ、「該当事例あり」が16.2%（37か所）、「該当事例なし」が71.2%（163か所）であった。



## (2) 問 1.保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待の該当事例

保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待の該当事例のあった児童相談所（37 か所）が回答した虐待の内容は「4.言葉や映像、資料により恐怖をあおる・脅す、無視する、嫌がらせる、こども本人の自由な意思決定を阻害する」が 11 か所（29.7%）と最も多く、次いで「7.他者の前で宗教を信仰している旨の宣言を強制する、特定の宗教を信仰していることが客観的に明らかとなる装飾品等を身につけることを強制する」「8.言葉等により恐怖をあおる、脅迫や拒否的な態度を示す等により宗教の布教活動等を強制する」「12.奉仕活動や宣教活動（修練会、セミナー、聖地巡礼等）への参加などにより、こどもの養育を著しく怠る」がともに 4 か所（10.8%）であった。

図表 2-4 保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待事例(n=37)(複数回答)





## 【選択肢 1～19 以外の事例】

### ■ 活動への参加強制

- こどもの意思に関わらず、信徒のこども会への参加を強要する
- 夜間、駅前で小学生くらいのこどもと宗教に関するどう配りを行っている
- 実母が信仰する宗教の関連施設での行事にこどもたちを連れて毎日参加していたが、こどもがスクールカウンセラーとの面談で「宗教活動には参加したくないこと、参加したくない気持ちを実母に伝えても実母が受け入れてくれないこと」等を吐露
- お参り等の宗教活動への参加を強制する

### ■ ネグレクト

- 母の研修参加等による夜間放置（「著しい放置」までにはあたらない印象）
- 日常生活で信仰に係ることを優先し、養育を放棄している
- 宗教活動に熱心で食事の提供をしていないとの危惧があった
- こどもが祖父からの性被害を訴えたが、実母が宗教の教義により「許してあげなさい」と取り合わなかった

### ■ 食事や娯楽等の制限

- 娯楽について一部制限している。その他、こどもが着る服について半袖や露出多めの衣服を着せない
- 母親が出産後、母乳が出ないのに宗教上認められるミルク以外は飲ませられないと言って市販のミルクを与えない

### ■ 家庭内の不和、きょうだい間の差別

- 宗教活動を巡る父母間の面前 DV
- 母が同じ宗教を信じる男性と再婚しその男性との間に実子（弟）が誕生した。家庭内で、きょうだい間で宗教的な純粋さが異なるという認識が醸成されている

### (3) 問 2.保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される該当事例の相談対応件数及び一時保護件数

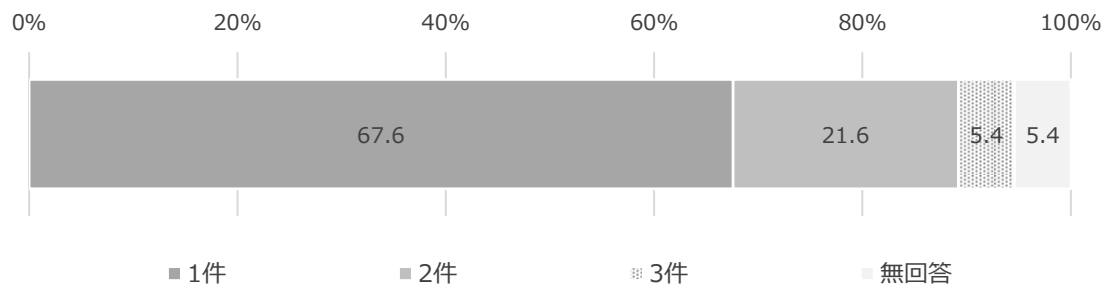
問 1 で該当事例ありと回答した児童相談所（37 か所）に、該当事例の相談対応件数を聞いたところ、合計 47 件であった。そのうち、一時保護を行った件数を聞いたところ、合計 19 件であった。

図表 2-5 該当事例の相談対応件数・一時保護件数(n=37)(数値回答)

(件)	合計	最大値	最小値
① 相談対応件数	47	3	0
② ①のうち、一時保護件数	19	2	0

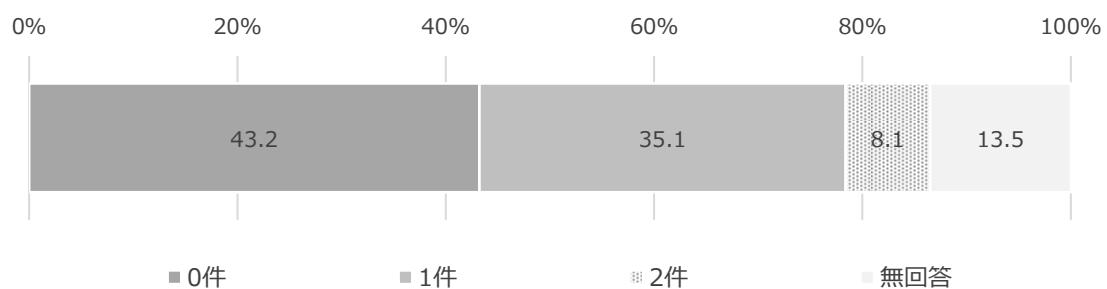
なお、問 1 の該当事例の相談対応件数は、「1 件」が 67.6%（25 か所）、「2 件」が 21.6%（8 か所）、「3 件」が 5.4%（2 か所）であった。

図表 2-6 ①該当事例の相談対応件数(n=37)(数値回答)



また、問 1 の該当事例のうち、一時保護を行った件数は、「0 件」が 43.2%（16 か所）、「1 件」が 35.1%（13 か所）、「2 件」が 8.1%（3 か所）であった。

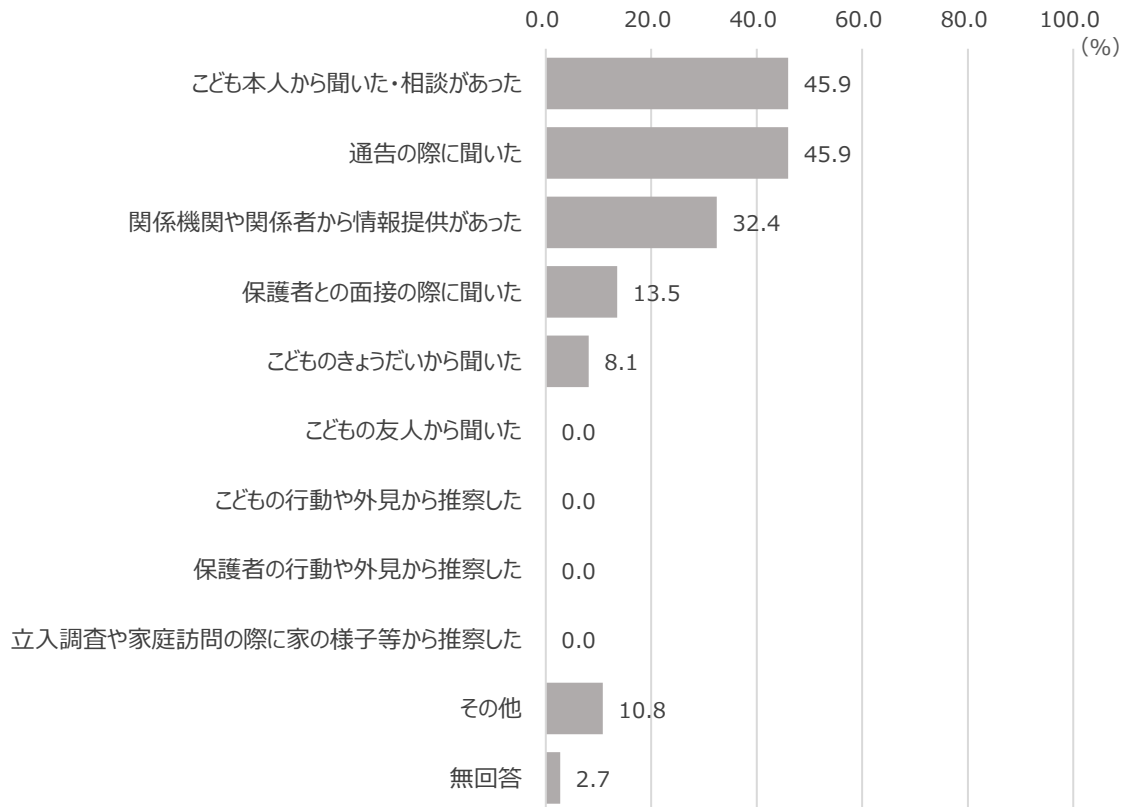
図表 2-7 ②該当事例の一時保護件数(n=37)(数値回答)



#### (4) 問 3.保護者による宗教の信仰等に起因する虐待であると推察したきっかけ

問 1 で該当事例ありと回答した児童相談所（37 か所）に、当該事例が保護者による宗教の信仰等に起因すると推察したきっかけを聞いたところ、「子ども本人から聞いた・相談があった」「通告の際に聞いた」がともに 45.9%（17 か所）で最も多く、次いで「関係機関や関係者から情報提供があった」が 32.4%（12 か所）であった。

図表 2-8 保護者による宗教の信仰等に起因する虐待と推察したきっかけ(n=37)(複数回答)



#### 【「その他」の内容】

- 子どもの親族からの相談があった
- 他の児童相談所で過去に同様の理由できょうだいの一時保護があった
- SNS にあがっていた親子と思われる写真を見た

#### 【「関係機関や関係者から情報提供があった」場合の関係機関・関係者】

##### ■学校

- 子どもが所属する学校担任と養護教諭へ相談したことから、学校から児童相談所に情報提供があった
- 学校の SC に子どもが訴えた
- 子どもが学校の先生に宗教活動への参加を強制されている旨の手紙を書き、学校から情報提供があった

##### ■病院

- 出産後、母が病院の職員に話した
- 子どもを出産した病院からの通告があった

##### ■その他

- 法テラス
- 知人、同居人

## (5) 問 4.保護者による宗教の信仰等に起因する虐待かの判断が悩ましい事例

Q&Aにある相談対応事例に該当するかの判断が悩ましい事例、また保護者による宗教の信仰等に起因する虐待かの判断が悩ましい事例、宗教ではないかもしれないが保護者の信条等に起因する虐待ではないかと思われる事例などがあるか聞いたところ、以下のような回答があった。

### ■身体的な危害を加える

- 「こどもの間違った行いは暴力をしてでも修正するのが躰だ」「こどもが悪いことをすれば罰（叩く、外に閉め出す）を与えるのは当然だ」との保護者の信条から虐待になるケースがある
- 成人しているきょうだいから布で頭を覆わないことで暴力を受けた

### ■治療服薬等の拒否

- （精神科）薬物治療に対する偏見、拒否感から精神科受診を拒否する事例がある
- 自然派育児へのこだわりによる医療受診の制限

### ■民間療法へのこだわり

- 保護者が自然派で、こどもが高熱を出しても病院に連れて行かず、絶食させて治そうとする
- 自然派生活、医療忌避、代替療法への傾倒により健康状態が危ぶまれるケースがある
- 自然食に傾倒している保護者が食事療法で病気を治療しようとしたケース
- 保護者から、特定の食品を塗ることで傷が治るとの主張があった

### ■ステロイドの使用拒否

- アトピーのあるこどもへのステロイド拒否
- 重度のアトピー性皮膚炎でステロイドを使用することを拒否する
- ステロイド拒否感があり、漢方薬にこだわっていたため、こどもの皮膚がかなりの炎症を起こした
- アトピーで母がステロイド治療に悪印象を持っており、こどもの服用を拒否しているケース
- 自然由来の食材へのこだわりがあり、セミナー参加のためこどもを放置したり、アトピー性皮膚炎について適切な医療を受けさせていない

### ■食事の制限

- 食してよい食べ物の制限
- 養育者の食事へのこだわりにより栄養不良となり、発達の遅れなどが疑われた
- 保護者が菜食主義者で、こどもに給食で牛乳を飲ませないことや、魚や肉類を食べさせないことを保育所に要求する
- 信条に基づき特定の食材で調理したものしか認めず、学校給食等を拒む保護者がいる
- 発達障害があり食べ物の好き嫌いが激しいこどもに対し、親が必要なカロリーや栄養バランスにこだわり、液体の経腸栄養剤を頑なに飲ませようとする
- 過度な食事・生活制限などによりこどもに健康面の影響が出ている場合、その程度や生活適応の様子により、総合的に虐待か否かを判断していくことになるが、明確な通院拒否や標準治療の拒否などがないと、どこで線引きするか迷う場合もある
- 父母の一方が食へのこだわりがあり、こどもに食べさせる食材等のことで揉め、こどもの面前で激しい喧嘩を繰り返している
- 特定の育児方式に傾倒し、母乳が十分に出ないにもかかわらず母乳のみしか与えない、体を冷やしてはいけないという考えで夏場でもエアコンを入れないなど、こどもの安全・健康状態が危惧される事案があった

### ■外出行動の制限

- 新型コロナウイルス罹患のおそれから外出等を控える事例
- 保護者がこどもに新型コロナウイルスのワクチン接種をしている他者との交流を避けさせたり、感染対策のため、こどもの外出や行動面に制限を行う事案

- 宗教に限らず保護者の考えに偏りがあり、自分の考えや方針に固執するケースは多々ある。例えば、コロナに罹患する恐れがあるので登校させない、放射能が怖いので外に出さない、薬の影響が怖いので子どもには薬を飲ませないなど
- 養育者の脅迫的観念の中で類似した内容（コロナ陰謀論等）はある

#### ■ 娯楽の制限

- 保護者の信仰する宗教の考えにより、読んで良いマンガ等を制限されていた。虐待とまで言えるのかは判断による
- 思春期に揺れる子どもの心の内を理解できず、一方的にスマホの使い方のルールを示し、それが守れないとスマホを取り上げる親

#### ■ 登校の制限

- 山間部などに転居し、健診を受けさせない、登校園を子どもが望んでいない等と主張し登校園させない保護者がいる
- 子ども自身が「行きたくない」との理由で不登校だが、学校の登校に保護者が積極的でなく、保護者の意向の影響から「行きたくない」との発言になっていることが推察される
- 子どもが「新型コロナワクチン接種した人と接すると気持ちが悪くなる」ことを不登校の理由の一つにしており、保護者による影響を多分に受けていることが推察されるが、子ども自身が登校を渋っており判断が難しかった
- 保護者は子どもに対し中学校への通学を禁じてはいないが、子どもが保護者の信仰に違和感を抱き、嫌悪したことをきっかけに子どもが不登校になった

#### ■ 信仰の強要

- 「教会をやめたい」「恋愛をしたい」気持ちを信者である親に言うと何かひどいことが起こるのではないかという内容の相談が子どもからあった
- 宗教ではないが、保護者の思想や信念（コロナは嘘、テレビやインターネットは害悪等）を子どもに強要する事案があった
- 子どもが「保護者に御経を読ませられ、水行と称して水を浴びせられたため、家に帰りたくない」と訴え、一時保護した事例がある。保護者は宗教信仰ではなく、友人からもらった本の影響で当該行為を行っていた
- 「〇〇水」を制作・販売する人の話を信じる母が、その関係者の知人宅に子どもを預け、児童福祉法第 30 条の同居届を提出した事例

#### ■ 妊婦健診検査等の拒否、自然分娩へのこだわり

- 医療者のいない中での自宅分娩
- 出産にあたり、宗教を信仰する保護者の信条等から、医療機関や助産師を頼らず自宅分娩を行う事例
- 医療に対する不信から、自宅で出産することにこだわり、関係機関からの関りを拒否
- 保護者の信条から医療に関わろうとせず、妊婦健診、産後健診、乳幼児健診未受診。命にかかわること以外は受診しないと訴える
- 保護者が自然派志向で、病院ではなく海中で出産を行いたいとの相談があったが、出産予定日が冬であったため、安全な出産に懸念がある事案
- 保護者が自然治癒を標榜し、健診や医療への意識・関心が極めて低く、保護者も幼児も健康保険制度に加入していない。今後子どもの健康状態や保護者の対応次第では医療ネグレクトに発展する可能性がある

#### ■ その他

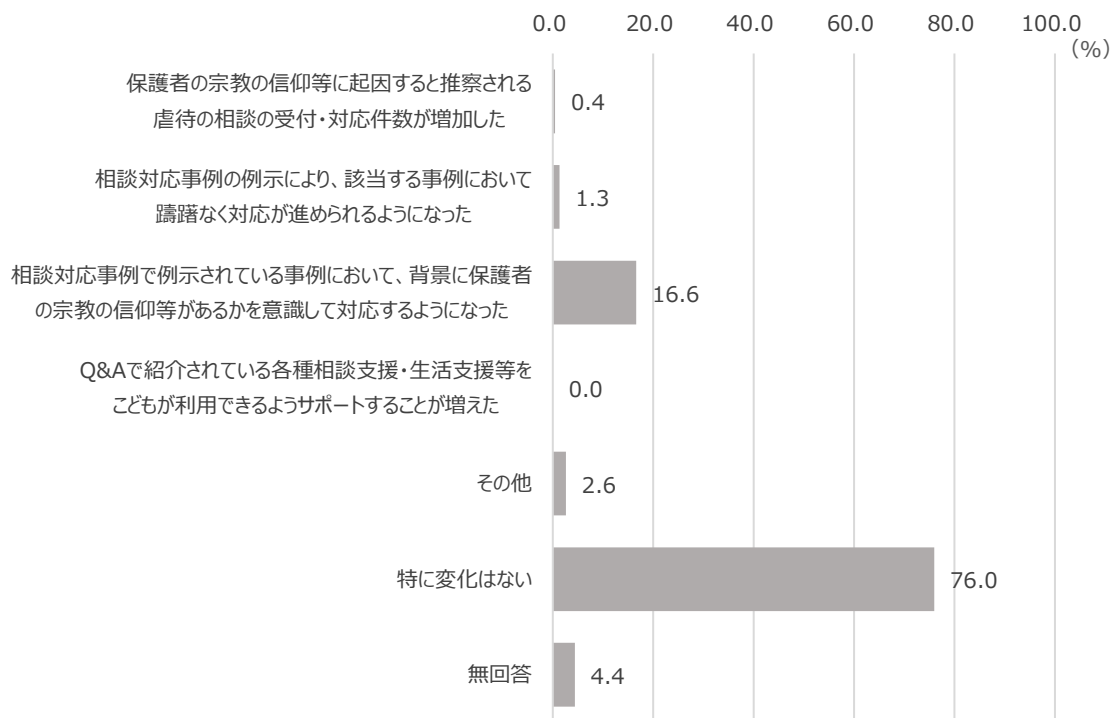
- ぐ犯通告のあったケースについて、過去に母が宗教活動のために夜間不在になること等があったことを確認した
- 家庭が宗教信仰のため子どもへの金銭搾取があり、家出てきた事例
- 保護者が精神的に不安定な状況となり、その結果、地域の新興宗教に傾倒していった事例はある。そこでは保護者は強く子どもを叱責し、心理的虐待にあたるとの内容の相談で当所は対応したが、宗教の信仰自体は虐待の原因にはあたらないと判断した

## (6) 問 5.Q&A 発出以降の変化

令和4年12月27日のQ&A発出以降、保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待事例の対応等において変化したことを聞いたところ、「特に変化はない」が76.0%（174か所）であった。

変化した内容については、「相談対応事例で例示されている事例において背景に保護者の宗教の信仰等があるかを意識して対応するようになった」が16.6%（38か所）、「相談対応事例の例示により、該当する事例において躊躇なく対応が進められるようになった」が1.3%（3か所）であった。

図表 2-9 Q&A 発出以降の変化(n=229)(複数回答)



### 【「その他」の内容】

- 例示により具体的に検討できることはよかった
- 子どもが大人（教師、SC）に相談できた
- 該当する事例は無いが、相談対応において背景に保護者の宗教の信仰等があるかを意識している
- 措置ケースの保護者より、措置先（養育家庭）の宗教活動についての心配が高まり、家庭引き取りを求められるケースがあった
- 一部の医療機関から、子どもの輸血に応じない親が現れた場合を想定し、児童相談所と連携したい旨の申し出があったが、要検討事項が多く、協議不十分のまま進展しなかった

## 2. 医療ネグレクト事例について

### (1) 問 6.医療ネグレクトの相談対応件数

令和4年4月から令和5年9月における、こどもの生命・身体に重大な影響があった医療ネグレクトの相談対応件数について聞いたところ、39 か所（17.0%）の児童相談所において該当事例があり、その合計は53件であった。

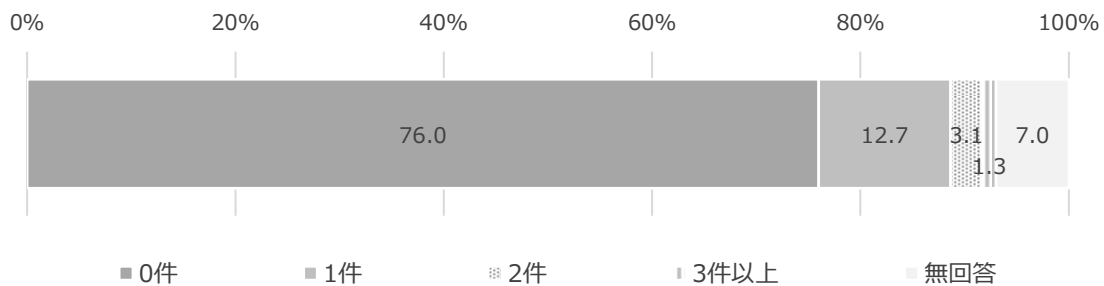
該当事例53件のうち、「一時保護を行った件数」は22件、「児童相談所所長による、医療行為への同意件数」および「親権停止の申し立ての件数」はいずれも3件、「保護者の宗教の信仰等がその理由と考えられた事例の件数」は2件であった。

図表 2-10 医療ネグレクト相談対応件数(数値回答)

(件)	合計	最大値	最小値
① こどもの生命・身体に重大な影響があった医療ネグレクトの相談対応件数(n=229)	53	4	0
② ①のうち、一時保護を行った件数(n=39)	22	2	0
③ ①のうち、児童相談所所長による、医療行為への同意件数(n=39)	3	1	0
④ ①のうち、親権停止の申し立ての件数(n=39)	3	1	0
⑤ ①のうち、保護者の宗教の信仰等がその理由と考えられた事例の件数(n=39)	2	1	0

児童相談所ごとの件数で見ると、令和4年4月から令和5年9月における医療ネグレクトの相談対応件数は、「0件」が76.0%（174か所）、「1件」が12.7%（29か所）、「2件」が3.1%（7か所）、「3件以上」が1.3%（3か所）であった。

図表 2-11 ①医療ネグレクト相談対応件数(n=229)(数値回答)

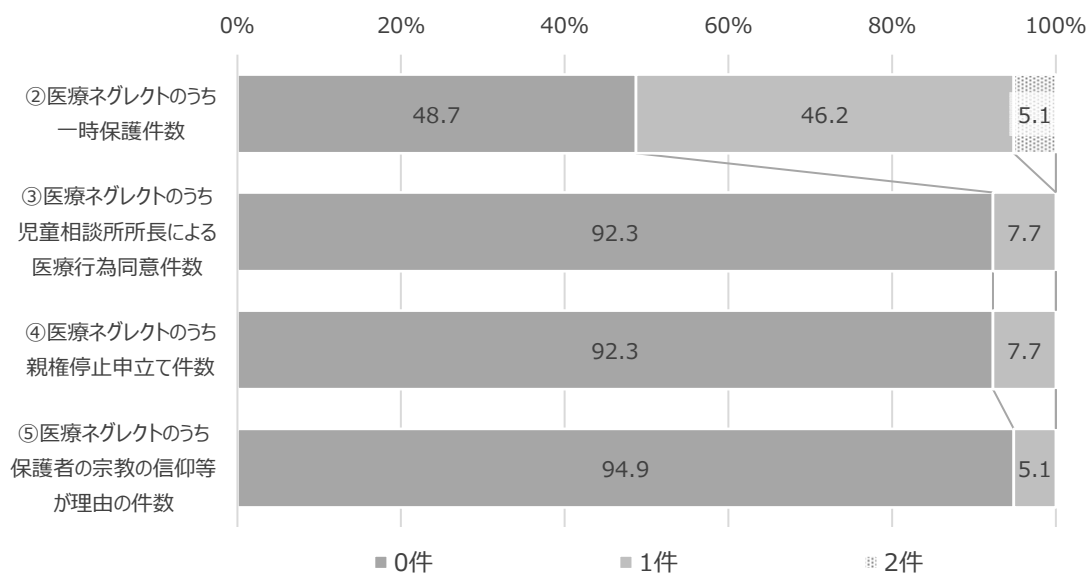


また、一時保護件数は「0件」が48.7%（19か所）、「1件」が46.2%（18か所）、「2件以上」が5.1%（2か所）であった。

医療ネグレクトのうち、医療行為への児童相談所所長による同意件数および親権停止の申立ての件数については、いずれも「0件」が92.3%（36か所）、「1件」が7.7%（3か所）であった。

医療ネグレクトのうち、保護者による宗教の信仰等がその理由と考えられた事例の件数は、「0件」が94.9%（37か所）、「1件」が5.1%（2か所）であった。

図表 2-12 医療ネグレクトのうちの②一時保護件数・③児童相談所所長による医療行為同意件数・  
④親権停止申立て件数・⑤保護者の宗教の信仰等が理由の件数(n=39)(数値回答)

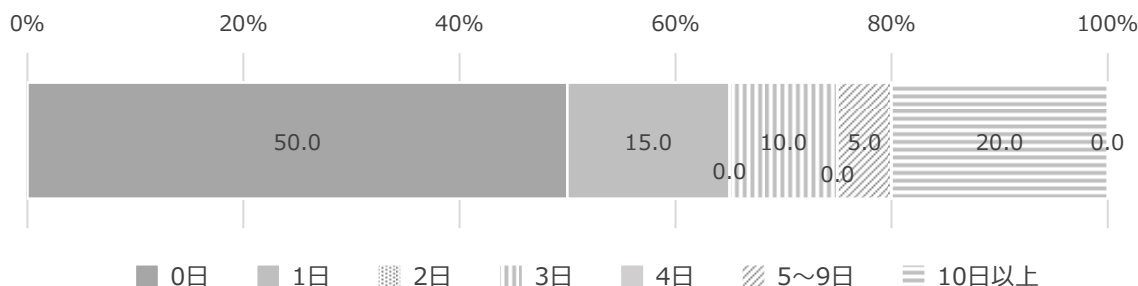




## (2) 問 7.一時保護までの所要期間

問 6 で一時保護を行った件数が 1 件以上と回答した児童相談所（20 か所）に、一時保護までに要した期間（複数該当事例がある場合、最長日数）を聞いたところ、「0 日」が 50.0%（10 か所）、「1 日」が 15.0%（3 か所）、「3 日」が 10%（2 か所）、「5～9 日」（7 日）が 5%（1 か所）、「10 日以上」が 20.0%（4 か所）であり、最長日数は 201 日であった。

図表 2-13 一時保護までの最長所要期間(n=20)(数値回答)



### 【「10 日以上」の内訳】

- 12 日
- 28 日
- 119 日
- 201 日

## (3) 問 8-ア.一時保護までに時間を要した理由

一時保護までに時間を要した理由や課題等について聞いたところ、以下のような回答があった。

### ■ 保護者の同意を得るための説明準備や不同意の場合の対応準備に時間がかかった

- 医療機関の複数の医師による保護者への治療説明を尽くし、そのうえでも同意を得られないことを確認するため
- 児童相談所の介入に対する保護者の拒否感が強く、主治医から入院を説得してもらい病院受診、入院に至ったため
- 一時保護不同意が容易に想定されたため、法的対応を準備
- 在宅からの身柄確保について慎重なシミュレーションを要したため
- 母と連絡が取れず、同意を得られなかったため
- 精神科治療に係る医療ネグレクトケース。拒食症による体重減少が問題となった。こどもの生命維持に関する治療は同意したが、精神科の治療をするために入院の継続をすることは不同意だったため、一時保護し調整した

### ■ 医療機関や措置先との調整に時間がかかった

- 一時保護委託の可否を巡り、こどもの安全確保の観点から病院側の調整が困難だった
- 医療機関同士の調整に時間を要したため
- 保護者の居所が安定せず、家庭の養育環境が整う見通しが立たないことに加えて、医療的ケア児であることから、措置先の障害児入所施設の入所待機のため長期化した

#### (4) 問 8-イ.一時保護を円滑に行うための工夫

一時保護を円滑に行うために行っている工夫や短期間で一時保護ができた理由について聞いたところ、以下のような回答があった。

- 医療機関と事前の協議、日頃からの密な連携を行っていた
  - 事前に病院の CPT と協議を行った
  - 他の虐待ケースと差異はない。日頃より連携を密にしている総合病院の医師と綿密に検討したうえで保護者対応できたことが早急な判断と保護につながったと考えられる
  - 特定の医療機関と複数回に渡る連絡を重ねた
  - 医療機関との連携、情報共有
  - 市町医療機関との連携
- 医療機関との連携や一時保護委託の手続きが速やかに行えた
  - 通告を受けて速やかに病院での調査を行い一時保護の判断を行った。通告元の医療機関へ一時保護委託を行うことができ、委託先の確保が迅速に行えた
  - 医療機関から通告を受け、即日病院に一時保護委託とした
  - 医療機関との連携がうまくでき、通告→受理会議→即日対応がスムーズに進んだ
  - 病院との連携を、スピード感をもって行った
  - 通告元の病院との連携により、速やかに一時保護を行えた
- 市町村学校等の関係機関との連携・情報共有ができていた
  - 市福祉事務所、保健センターとの連携がとれていた（市が家庭訪問した）
  - 市町の母子保健、要保護児童対策地域協議会との連携
  - 学校、市役所から事前に相談が複数回あり、結果的に市からの送致書を受領した日に緊急受理及び一時保護決定をするための調査ができていた
  - 関係機関との情報共有
- 弁護士、警察、措置先と連携した対応が行えた
  - 顧問弁護士に相談し、法的対応について整理するとともに、適宜所内で対応を検討
  - 警察の同行
  - こども本人が警察に虐待を訴え、身柄付き通告から一時保護委託となった
  - 施設入所措置中に保護者が服薬調整を拒否、一時保護委託に切り替えて監護権で服薬調整を行った
- 受診治療の必要性を保護者に丁寧に説明した
  - 一時保護の必要性を保護者になるべく早期に、丁寧に説明している
  - 受理時、保護が見込まれるケースについては、虐待に至った要因やこどもが受けた具体的な被害とその後予想される影響、家族の課題、児童相談所のかかわりの終結のために必要なこと等を整理し保護者に伝え理解を得ている
  - こどもと保護者で受けた治療について内容のり合わせを行い退院のめどを明確にした。こどもも精神科の治療は拒否したため、体力の回復をゴールとし、退院後の受診や面接の継続を誓約して保護の解除とともに退院した
  - こどもの受診が必要で健康状態を確認する必要があるという説明に対して、保護者が児童相談所の指示を受け入れた
- 運営指針や虐待対応の手引きに沿った対応を行った
  - 特筆すべきことはなし。児童相談所運営指針や子ども虐待対応の手引きに沿って対応している

## (5) 問 9.子どもが医療を適切に受けるための取組

子どもの生命・身体に重大な影響がある状況において、保護者による宗教の信仰等を理由に医療行為を受けさせない場合に、子どもが医療を適切・円滑に受けられるようにするために行っている取組や工夫について聞いたところ、以下のような回答があった。

- 医療機関との協議の場等で事前に対応方針を相談、情報を共有
  - 宗教的輸血拒否患者の取り扱いについて、大学病院と児童相談所で協議しており、それに基づいた対応を行う
  - 受診予定の医療機関と対応について十分に協議しておく（病院からの連れ去り等に対する警察と連携した対応など）
  - 医療機関と事前協議をしっかりとうえて、保護者への説明と治療への理解をまずは医療機関から促してもらう。それでも同意が得られない場合はスムーズに一時保護→治療へと繋がるようシミュレーションしておく
  - 基幹的医療機関の虐待対応委員会に出席し、医療ネグレクトへの対応に関するマニュアルの周知と医療ネグレクト事案への対応について確認を行った
  - 医療機関と連携し、医療行為を受けさせるために必要な手続き（同意書の取扱い等）と入院等の必要性や受け入れ体制について確認する
  - 医療機関との日頃の連携の際、児童相談所の機能や保護判断について説明を丁寧に行い、相互理解を積み重ねるようにしている
  - 児童相談所単位ではないが、市内の中核医療機関とのネットワーク会議を要保護児童対策地域協議会の下部組織として位置付けている。そのような場で事例共有をし、医療機関と連携しやすい工夫をしている
  - 医療機関との要保護児童対策地域協議会で援助方針を検討している
  - 児童虐待早期発見医療体制整備事業で県が業務委託している中核医療機関と連携している
  - 医療ネグレクト事案への対応状況について、県が開催する虐待対応医療機関連絡会において情報共有している
  - 必要な医療行為であることを証明するために医療機関との連携が必要不可欠なので、日頃から医療機関との連携は丁寧に行っている
  - 県内の医療機関との連絡会議にて、日頃よりこのことに限らず連携のあり方について情報共有、協議を行っている
  - 緊急受診から想定される医療機関への情報提供
  - 医療機関からの情報の提供を受け、親権停止に係る手続きについての共有
  - 医療機関からの迅速な通告の依頼
  - 医療機関と医療ネグレクトへの対応について協議する場を持った
  - 子どもの生命を最優先に考え、医療機関との連携、情報共有を実施
  - 医療機関より通告が入った場合は速やかに訪問し、医師等医療関係者から詳細をききとり、十分に対応を検討する
  - 医療機関を含めた関係機関によるケース会議での情報共有や対応方針の共有
  - 関係機関連絡調整会議等で医療機関との情報共有
  - 管内で緊急対応している総合病院と定期的に情報共有会議を開催している
  - 受診先医療機関との情報交換や支援方針に関する打合せ
  - 宗教の信仰による医療ネグレクトに特化した取組はしていないが管内の医療機関との連絡会を開催し、児童虐待対応全般についての情報交換、対応の確認等を行っている
  - 宗教を背景とする虐待を焦点に取り組んでいることはないが、日ごろから管内の市立病院と連携を図っている
  - 理解のある医療機関に一時保護委託を行う
  - 医療機関との連携・調整。医療機関との連携を円滑にすすめるため医療連携チームを組織
  - 専門医が勤務している病院を迅速に受診し、支援の見立てを適切に立てられるようにする
  - 医療機関との連携、アドバイザー医師の意見聴取
  - 医療機関主催の勉強会に参加し、医療機関の現状と国の対応通知を共有。手順の確認をした
  - 医療機関でマニュアルを作成している機関があり一緒に検討したことがある

## ■職権保護、親権停止、28条申立等による対応

- こどもの生命の安全など緊急性が高く早期の対応が必要な場合は、職権による一時保護を実施し、医療行為の同意確認、獲得に向けて説得を試す。不可な場合、保護者の医療行為拒否がこどもの福祉を害していることを複数の医療機関で確認してもらう。それを受けて児童福祉法 28 条審判を申し立てる
- こどもの生命、身体に重大な影響のある状況においては、職権での一時保護や児童相談所長の同意（親権行使）による医療行為への同意をすることも必要になるかと考える。加えて、28 条申し立ても必要になるかと考えられる
- 職権による一時保護、児童相談所長による医療行為への同意、親権停止の申し立て等、法的対応が必要になる可能性については通告時点から想定して、保護者への説明と並行して準備を進めておく
- 職権による一時保護を実施し、医療機関への一時保護委託を行うことや、児童相談所長の裁量で受診等を行うよう検討する
- 在宅児童の場合は、医療機関と連携し、緊急時には早急な一時保護委託により児童相談所長判断で適切な医療を受けられるようにする。措置児童の場合には、監護権のある施設長判断による適切な医療提供を要請する。親権停止申立の際は、保全処分も同時に申し立てることで、こどもの安全を図る
- 迅速な法的対応による治療の開始。親権停止申立てと仮処分の申し立てによる児童相談所長の職務権限による治療の開始
- こどもの生命、身体に重大な影響がある可能性が認められた場合は、親権停止等の法的措置を視野に対応を検討する
- 養育者（保護者、親権者）への働きかけによる同意は必須であるが、あきらかに不同意であれば、一時保護による児童相談所長の親権代行、弁護士との協議にて、親権の一時停止、保全処分の判断について整理している
- 宗教の信仰等による、よらないに関わらず、必要な医療行為を受けられるように説明し、それでも拒否する場合は親権停止を申し立てることになると思われる
- 緊急時には一時保護を躊躇なく実施する
- 宗教の信仰等に関わらず、医療現場等から「こどもに必要とされる医療を保護者が受けさせないことによりこどもの生命・身体に重大な影響があると考えられる」等の情報があれば虐待通告として受理し、速やかに事実確認のための調査を実施。その医療行為をしない場合において、こどもの生命・身体・精神に重大な被害が生じる可能性が高いと判断される時には職権一時保護を実施。その後の状況に応じて、親権停止等、法的対応を検討する体制は整っている
- 宗教に関連する事案に特化した取組、工夫は無い（不用）。他の事例と同様にリスク評価を行い、必要な措置（職権保護、親権停止、28 条申立等）を行う
- 保護者の宗教や信仰に関わらず、こどもに必要な医療行為を受けさせず、その事が生命・身体に重大な影響があるのであれば、一時保護や病院への委託一時保護の実施を速やかに検討する事としている
- 背景に宗教があるのかどうかは関係ない。状況に応じて必要な一時保護や法的対応（親権停止の申立て等）を行う
- 該当事例は無いが、他のケースと同様に、必要に応じて措置先施設と協議し、適切な医療行為を施せるよう、法的対応を含め検討をしていく
- 特定の事例はないが、日頃から保護者の状況を把握しながら対話を継続する中で、入所児童の場合であれば児童相談所長や施設長の権限で適切に対応するように連携を図る。在宅児童の場合であれば、警察との連携を含め職権保護対応を検討する

## ■措置先と事前に対応を検討している

- 保護者に宗教の信仰が認められた際は、施設等措置先と情報共有する
- 措置児童について保護者の宗教の信仰等の情報を把握している場合、措置先と事前に対応を検討する
- 措置児童への対応について、措置先と連絡を密に取り合う

## ■ 弁護士と早期に相談して対応する、日頃から連携する

- 弁護士に相談して事前に状況を伝え、児童相談所としての対応について法的に問題がないか確認し、必要に応じて施設や医療機関等と情報を共有する
- 医療ネグレクトが疑われるケースは早い段階で児童相談所の弁護士に相談しておき、法的対応について整理しておく
- 入院や手術、治療等で、児童福祉法第 33 条の 7 第 1 項の親権停止が必要となる可能性があるケースなどは、事前に弁護士と協議し早めに調査、準備を行っている
- 法的根拠について弁護士と事前協議し、親権停止等を検討
- 弁護士相談などを活用し、受診が必要であることの法的根拠等について固めておく
- 法的介入の要否も含め、弁護士と早期から相談できる体制
- 宗教を背景とする虐待を焦点に取り組んでいることはないが、日ごろから児童相談所配属の弁護士へオンコールで繋がる体制を組んでいる
- 迅速な家裁申立が想定されるため、日頃から非常勤弁護士との疎通を良くしている。時間外のやり取りもできる
- 法的に対応できることの有無について、速やかに嘱託弁護士に相談し、対応
- 緊急を要する場合は速やかに法的対応がとれるよう、弁護士と日頃から連携している
- 該当する事例があった場合は、非常勤弁護士と連携し迅速に対応していく
- 速やかに対応できるように、嘱託の弁護士と対応について相談している
- 考え方や手続き等に法的瑕疵がないよう、速やかに弁護士に相談している
- 情報を把握した時点で早急に弁護士相談にかけ、対策を立てる
- 常勤弁護士はいないが、非常勤弁護士に電話やメールで適時相談を行うようにしている
- 随時、弁護士、医師に相談できる体制をとっている
- 設問にある状況の疑いが生じた場合、県弁護士団に随時相談できる体制がある
- 一刻を争う命がかかったケースもあると思われるため、素早い判断ができるよう、医療や司法（弁護士など）と連携し進める
- 医療ネグレクトへの対応について、契約弁護士へ相談のうえ考え方を整理した
- 医療倫理、法学的観点から、法律相談等による児童相談所弁護士の助言を受ける機会は必須と考え対応している
- 「Q & A」を確認するとともに弁護士を交えて親権停止などの法的対応の必要性やその手続きについて確認し、準備を行う
- 保護者の宗教の信仰等に関わらず、必要な医療行為をこどもに受けさせない場合においては、当該行為が親権の濫用に当たるか等について、医療機関、弁護士等と丁寧に協議しながら法的な整理をしている
- 家裁への申し立てがスムーズに行えるよう弁護士と連携を図っている
- 保護者の宗教の信仰等の情報を把握した場合には、医療機関等と調整を行うことや、具体的な対応について顧問弁護士へ相談するなど、あらかじめ準備をすると想定している
- 今のところ設問にあるようなケースは受理していないが、もしも受理した際には弁護士等からの助言を得る等、法的対応も見越しての対応となると思われる
- 対応するとすれば、訴訟リスクを考慮し、適宜弁護士と協議しながらの対応になると考える
- 過去にそのような事例が無いが、もし一時保護などの措置が必要な場合は医療機関か弁護士などと協議の上、こどもの生命の安全を第一に対応したい
- 具体的に対応したケースはないが、状況に応じて嘱託の弁護士に相談ができる体制を整えている
- 事例として現在対応したケースはないが、もし医療ネグレクトが疑われる場合は、医療機関や弁護士等と相談し、法的対応をとることを検討する
- 事例はなく、特に取組はしていない。もしも発生すれば、法的対応強化事業を活用し、弁護士に相談する

## ■ 家庭裁判所と連携して対応する

- 状況により親権、保全、停止などの対応が行えるよう、家庭裁判所と連携する
- 親権停止を視野に入れた家庭裁判所との連絡調整
- 日常的に行ってはいないが、可能性がある事例があった際は、親権停止の可能性も踏まえ、家庭裁判所と速やかに協議を行う

#### ■ 関係機関（所属、市町村、警察等）との連携対応、情報共有を行う

- 保護者の宗教の信仰等の情報を把握したら関係機関で情報共有方法や対応方法を事前調整しておく
- 対応としては保護して受診させる方向性になり、所属や警察と連携することになると思われる
- 一時保護についてはできれば所属での保護を目指す。在宅（保護）で行うためには関係機関と協議を行いながら子どもの安全を憂慮しつつ、警察にも援助要請を求める
- 宗教虐待への対応にあたっては、保護者の信条に起因するものであり早期の改善が難しいと見込まれることから、警察や子どもの所属（学校など）等と綿密に連携しながら、迅速かつ確実な親子分離を念頭に対応することを想定している
- これまでに事例はないが、「医療ネグレクトにより児童の生命身体に重大な影響がある場合の対応について」（平成 24 年 3 月 9 日雇児総発 0309 第 2 号）に基づく対応とともに、医療機関、住所地の自治体、所属機関等と十分な連携のうえ対応を検討する
- 社会調査の中で母子保健分野、学校保健分野からの保健情報の取得を行い、子ども、保護者のアセスメントを行う際に活用
- 所属がある子どもについては、普段の生活の中で信仰上配慮していることがあるかなどを調査の中で確認している
- 要保護児童対策地域協議会を実施し、情報共有を行う。関係機関の対応について助言する。家庭訪問やその同行を行う
- 児童福祉審議会の地域ごとの専門部会があり、臨時・緊急的に諮ることができる
- 一時保護にむけた関係機関との事前共有の実施
- 関係機関に伝え、早期発見を心掛けている
- 保護者の宗教の信仰等に関する情報の収集を行う
- 他のケースと同様、必要な関係機関との連絡、調整を密に行う
- 当所では近年該当する事例が無いが、日頃から関係機関との連携を密にし、懸念されるケースがあれば早めに情報共有し調整、準備できるよう努めている

#### ■ 子どもや保護者への説明を丁寧に行う

- 関係機関と連携しながら、子どもの生命健康のために医療行為が必要であることを保護者に理解してもらえよう、保護者の気持ちに寄り添いながら丁寧に説明する
- 子どもが受ける治療行為のため、患者（代諾者）が自己決定できる説明の提案のプロセスやその判断について、インフォームドコンセントの有無、セカンドオピニオンの実施など児童相談所内の医療職とのチームで対応を行っている
- 調査の段階や日頃の保護者との調整の中で、あらかじめ児童相談所の対応について伝えておく
- 親権者から同意を得られるよう可能な限りの説得を行うとともに、子どもがその医療行為について適切に判断できるよう説明に努め、子どもからも同意を得るように取り組む
- 発生時には以下のような対応が必要と思われる。まず第一に当該医療機関との綿密な連携を行い、保護者への医療行為に関する説明を尽くすこと。そのうえで医療的な倫理・法的な観点から、児童相談所の弁護士と連携しながら対応をする。特に宗教問題だからと特別視せず、他の児童虐待事例と同じく子どもの権利を守ることを前提に、可能な限り子ども・保護者を支援するという基本の姿勢を基に対応する。一方で、宗教等に関する児童虐待を受けている疑いのある子どもについては、保護者から教義に基づく考えや価値観の影響を強く受けている場合があるため、自らの置かれている状況を問題として認識することが難しい場合があると思われる。子どもの置かれている状況を客観的にアセスメントし、児童虐待があると認められる場合には、子ども本人や保護者に対して、児童虐待の定義に基づいた説明や指導を行う。それでも保護者の態度が改まらない場合には、子どもの安全を最優先として、子どもの安全が脅かされている場合においては、躊躇なく一時保護を行う

#### ■ こどもの声を丁寧に聴く

- こどもの困り感を丁寧に聞き、対応を検討する
- こどもと面接を継続的に行い、SOS を受けられる関係を作っておく

#### ■ 保護者の信教の自由を尊重しつつ、子どもの権利擁護を最優先に対応する

- 他の事例と同様に子どもの権利（生まれる育つ権利等）を守ることを前提に可能な限り保護者を支援するという基本姿勢を忘れず対応している
- 信念と医療の調和を大切に調整

- 保護者の立場（信教の自由）を理解しつつも、こどもの生命や権利擁護を最優先する考えのもと、まずは確実な一時保護を実施できるよう、丁寧かつ柔軟な対応を心掛ける

#### ■ 国の通知や手引き等に基づいて対応する

- 「医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」（平成 24 年 3 月 9 日付雇児総発 0309 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）に添付のフローチャートをすぐに見られるようにしている
- H24.3.9 雇児総発 0309 第 2 号「医療ネグレクトにより児童の生命身体に重大な影響がある場合の対応について」や今回の宗教の信仰等の Q&A をファイリングし、執務室内書架の取り出しやすい場所に備えている
- 厚生労働省通知「医療ネグレクトにより児童の生命身体に重大な影響がある場合の対応について」（平成 24 年 3 月 9 日雇児総発 0309 第 2 号）による対応
- 医療ネグレクトについて「児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン」を参考に対応についてシミュレーションしておく
- 「宗教的輸血拒否に関するガイドライン」に基づき、該当する事例が発生した場合に対応できるようにしている。令和 5 年 4 月 14 日付こども家庭庁支援局虐待防止対策課から発出されている「宗教の信仰等に関係する児童虐待等への対応に関する Q&A」を参考にして対応できるようにしている
- 令和 5 年 3 月 31 日付厚生労働省こども家庭局長通知「宗教の信仰等を背景とする医療ネグレクトが疑われる事案への対応について」に基づき、迅速かつ適切に対応することとしている
- 「子ども虐待対応の手引き」などを参照し、必要な措置を講ずることになると思う
- 特筆すべきことはなし。児童相談所運営指針や子ども虐待対応の手引きに沿って対応している
- 事案が発生した際には、こども家庭局長通知を参考に、虐待対応の基本に基づいて対応を進める
- 国の通知等を参考に、相談対応において背景に保護者の宗教の信仰等があるかを意識する
- 保護者の宗教の信仰等が養育に影響していることが予測されるケースを受理した都度、各通知の内容を確認し、必要な対応ができるように備えている。現時点では調査の結果、宗教の信仰等に起因すると推察される児童虐待（医療ネグレクトを含む）の相談対応事例はない
- 現時点で特に取組状況に変化はないものの、大きな社会問題になっている状況から、国からの通知等を参考として今後取り組んでいきたいと考えている
- 事例がないため工夫はしていないが、必要なケースがあった場合は、国の通知に基づき、保護者の同意なく医療に繋がられる対応を検討すると考える

#### ■ ケースごとに対応、保護者による宗教の信仰等に起因すると推察されるか否かにかかわらず通常通り対応する

- ケースバイケースで対応しているところであり、特化した取組や工夫はない
- このようなケースを取り扱ったことがなく、前もって行っている取組、工夫もない。しかし病院で一時保護する時の分離、病院に連れて行く時の保護者の妨害への対応など、前もって想定しておく課題は多いと考える
- 当所が緊急一時保護等を検討した事例は最近では無いが、生命、身体に重大な影響が考えられる状況があった事例について、出頭要求→再出頭要求→臨検捜索の手順で対応検討したことがあり、それに沿った対応しかないと思う
- 現状特に準備していないが、事例が出てくれば状況に応じて対応する
- これまでに事例が無く、特に取組は行っていない
- 宗教の信仰の有無に関わらず、虐待の事実があれば必要な対応を取る
- 通常通り適切な対応を行う

#### ■ 法的対応や医療ネグレクトについて所内で周知する

- 法的対応について、整理し、所内で共有している
- 法的対応を学んでおく
- 医療ネグレクトへの対応に関するマニュアルを再整備し、各職員に改めて周知した

#### ■ 他の児童相談所の事例を参考に対応する

- 他所、他県が同様のケースに対しどのような対応を行ったか等の情報収集を行う
- 当所で事例はないため、取組や工夫の検討まで及んでいないが、他の児童相談所の事例を参考にしたい

■ 一時保護等の意思決定、準備を迅速に行う

- 緊急受理会議を速やかに行い、調査や調整を速やかに行い、一時保護等の意思決定を円滑に行うようにしている
- 速やかな一時保護の実施
- 入院が必要な場合の付添対応の要員確保を行う

■ 宗教団体に対して児童相談所の考え方や対応の説明を行っている

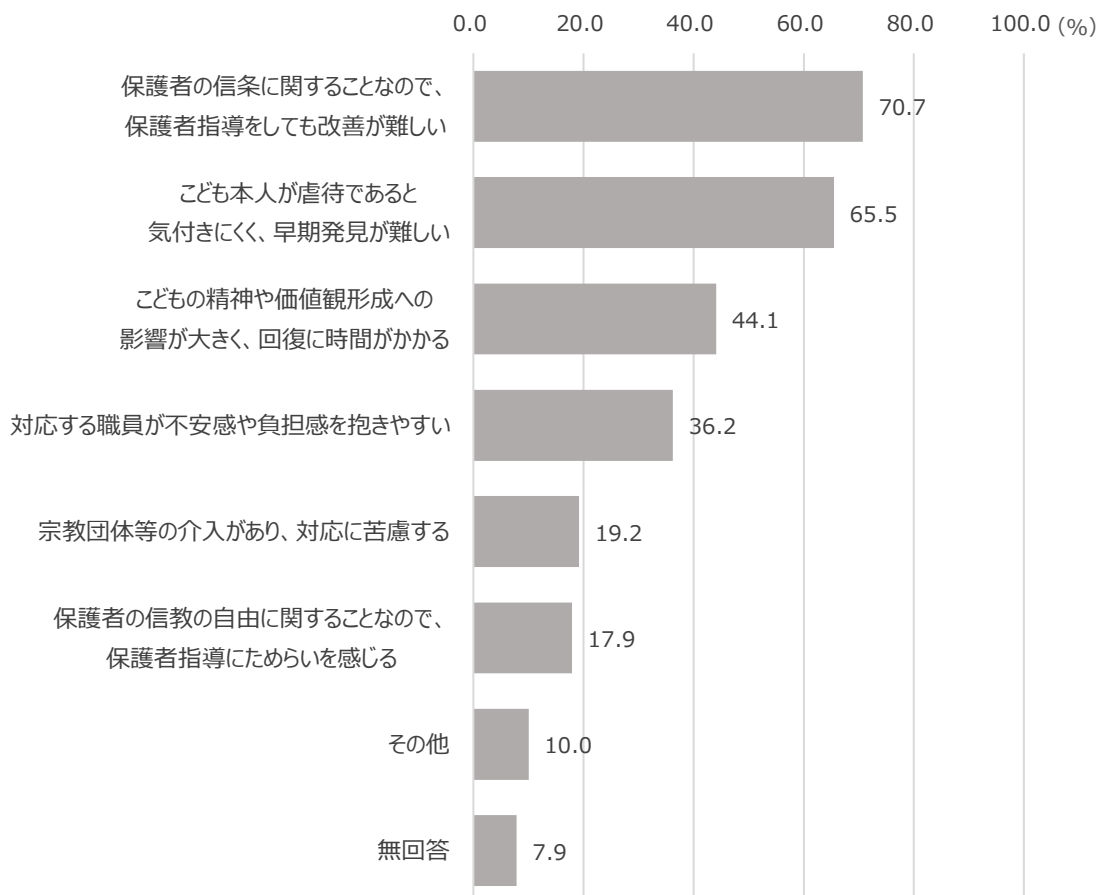
- 医療ネグレクトの可能性のある宗教団体の人とは、児童相談所との意見交換を 1 年に 1 回程度実施している。その際には保護をする必要がある際はする旨、児童相談所の考え方や対応の説明をしている

### 3. 保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待に対する取組や課題について

#### (1) 問 10.保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待事例の相談対応における課題

保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待事例への相談対応において課題となっていることや課題になると思うことについて聞いたところ、「保護者の信条に関することなので、保護者指導をしても改善が難しい」が 70.7%（162 か所）と最も多く、次いで「こども本人が虐待であると気付きにくく、早期発見が難しい」が 65.5%（150 か所）、「こどもの精神や価値観形成への影響が大きく、回復に時間がかかる」が 44.1%（101 か所）となっている。

図表 2-14 保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待事例の相談対応における課題(n=229)(複数回答)





## 【その他の課題】

- 虐待か否か、宗教の信仰等に起因すると推察できるか否かの判断が難しい
  - 養育の偏りか虐待かの線引きが難しい
  - 選択肢 2「保護者の信教の自由に関する事なので、保護者指導にためらいを感じる」について、特に子どもの生命に関わらない軽微なものについてためらいを感じる
  - 宗教に関する開示が無い場合、何に起因した価値観であるかが把握できない
- こども本人の信仰等に意思が強い場合が難しい
  - こども自身が強く信仰している時
  - こども本人が介入を拒む
  - こども自身が宗教等の価値観の影響を強く受けており、児童相談所の介入に非協力的な場合が想定される
  - こどもの意向が真のものか、親の影響によるものか判別が難しい
- 保護者と対話し、理解してもらうことが難しい
  - こどもの権利を最優先させることを保護者に理解してもらうことの困難さ
  - 保護者の信条を越えて介入する理由を説明しても理解いただくことが難しいと思われ、指導以前の話の場を設定することに困難が予想される
  - 保護者の意に反する治療を実施した後、治療を受けたこどもに対する保護者の精神的拒絶などが想定され、関係性構築への働きかけなどの二次的障壁となる事象への対応の困難さがある
- 対応可能な医療機関の確保が難しい
  - 保護者が不同意でも対応してくれる医療提供施設の確保が難しい
- 法整備、法的な整理が必要である
  - 宗教の信仰等に起因することを児童相談所個別で対応を求めていることが対応を困難とさせている。宗教法人法、刑法により明確に犯罪であることを規定することが必要
  - 宗教による食事制約（肉等）の考え方や憲法の保障する「信教の自由」との関係
- その他
  - 他文化対応の適切な判断
  - 多様な外国人世帯の増加とその対応

## (2) 問 11. 保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待事例の相談対応における取組

保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待事例への相談対応に関して、児童相談所で取り組んでいることや工夫していることを聞いたところ、以下のような回答があった。

- 弁護士や医師に相談して対応している
  - 必要に応じての弁護士相談
  - 弁護士相談が週 1 回あり、緊急的な相談についても受けもらえるよう、関係、連携がなされている
  - 該当する事例は無いが、嘱託の弁護士へ相談したり、国からの通知等の内容を再確認している
  - 具体的に対応したケースはないが、状況に応じて嘱託の弁護士に相談ができる体制を整えている
  - 法的に対応できることの有無について、速やかに嘱託弁護士に相談し、対応
  - 信教の自由と虐待の線引きについて、弁護士に相談し司法的な部分で理解を深めたり、その行為がこどもの健康、安全上どれぐらいの被害があるかを小児科医に医療的な視点から確認してもらうなど、各種専門職が多角的な視点でアセスメントし、所内会議等ではそれらのアセスメントをもとに総合的な判断ができるように、全体で協議検討している

#### ■職権での対応等について関係機関と連携を図る

- 保護者が医療行為を受けさせることを認めない事例があれば、国の通知に基づき、保護者の同意なく医療に繋がられる対応を検討する
- 特定の事例はないが、日頃から保護者の状況を把握しながら対話を継続する中で、入所児童の場合であれば児童相談所長や施設長の権限で適切に対応するように連携を図る。在宅児童の場合であれば、警察との連携を含め職権保護対応を検討する

#### ■要保護児童対策地域協議会等で関係機関に共有して対応している

- 必要に応じ要保護児童対策地域協議会の開催を要請し、関係者で情報共有する
- 要保護児童対策地域協議会での周知
- 日頃から関係機関との連携を密にし、懸念されるケースがあれば、早めに情報共有し調整、準備できるよう努める
- 関係機関との連携、情報共有

#### ■こどもの状況を丁寧に調査している

- こどもとのつながりを継続し、こどもから丁寧に話をきく
- 保護者及びこどもへのインテーク面接を丁寧に行うことで生活様式等を詳細に調査する
- こどもにとっての心身の負担にならないよう、身近な人（キーパーソン）、支援を行っている関係機関から状況確認し、こども、保護者への支援を依頼している
- 調査の際に、宗教に起因しているようなトラブルがないか注意して聴取する
- 家庭内で起きていることは見えにくいので関係機関（市町村、保育園、幼稚園、学校等）からの聞き取りを丁寧に行う
- 事例はないが、こどもの家庭環境などの調査を丁寧に行っている

#### ■個人情報やこどもの権利、偏見の防止に関する配慮を持って対応している

- 初期対応等に係るアセスメント項目に保護者の信仰等に関する項目を設けるかどうか検討中だが、係る情報の収集については、要配慮個人情報の取り扱いにも関わってくるため、慎重な判断が必要と考えている
- こどもに対しては、こどもの権利について分かりやすく説明を行い、権利侵害されているこどもから相談が上がりやすいように努めている
- 報道等の影響もあり、宗教の信仰に関して過剰に反応して通告が入るケースが今後発生する可能性がある。例えば、宗教上食事の内容に制限がある場合など、それ自体に大きな問題はなく養育上心配がない家庭であっても、周りからの偏見等により生活が送りづらくなる社会になることは避けたい。通告が入った場合の対応には配慮がより必要になることが予測される

#### ■所内で情報共有して対応している

- 事案が発生するたびに所内で協議し、対応方針を決定している
- 担当者が判断することなく速やかに情報を所内で共有する
- 対応事例・経験値が少なく、実際に発生した場合、対応に苦慮すると想像されるため、所内での勉強会が必要と考えているが、実行できていない
- 憲法で保護された信教の自由に基づき、様々な宗教とその宗教観において虐待事例等に対応する際にケースバイケースとなることが考えられ、職員にとってはかなりの負担になることが予想されるため、より多くの職員出席による受理会議や援助方針を実施するとともに、方針・対応等を確実に共有するなど、所内全体で取り組むことが望ましいと考える

#### ■Q&A等の通知を所内で周知している

- 厚生労働省から示された子発 1227 第 1 号（令和 4 年 12 月 27 日付）「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関する Q&A」についての周知
- 令和 4 年 12 月 27 日の「Q&A」を所内に周知することで、背景に保護者の宗教の信仰等があるかを意識して対応できるよう工夫している
- Q&A（厚生労働省通知）を職員に周知している
- 援助方針会議の冒頭で関連するニュースや Q&A について情報共有している
- 国からの通知を参照し取り組んでいる
- 国からの通知等、宗教関係による通知があった際は所内にて共有し、理解を深めている

■過去の事例や他児童相談所の事例を所内で共有している

- 過去事例について、所内研修等で対応を検討、周知している
- 当所の取扱い件数が少ないことから、過去数年遡ってみても宗教の信仰等に起因すると推察される虐待ケースの対応例がないため、他児童相談所の対応ケースを所内で共有し、シミュレーションしておく
- 他所での対応事例について共有し、こどもの心身のすこやかな成長および発達を妨げることのないように対応していく

■宗教が背景にあっても他の事例同様の虐待対応を行っている

- 従来通りこどもが何らかの被害を受けている状況があればその内容に即した対応を行っている。宗教ではないが、過去に保護者のポリシーからこどもが食事や生活環境面で制限されるようなケースを受理したことがあったが、医療機関や弁護士等と相談しながら対応を進めた。日頃から複数の機関との連携を意識している
- 事案が発生した場合には、虐待対応の基本（こどもにとっての最善の利益）に基づき、毅然・丁寧に指導、支援を進める
- 宗教の信仰等を背景にしていなくても、こどもに特定の行為を強要したり、暴力、おどしや禁止行為が社会通念上極めて逸脱しているものであれば、今でも虐待対応している。宗教活動であるなしに関わらず、対応を行っていくことにしている
- こどもの意向の判別に難しさはあるが、背景に宗教があるかどうか注目することより、現状でこどもが虐待状況にあるかないかが重要であるので、対応自体に変わりはない
- 児童相談所として理由の如何に関わらず虐待は容認できないこと、こどもの安全・安心を第一に対応することを全職員に周知徹底している
- 宗教の信仰のみを理由として消極的な対応をとることのないよう、適切な調査を速やかに実施するよう意識している
- 宗教の信仰等によらず、他の虐待事例と同様に対応することを心掛けている
- 宗教の信仰等に起因するかどうかに限らず、保護者の考え方がこどもの福祉に反するものなら、それについての問題を伝えて理解を求め対応している
- 宗教信仰の有無に関わらず、他ケースと同様に関係法令通知に基づき適切に対応する
- 保護者の宗教の信仰等に起因すると推察される事例に関わらず、世帯状況、こどもの状況など関係機関への聞き取りや関係機関との連携、情報共有を実施
- 保護者の宗教の信仰等に起因すると推察される場合であっても、客観的に児童虐待にあたる事実があれば、その事実に基づき対応している。

### III. ヒアリング調査結果

#### 1. 児童相談所 A

##### (1) 保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待への対応に関する基本的な考え方

###### ア. 所内の対応方針・体制

- ・ 保護者による宗教の信仰等に起因する虐待に特化して対応を準備しているというわけではなく、他の虐待ケースと同様に対応する、という方針である。
- ・ 輸血拒否以外では宗教関係の事案にあまり接しないが、保護者支援や親子関係再構築の面でも、基本的にはその他のケースと変わらないものとして対応する方針である。
- ・ 保護者が「こどものことを思って」というのは、宗教を信仰しているかにかかわらず、どの家庭も同じであるが、その方法がこどもの権利を侵害しているものなのであれば、健全な育成という目的のために、別の方法を保護者と共に模索していくという考え方である。

###### イ. 保護者への説明の際の工夫等

- ・ 宗教の信仰等を持つ保護者や子どもへの対応にあたっては、宗教の信仰等を否定したり、対立構造をつくるのではなく、できる限り本人や保護者に寄り添えるように意識して対応を行っている。

##### (2) 医療ネグレクトケースへの対応事例

- ・ 保護者の輸血拒否でこどもの手術ができないと医療機関から連絡があり、当所職員に対応が求められたことがある。保護者に、国の医療ネグレクト通知に基づき、一時保護をしたうえで、児童相談所長の同意で手術を行う旨を説明したところ、保護者は、輸血を伴う手術には同意できないが、一時保護や親権停止といった行政の判断には納得され、その後も大きな反応もなく、手術後も子どもへの虐待は認められなかった。
- ・ その際、宗教団体の医療機関との連絡調整を行う組織の担当者があり、当所と保護者の間に入り、保護者に対して当所の対応方針を説明したりしていた。手術を拒否しているのではなく、あくまでも輸血に同意したくないということで、この組織が自ら相対的無輸血で手術できる医療機関を探してきて転院させたといったケースも過去にはあった。

##### (3) 医療機関等との連携体制

###### ア. 医療機関との連携

- ・ 年に1回は県下各児童相談所と医療機関で連絡会を開催し、情報共有を行っている。宗教起因の虐待について言及したことはないが、医療機関にも国の医療ネグレクト通知についてよく理解をもらっている。
- ・ 医療ネグレクトの対応にあたっては、一時保護の上、児童相談所長の権限で手術を行うことを希望する医療機関と、裁判所による親権停止を希望する医療機関があるが、基本的に緊急性の高い場合には一時保護、緊急でない場合には親権停止で手術を行うのが児童相談所の方針である。
- ・ 医療機関から連絡があった時点で当所としては一時保護を前提に動いており、必要であればその場で直ちに一時保護とすることが可能である。

###### イ. 団体組織との意見交換

- ・ (2)の事例にある団体組織とは10年以上前からほぼ毎年、意見交換の場を持っている。先方からは、輸

血に頼らない治療方法や、相対的無輸血で手術できる医療機関に関する説明があり、事案発生時には連絡が欲しいとの要望もある。

- ・ 当所からも、虐待対策担当課長等から、治療拒否などが発生した場合の国の医療ネグレクト通知に基づく対応について説明をしている。
- ・ 先方は児童相談所との対立を望まない姿勢をとっており、国の医療ネグレクト通知等にも詳しい。
- ・ 緊急性の高い事案への対応を迅速かつ円滑に進めるためには、保護者や宗教団体から児童相談所が敵対機関だと思われることは必ずしも良いことではない。意見交換の場は団体側の考えを聞くことも当所の変わらない方針を伝え続けることもできる、よい機会にはなっている。

#### **(4) 保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待対応についての今後の取組等**

##### **ア. 医療機関以外との連携等の状況**

- ・ 医療ネグレクトケースに限らず、一時保護したこどもが退院する際には、市の虐待対応部門、母子保健部門等に、家庭の状況などの情報も共有するようにしている。

##### **イ. 職員研修等の取組**

- ・ 宗教の信仰等が絡むケースは稀であるため、実際に事案が発生した場合には、所内での情報共有や、県下児童相談所の課長会議や所長会議での共有を行っている。宗教起因の虐待に特化した研修は行ってはいないが、他の研修内で宗教の信仰等に関わるケースに言及することはある。

##### **ウ. その他、課題や実施すべきと思う事項等**

- ・ 宗教の信仰等に起因するケースは、一度発生すると即時の対応が求められることも多い。経験のある職員も限られており、県下の児童相談所での知見共有が今後の検討課題でもある。児童相談所の設置数が増えてきており、管轄する範囲が狭くなればなるほど、知見の共有はさらに難しくなるのではないかと。
- ・ 団体組織との意見交換においては、これまでは治療拒否についての話しかしていないが、今後同様の機会があれば、身体的虐待などについても、児童相談所としての対応方針を説明したいと考えている。

## **2. 児童相談所 B**

### **(1) 保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待への対応に関する基本的な考え方**

- ・ 宗教に起因する虐待に特化した対応方針や体制を決めているわけではなく、通常の虐待ケースと同様に、臨機応変に対応している。
- ・ 宗教が背景にあるか否かに関わらず、医療行為に同意しない場合、緊急保護とし、親権停止するなど、通常のケース同様の対応を行う方針である。

### **(2) 保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待対応の事例**

#### **ア. 輸血拒否のケース**

- ・ 輸血が必要になる可能性のあるこどもがいるが、宗教事由により両親が輸血を拒否していると市の担当部局から連絡があった。医療機関は保護者との関係を重視し、児童相談所から保護者への直接の連絡は控えてほしいとのことだったため、当所職員から医療機関に対して、事前に親権停止に必要な手続きや所要時間などを説明し、いざという時に備えて輸血の可否を保護者に確認してほしいと依頼した。

- ・ また、緊急であれば一時保護と児童相談所長の判断で対応可能だが、手術までに時間があつたため、医療機関への説明の前に家庭裁判所に連絡し、親権停止の申立に係る期間や必要な手続きの確認と、ケースの共有を行った。当所の契約弁護士にも、家庭裁判所に提出が必要な資料などについての相談も行った。
- ・ 最終的に両親からは輸血の同意が得られたが、そのタイミングでの手術は見送りとなり、当所としてはケースを終結して、市町村、保健センターで家庭訪問、見守りを継続している。

#### イ. 不登校のケース

- ・ こどもに宗教活動をさせるため、登校させずに家で勉強をさせているという報告が学校からあつた。当所からは、家庭訪問等をし、こどもの気持ちを聞いたうえで登校を促すよう、学校に助言した。
- ・ 宗教に関係なくホームスクーリングを選択する家庭が増えており、許容されるものと対応が必要なものの線引きに悩んでいる。

### (3) 保護者による宗教の信仰等に起因する虐待か悩ましいケースへの対応事例

- ・ 保育所から、保護者がインフルエンザのこどもを病院に連れて行かないケースがあつたという報告を、治癒後に要保護児童対策地域協議会の会議で受けたことがある。保育所等は保護者との関係性を重視することから、児童相談所の介入を望まない傾向にあるが、こどもの命に係わるため都度連絡をするよう要請した。
- ・ 自然派の保護者が入院中のこどもへの治療を拒否していると医療機関からの通告があつた。児童相談所から保護者に対して、「医師の許可なく途中で退院をするようなことがあれば、児童相談所として一時保護を行う必要がある」と話をしたところ、保護者も治療に同意した。しかし、児童相談所に繋いだことで保護者の病院への不信感が高まり、その後、病院からその家庭にかかわることが難しくなってしまった。

### (4) 医療機関等との連携体制

#### ア. 医療機関との連携

- ・ 医療ネグレクトの事案の発生に備えて、日常的に接点のある医師には事前に、医療ネグレクト事案における児童相談所への通告等についてお願いするようにしている。また、大きな医療機関とは、具体的な虐待対応等のケースにおいてMSWと関係性が構築されているため、緊急時においても円滑に連携が取れている。

#### イ. 保健所等との連携

- ・ 宗教の信仰等に起因するか否かに関わらず、医療ネグレクトがあつた場合には、児童相談所に連絡するよう保健所や保育所等にも周知している。
- ・ 保健所で行う看護学生や研修医向けの研修では、児童相談所から話をする時間を確保し、現場でこどもの虐待対応に困ったときには児童相談所に連絡するよう伝えている。

### (5) 保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待への対応についての今後の取組等

#### ア. 職員研修等の取組

- ・ 若手職員の増加等により人材育成が急務であるが、通常の虐待についての研修だけで手いっぱいであり、宗教起因のケースへの対応研修までは手が回らないのが実情である。

#### イ. その他、実施すべきと思う事項等

- ・ 宗教に関する活動の中での虐待に該当する行為については、マスコミ等を通じて周知していく必要がある。
- ・ Q & Aの発出により、宗教の教えが理由であっても「虐待は虐待として対応する」ということが国の方針であ

ると明確に打ち出されたので、保護者への説明や対応はしやすくなったと感じている。

### 3. 児童相談所 C

#### (1) 保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待への対応に関する基本的な考え方

##### ア. 所内の対応方針・体制

- ・ 保護者による宗教の信仰等に起因する虐待に特化した対応方針を取り決めているわけではない。
- ・ 対応が必要となれば、所内で検討を行い、必要に応じて、弁護士に助言を求めたり、児童福祉審議会への意見具申等を行ったりすることもある。

##### イ. 医療ネグレクトケースへの対応

- ・ 具体的な取り決め等を行っているわけではないが、医療機関から通告があった場合には、所内にて、緊急受理会議を開催し、弁護士と相談して対応を検討することになる。医療機関が治療が必要であると判断した場合には、それに沿った治療が行えるよう、一時保護や親権停止を含めて児童相談所として必要な対応を行う方針である。
- ・ しかし、ワクチン接種の拒否等について親権者の同意が得られないとしても、児童相談所として強制することはできないため、対応に苦慮している。

#### (2) 保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待対応の事例

##### ア. 一時保護中のこどもの生活の制限

- ・ 一時保護中のこどもについて、保護者からお祈りや食事制限についての要望があった事例があったが、「こどもの権利ノート」を用いて、こども自身に信教の自由があり、宗教活動などを強制されないことについて説明をし、本人の意向を丁寧に確認して、本人の意向に沿った対応とした。こども本人の信仰心をしっかり確認することが大切である。
- ・ 本人も宗教への信仰心がある場合には、一時保護後の措置先の検討・調整においても留意が必要である。
- ・ なお、信仰心を持ったこどもの一時保護について、摂取する食品の制限に配慮しているが、栄養面の偏り等に配慮が必要であり、対応に苦慮している。

##### イ. 一時保護の理由についての保護者への説明

- ・ 信仰等を理由とした虐待で、こどもから保護をしてほしいとの訴えがあり、一時保護を行ったケースがあった。一時保護を行うにあたり、保護者に対し、こどもが SOS を求めている理由や、強いられて苦痛に思っていること等を説明したところ、保護者は、こどもが嫌がっていたという認識はなく、宗教活動への抵抗感を持っていることも知らなかった。こども本人は、嫌であることを言ったら親を悲しませると思っていたので我慢していたとのことだった。
- ・ このケースでは、家族で本音での話し合える場・機会ができたことで、お互いの想いを知り、受け入れることができた。保護者の信仰に係る虐待ケースには、この事例のように、家族の健康度が低いわけではなく、お互いの認識に齟齬があるだけという場合もあるのではないかと。大切なことは、こどもと親の本音を聞き、そのズレの補正をしていくことであり、どんなケースでも同じであるが、宗教が絡むと、特殊なケースと捉えてしまう側面があり、慎重な調査が必要である。

#### **ウ. 医療ネグレクト事例における対応**

- ・ 過去に関与した事例でいえば、こどもの容態から、今後輸血を伴う手術が必要になるという状況で、保護者からの輸血拒否のあった事例があった。親としては、こどもの生命を守るために手術はしてあげたいという気持ちもあり、葛藤されていたため、輸血を必要とする処置を行う場合には、一時保護を行い、児童相談所の判断で手術に同意することについて、保護者の承諾を得た。
- ・ 保護者による医療行為の不同意の可能性があるケースの場合、事前にどのように対応するかの確認と調整が重要である。本事例においても、弁護士からの助言や、児童福祉審議会への諮問を受けて対応を検討し、主治医とも慎重な打ち合わせを行った。
- ・ また、丁寧に保護者の意向を確認することで、保護者も受け入れられる方法が見つかる場合もあるので、可能であれば、事前に確認しておくことが大切である。

### **(3) 保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待への対応についての今後の取組等**

#### **ア. 職員研修等の取組、今後実施すべきと思う事項等**

- ・ 宗教理由の虐待に限らず、事例集を作成したり、SV から過去の事例が共有されている。また、他の児童相談所で特徴的な事案が発生した場合には、直接問い合わせを行い、ケースの概要や対応等を教えてもらっている。
- ・ 宗教理由の虐待対応については、今後の児童福祉司研修の場で取り上げることも必要であると考えている。



## 第3章 医療機関調査

### I. 調査実施概要

#### 1. アンケート調査の実施概要

保護者による宗教の信仰等に起因する子どもへの虐待のうち、特に医療ネグレクトは、子どもの生命に直結する可能性が高く、児童相談所や医療機関における対応の課題が指摘されたことから、保護者による宗教の信仰等を背景とする医療ネグレクトへの対応について、全国の救命救急センターが設置されている医療機関を対象としたアンケート調査を実施した。

図表 3-1 医療機関調査のアンケート調査概要

調査対象	救命救急センターが設置されている全国の医療機関
調査期間	令和5年11月22日(水)～12月25日(月)
調査方法	郵送配布・郵送回収
配布・回収数	配布：304 回収：138 回収率：45.4%

#### 2. ヒアリング調査の実施概要

アンケート調査に回答のあった医療機関のうち、保護者による宗教の信仰等に起因する子どもへの虐待事例において、他の医療機関等において参考になりうる取組や対応を行っている医療機関3か所にヒアリング調査を実施した。

図表 3-2 医療機関調査のヒアリング調査概要

調査対象	アンケート調査で回答のあった医療機関のうち、他医療機関の参考となりうる取組や対応を行っていた医療機関
調査期間	令和6年2月
調査方法	ZOOM

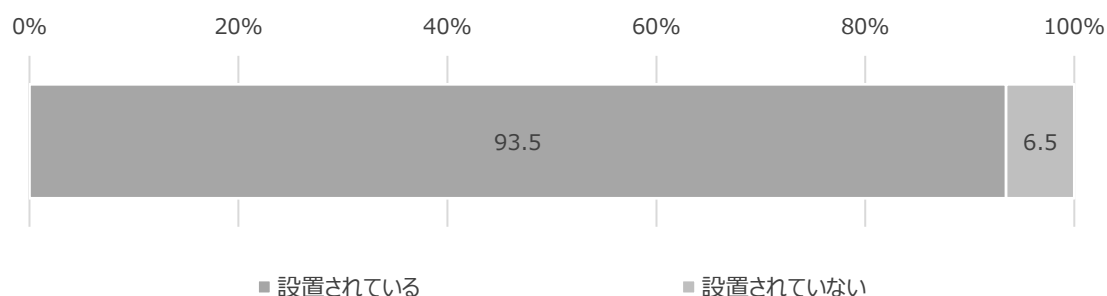
## II. アンケート調査結果

### 1. こどもへの虐待に対応するための院内組織・体制について

#### (1) 問 1.CPT 設置有無

院内に「CPT」(Child Protection Team : 病内子ども虐待対応組織)が設置されているか聞いたところ、「設置されている」が93.5%(129件)、「設置されていない」が6.5%(9件)であった。

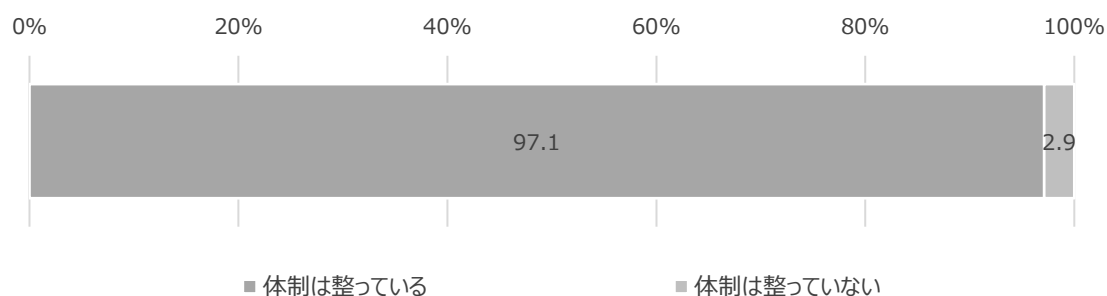
図表 3-3 CPT 設置有無(n=138)(単一回答)



#### (2) 問 2.報告体制整備状況

こどもへの虐待や医療ネグレクトと推察されるケースが発生した場合、CPTもしくは病院の管理者に報告される体制が整っているか聞いたところ、「体制は整っている」が97.1%(134件)、「体制は整っていない」が2.9%(4件)であった。

図表 3-4 報告体制整備状況(n=138)(単一回答)



#### (3) 問 3.CPT 責任者の役職

問1でCPTが設置されていると回答した医療機関に、CPTの責任者の役職を聞いたところ、「小児科部長・医師」「病院長・副院長」の他、「周産期センター長」「救急診療部長」「医療総合管理部長」「地域連携室担当者」等の回答があった。

#### (4) 問 4.関係機関との取り決め

こどもへの虐待や医療ネグレクトに対応するために外部の関係機関と取り決めていることを聞いたところ、以下のような回答があった。

##### ■院内会議に外部機関の職員が参加している

- 児童相談所職員が当院で行われる CPT の会議に出席し、連携を図っている
- 児童虐待防止委員会（児童虐待部会）に児童相談所所長もメンバーとして入っている
- 定期的に行っている院内検討会に児童相談所の参加を依頼している
- 必要時、招集し協議できる体制をとっている
- 重症（外傷）症例に関して、警察・病院間でのカンファレンスを行う

##### ■外部機関を含めたケース会議を定期的に行っている

- 児童相談所、市、当院とで日頃の連携についてやケースのふり取りなどを行う会議を年 3 回程度行っている。院内マニュアルの虐待疑いや不適切養育ケースへの対応について児童相談所、市にも周知し連携している
- 当院は児童虐待予防医療ネットワークの拠点病院となっており、外部機関と定期的な会議をおこなっている
- 要保護児童対策地域協議会対象児、それに近いケースについても月 1 回ケースカンファレンスを行っている

##### ■市の虐待防止ネットワーク・要保護児童対策地域協議会に参加している

- 定期的に要保護児童対策地域協議会会議へ参加。必要に応じて児童相談所に来院してもらい会議をしている
- 市の児童虐待防止ネットワークの会合を開催している
- 法律に基づき発見時速やかに通告する。通告・相談を迷っても児童相談所へ連絡し情報共有する。市児童虐待防止医療ネットワークで意見交換・情報交換を行う
- 特段の取り決めはなされていないが、速やかに報告するマニュアルが整備されている。また市の主催する「児童虐待防止連絡会議」を通じて連携している
- 市児童虐待防止医療ネットワーク事業の拠点病院として、市内、周辺の協力病院や行政等と連携し虐待対応にあっている
- 要保護児童対策地域協議会構成機関として責務を果たしている
- 特にないが要保護児童対策地域協議会への参画はしている
- 取り決めは特にないが、要保護児童対策地域協議会、児童相談所管内医療機関等連絡会議に参加している

##### ■外部との連絡担当窓口を決めている

- 院内に虐待発覚時のフローがあり、児童相談所や警察への連絡は誰がするのか決まっている
- 窓口を MSW とする
- 警察 OB を通じて連携
- 決まった取り決めはない。症例ごとに院内の虐待対応組織でカンファレンスをし、社会福祉士を介して連携を取っている
- 児童相談所に対しては主治医とは直接コンタクトを取らずに必ず CPT を通じて連絡する
- 児童相談所、市役所、警察への連絡ルートがマニュアル化され決められている
- 随時相談（ホットラインあり）

##### ■虐待が疑われるケースがあった場合の通告先を決めている

- 虐待事例（疑いも含む）が発生したら、委員会にて協議して通告が必要であれば速やかに児童相談所へ連絡をする
- 児童相談所に通告する
- 当院へ搬送された患者が虐待の疑われる状態であれば、適宜児童相談所等へ通告を行っている
- 速やかに児童相談所へ通告、必要時は警察にも通報

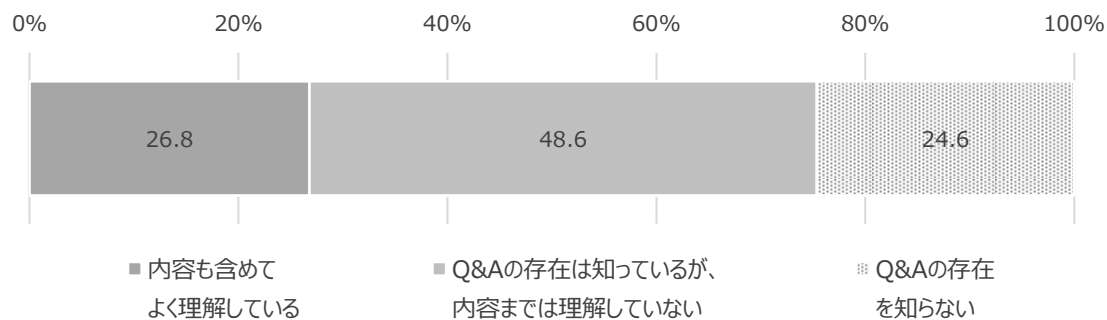
- 虐待や医療ネグレクトが疑われる場合、各市町村の児童虐待担当部署へ連絡する
  - 取り決めはなく市町村もさまざま。本市では各区の子育て支援の担当部署と地区担当保健師、児童相談所地区担当者へ相談を入れる
  - 児童相談所や市の家庭児童相談室と双方連携を円滑に行う
  - 虐待の重症度、緊急度に応じて児童相談所や子ども家庭支援センターなどへ通告や相談をしている
  - 特に取り決めはないが、当院では保健センターとよく連絡を取り合っている
- ケースにより通告の必要性、通告先を決めている
- 頭蓋内出血や緊急一時保護が必要なケース、性的虐待は児童相談所へ通告する。それ以外は市の対応部署に通告する
  - 首から上を叩くと児童相談所と警察に連絡
  - 性的虐待の場合、行政の性暴力救護センターと対応について取り決めがある
- 情報提供依頼に迅速に対応できるようにしている
- 要保護児童対策地域協議会で要保護児童に登録されていた子どもについて、市町村の要請があった場合、子どもの患者 ID を事前に作成、受傷による受診時に速やかに関係機関へ連絡することとしている
  - 医療情報提供、必要に応じケースカンファレンスを実施している
  - 取り決めはない。本県では児童相談所に通告されたケースは全例警察に報告される
- 院内での対応マニュアル・手順に従い、必要な外部機関等に連絡している
- その都度の相談で「取り決め」はない。院内の虐待に関するマニュアルはある
  - 院内で虐待発生時におけるマニュアルを作成し、必要時は児童相談所や警察等の各関係機関と院内協議のうえで連携を図っている
  - CPT や委員会で報告、通報するなどの院内の手順に従っている。特に外部機関との取り決めはない
  - 小児虐待疑いなどへのフロー図を作成しており、必要に応じて外部の関係機関へ連絡し、連携できる体制をとっている
  - 当センターの被虐待児のチェックリストにより確認を行い、院内の児童虐待防止委員会を開催して検討したうえ、警察、児童相談所、保健所、保健センター、市町村への通告及び照会を行う
  - 被虐待児童発見時フローチャートに則り、チェックリストにひとつでもチェックが付いた場合、チーム召集。平日中は MSW、夜間休日は小児科リーダーまたは救命科サブリーダーが児童相談所または子ども何でも相談、警察へ通報している
  - 弁護士の協力を仰ぎ、児童相談所に連絡して家庭裁判所への親権停止の申立てを検討してもらう等、当院のインフォームドコンセントガイドラインや児童虐待対応マニュアルに取り決めが記載されている
- 都度相談、協議を行っている
- 疑いレベルでも情報共有に努めている
  - ささいなこと、少しでも疑いがあれば迷わず児童相談所に相談する（取り決めではない）
  - 特に無いが、189 を含め「疑わしき」で連絡相談することとしている
  - 児童相談所に疑いを含めた相談をする
  - 早期に連絡し、方針を話し合っ決めて
- 特に取り決めはない・取り決めはないが連携体制はある
- 取り決め等は特になし
  - 特になし。ケースに応じて連携している
  - 特に取り決めていないわけではないが、院内で協議したうえで相談や通報を行う
  - 関係機関との取り決めはなく、その時の状況により病院側で相談窓口を検討している
  - CPT 委員会と相談のうえ対応しており、取り決めは特はない
  - 協定書などは締結していないが、連絡体制は整っている
  - 児童相談所や近隣消防、要保護児童対策地域協議会と常に情報共有を行っている

## 2. 保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待事例について

### (1) 問 5.Q&A の認識状況

「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関する Q&A」についてどの程度認識しているか聞いたところ、「内容も含めてよく理解している」が 26.8%（37 件）、「Q&A の存在は知っているが、内容までは理解していない」が 48.6%（67 件）、「Q&A の存在を知らない」が 24.6%（34 件）であった。

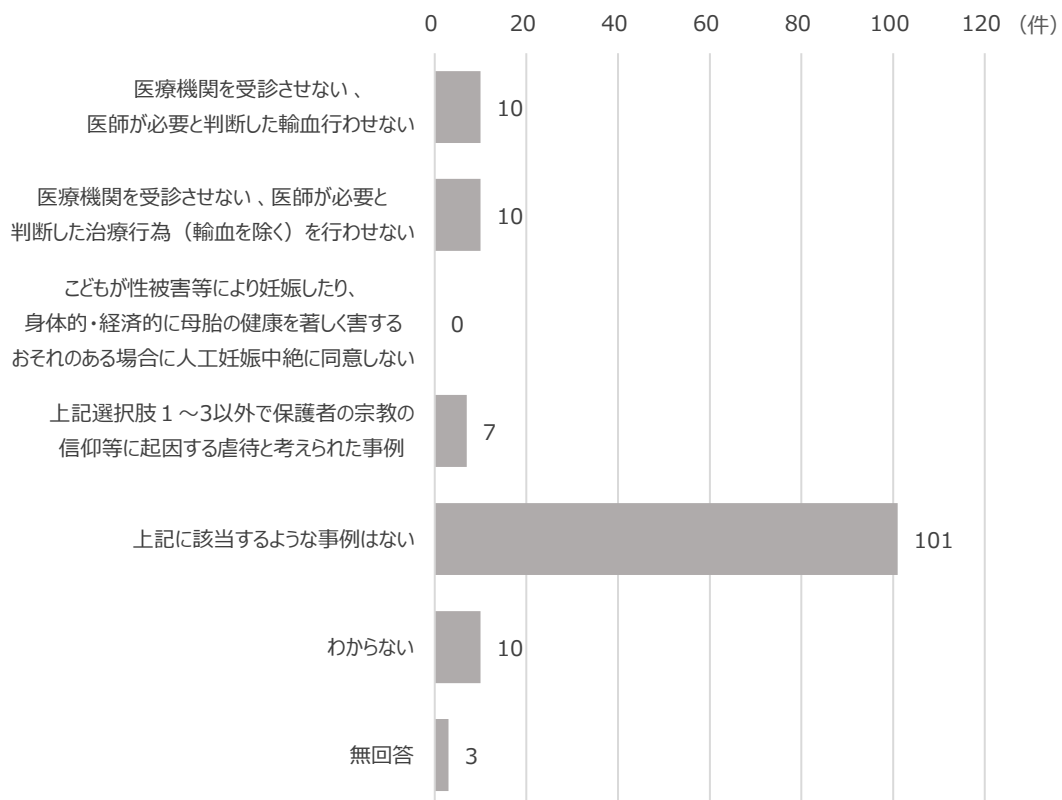
図表 3-5 Q&A の認識状況(n=138)(単一回答)



## (2) 問 6.保護者による宗教に信仰等に起因すると推察される虐待の該当事例

保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待のうち医療機関での治療等を必要とするケースとして Q&A で例示されるような内容に該当する事例が過去 3 年間（令和 2 年 10 月～令和 5 年 9 月）にあったか聞いたところ、該当した事例としては、「医療機関を受診させない、医師が必要と判断した輸血行わせない」「医療機関を受診させない、医師が必要と判断した治療行為（輸血を除く）を行わせない」がともに 10 件（7.2%）であった。また、「上記に該当するような事例はない」が 101 件（73.2%）であった。

図表 3-6 虐待該当事例(n=138)(複数回答)



### 【選択肢 1～3 以外の虐待事例】

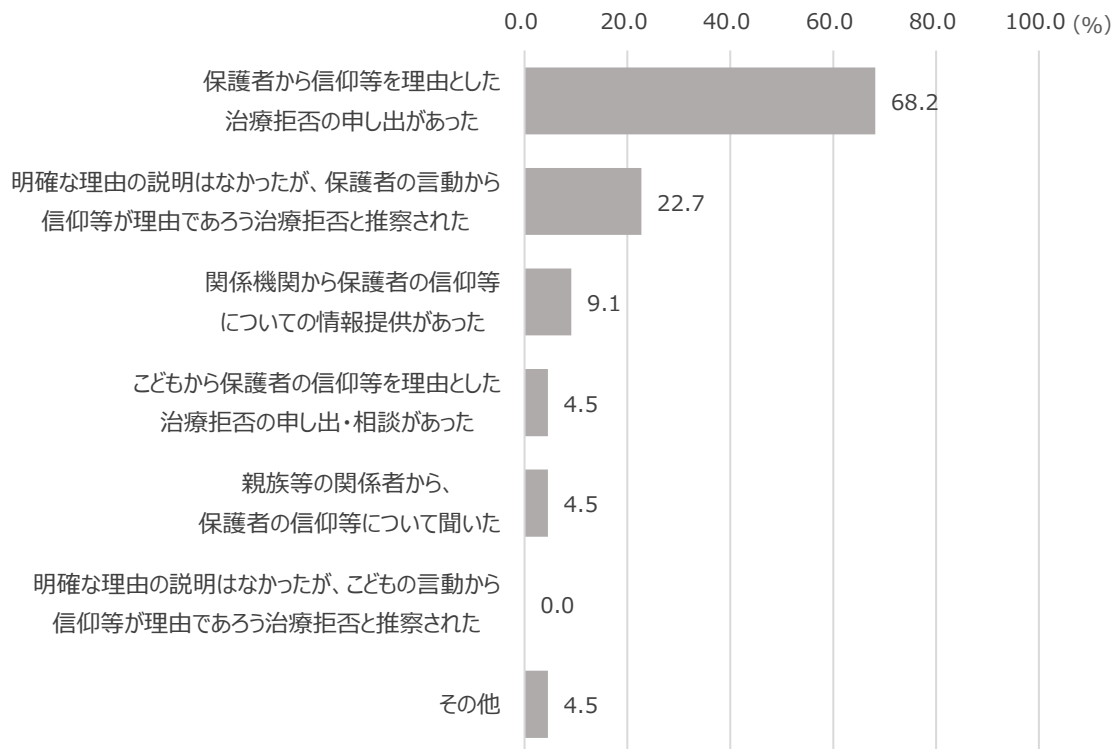
- がん化学療法を行わない
- 輸血を要する状態に備えて確認したところ、両親は同意せず、本人（15 歳）の同意を確認するよう促された。
- 保護者の信条により民間療法を希望した
- 宗教関係者に手当をしてもらっていたため、病院を受診しなかった
- 母体への輸血、帝王切開が必要であり、母体に輸血をしないと母子ともに死亡のリスクがあった
- こどもにワクチンを接種させない

### (3) 問 7.保護者による宗教の信仰等に起因する虐待であると推察した理由

問 6 で「該当する事例があった」と回答した医療機関（22 件）に、当該事例について保護者による宗教の信仰等に起因する虐待であると推察した理由・きっかけを聞いたところ、「保護者から信仰等を理由とした治療拒否の申し出があった」が 68.2%（15 件）と最も多く、次いで「明確な理由の説明はなかったが保護者の言動から信仰等が理由であろう治療拒否と推察された」が 22.7%（5 件）、「関係機関から保護者の信仰等についての情報提供があった」が 9.1%（2 件）であった。

なお、情報提供のあった関係機関としては、「児童相談所」「家庭児童相談室」との回答があった。

図表 3-7 保護者による宗教の信仰等に起因すると推察した理由(n=22)(複数回答)



#### 【「その他」内容】

- 宗教関係者に手当をしてもらったため病院を受診せず、こどもが外来でそのまま亡くなった

### (4) 問 8.保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待の事例で対応が困難だったこと

問 6 で「該当する事例があった」と回答した医療機関（22 件）に該当する事例について対応が難しかったことを聞いたところ、以下のような回答があった。

- 13 歳のこどもの輸血を理由に骨髄移植を拒否。本人も洗礼予定。看取りとなった
- 本人の意向を確認して本人が同意すれば輸血して良いと両親は言ったが本人はステロイド精神病状態で意思確認が困難であった
- 母より輸血拒否あり、児童相談所へ通告し輸血を実施したが、本人（16 歳）も輸血拒否を幼少期から教育されて育てているため、輸血のラインを視覚的に見えないように覆って輸血を実施した。また、輸血後、本人の精神的な部分や家族として受け入れができるのか等、多職種チームでの支援が必要となったため、院内外の他機関と連携して支援を行った

- 胎児に人権が存在するか、胎児の救命のためにできること等を児童相談所に相談をした。出生後のこどもへの輸血拒否であれば医療ネグレクトで進められるが、胎児という点で対応が困難であった
- マクロビオクスと思われインスリン治療拒否
- エビデンスのない民間治療を希望してこどもが低栄養になった。信条を根拠のある科学的な医学的事実で覆すのが難しかった
- 医療機関としては早めに医療につながってほしいと思うが、親としては“手当て”（手をかざす）してもらっていたという認識の修正が難しいと感じた
- 自然派やホメオパシー等で予防接種、シナジス等が打てなかった。行政も動いてくれなかった
- 発達のため、集団生活（入園）をすすめたが、はっきり理由が説明されないまま拒否された。何か隠しているようだったが、それが宗教とは気づけなかった
- 両親間で信仰が異なる場合のこどもへの対応が難しかった
- 治療の必要性を何度も説明し、返事待ちに日にちを費やし、その間にも病状が進行し、救える命が救えなくなるのではないかと不安で対応が難しかった
- 時に支援者（児童相談所や家庭児童相談室）が介入中であり、様々な勧奨をしてもらえるおかげで、治療に合意されるケースがあった
- 特になし、ワクチンの必要性は説明した

## (5) 問 9.保護者による宗教の信仰等に起因する虐待かの判断が悩ましい事例

Q&Aにある相談対応事例に該当するかの判断が悩ましい事例、また保護者による宗教の信仰等に起因する虐待かの判断が悩ましい事例、宗教ではないかもしれないが保護者の信条等に起因する虐待ではないかと思われる事例について聞いたところ、以下のような回答があった。

### ■ 妊婦健診・検査等の拒否、自然分娩へのこだわり

- 自然な形での分娩を希望し、妊婦健診を受診しない。地域の説得により 35 週で受診。羊水の少なさや胎児の発育不全を指摘したが、妊娠したタイミングもわからないので、これが自然だ、と受診されず。出産直前に一度妊婦健診を受診されたが、自然な形で家で産みたいという希望があり、結局出産は自宅。その後、産まれたらこどもの状態を見せてもらいたいと伝えていたが、それも実施されなかった
- 自然派のような信念で全く妊婦健診を受けず、出産時飛び込み分娩もしくは自宅分娩後に救急要請し来院
- 妊婦健診を受診せずに自宅で分娩。産後にこどもの受診（K2 シロップ投与目的）で発覚
- 自然派と称しての自宅分娩や先天性代謝異常検査やワクチンなどを受けさせない
- 両親がオリエンタルベジタリアンのため、検査（ガスリー、B.Y 測定）拒否

### ■ 予防接種を受けさせない

- 定期予防接種を受けさせない例は散見される
- 予防接種を受けさせず肺炎球菌等の感染症で入院となる場合には、現行の法律では医療ネグレクトには当たらないと思われる。くり返す場合も摂取しない選択をする保護者もいる
- 全てのワクチン拒否、父母の意見の相違あっても父に決定権がある
- 保護者の信条により適切にワクチンを実施していないこどもに出会うことはある
- 特定の宗教を信じているわけではないが、ワクチンを全く打たない保護者
- アンチコロナワクチンと言って予防接種を拒否する。当院の場合は、予防接種を受けない、面倒くさい、自分も受けなかったからという理由での拒否などがある
- 母の意思で小児ウイルス感染症の予防接種を受けていないこども。入院中に予防接種の説明を医師から行ったが、その後も実施はしていない
- ナチュラリストの親による定期予防接種全拒否のケースが年に 2～3 人いる
- 自然派食品等への嗜好が強い家庭のため、予防接種を受けさせない事例

### ■ ステロイドの使用拒否

- ステロイド忌避によるアトピー性皮膚炎の悪化。副反応の不安から定期予防接種を受けさせない



- アトピーの症状がひどいが、ステロイドが嫌いという理由でそのまま放置、保湿剤のみ使用
- ステロイドへの拒否が強く使用拒否、ただし反ステロイドを掲げる医療機関は受診しており医療ネグレクトとの判断には至らない事例
- 重症のアトピー性皮膚炎でステロイド治療をすすめたが家族の信条でステロイドの使用を拒否し、全身状態が悪化して当院に紹介された事例
- 自然派志向などでステロイド治療拒否
- アトピー性皮膚炎があり県外の自然療法の医院を受診していた。全身の浸出液を伴うアトピー性皮膚炎の悪化で入院したが、ステロイドの治療を拒否、数回説明し父の介入もあり今回のみ治療を受け入れた。軽快したが、通院後は県外かかりつけ医のフォローを受けるとのことであった

#### ■ 摂取拒否・偏り

- 添加物が気になるため K2 シロップを拒否
- 保護者の信条により、K2 シロップ投与と抗生剤点眼の拒否のこども。医師の説明により K2 剤 3 回投与のみ了承した
- 自然食志向で K2 シロップ新生児期に内服拒否のケースは児童相談所に医療ネグレクトで通告した
- 自然食品へのこだわりとアレルギーに対する理解不足により、離乳食時の低栄養と発育不良の 8 か月のこども。入院拒否にて外来通院でフォロー
- 親のこだわりでミルクの種類を限定する
- 宗教の教義ではなく親の信条で、家族で 2 日間断食（水飲み摂取）をしていたところ、4 歳児が活気不良となり当院受診、貧血、脱水を認めた。もともと菜食主義に断食が重なった結果と考え、食事指導を行い、外来フォローとしたが、数回は受診したもののその後自己中断した
- 低出生体重児の入院管理中、人工乳の授乳を拒否した事例（牛乳由来のための拒否だったように思えたが母乳推しだったかもしれない）

#### ■ 受診・入院の拒否

- 合理的理由が無いにもかかわらず専門機関を受診させていなかったケース
- 入院するとこどもが精神的に落ち込んでしまうとの考えから、入院治療拒否

#### ■ 治療・服薬等の拒否

- 出生後、脳腫瘍に対して手術を行わなければならない状況であったが、両親の宗教上、手術中に輸血が必要になった場合、輸血を拒否したいと言っており、児童相談所に相談しながら対応したケース、結果的に輸血なしで対応できるかもしれないという他医療機関へ転院を希望された
- 当時 4 歳のこどもに成長ホルモン分泌負荷試験を行った際、前採血を一旦回路から外してから注入することを拒否された
- 膠原病の可能性が高いが、睡眠処置等は西洋医学が体内に入るため拒否、精密な検査ができず
- 夫婦ともにナチュラルリストとしてのこだわりや信念が強く、現代医療を拒否しており、妊娠後も検診や治療を拒否していた。出産後も新生児に対しての検査（採血、聴力検査）投薬、入院を拒否していたため、児童相談所、警察と協力し対応した
- 血液検査の結果や皮膚症状で皮膚筋炎であることはほぼ間違いないとの診断が出たが、自然な形で治療をしたいと、アレルギーではない小麦を抜くという治療を行っている
- 喘息症状が病院で確認されたが、喘息も起きていないと言い張る。受診をさせたくない。食べられている量が明らかに少ないが、自然の力に任せたいと入院を拒否
- こどもの成長発達に不利益となる可能性があり検査の必要性があることを再三説明するが受診させず、「うちのこどもは健康。プールに行かせているので大丈夫」と信念を主張される
- 予防接種や薬の服用はしないという信念で体調不良になると救急外来受診
- 西洋医学への反発が強く漢方薬以外の薬の継続を拒否する事例
- こどもの薬物療法の実施への不同意に宗教的背景が考えられる事例がある

#### ■ 民間療法・ホメオパシーへのこだわり

- 民間療法によるアトピー性皮膚炎が悪化し、電解質異常・栄養不良
- 化学療法に対して拒否あり民間療法を希望した（輸血のみ実施）
- 民間療法を希望して低栄養となり、皮膚疾患の治療に難渋した事例

- 民間療法を行っている先生を受診し、すすめられた治療を行うことについて、宗教でも信条でもないかもしれない（今回の事例はこどもに治療方法がない場合であった）
- ホメオパシーや民間療法で治したいと治療に否定的な場合
- 誇大な広告をしている理学療法士の話しか信用せず、こどもに必要な治療を受けさせようとしなかったケース

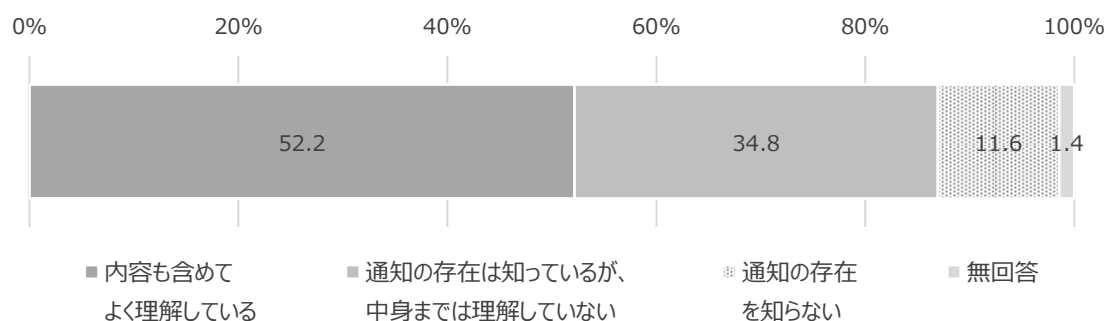
■その他

- 家族の住んでいる地域全体が同一信仰。保護者の本心はこどもに治療を受けさせたいが、保護者同意のうえで治療を受けたことがわかると村八分のようにになってしまう。親子ともども地域で生活できなくなる可能性のあるケースがあった
- 母親が摂食障害既往あり、こどもも痩せていてほしいとの願望にて食事を与えない
- 親（実父）が「たくさんの子孫を残したい」「召使のように従順な女性を周りに置きたい」という思想から娘に対し虐待、近親相姦をして妊娠、出産させた
- 父親と実娘間の妊娠

(6) 問 10.平成 24 雇児総発通知の認識状況

「医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」（平成 24 年 3 月 9 日雇児総発 0309 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）をどの程度認識しているか聞いたところ、「内容も含めてよく理解している」が 52.2%（72 件）、「通知の存在は知っているが中身までは理解していない」が 34.8%（48 件）、「通知の存在を知らない」が 11.6%（16 件）であった。

図表 3-8 平成 24 年雇児総発通知の認識状況(n=138)(単一回答)



### III. ヒアリング調査結果

#### 1. 医療機関 A

##### (1) 院内の虐待対応の体制について

###### ア. 院内マニュアルにおける、虐待（疑い）ケースへの基本的な考え方、フロー

- ・ 当院で独自に作成したフローチャート・チェックリストを用いて、虐待の可能性を確認し、必要に応じて警察や児童相談所に通告することになっている。フローチャート・チェックリストは院内で共有されており、救急外来での怪我や火傷をしたこどもは全てチェックを行う。チェックリストには、怪我の状況だけではなく、経緯や、誰と一緒にいたのか等、養育環境の確認項目も含まれている。
- ・ 診察・処置を行った後、医療ソーシャルワーカー（MSW）が本人と保護者に話を聞いてチェックリストの項目を確認する流れとなっており、虐待が疑われると判断したケースは、各科から小児科に連絡が来る。
- ・ 小児科には現在、専属の保健師が MSW として配置されており、連絡のあったケースについてチェックリストに基づき関係機関への通告の必要性を確認する。通告要否の決定は虐待対応委員会で行い、急を要する場合には小児科医が判断する。
- ・ 病院から児童相談所に通告するケースは、年に 1～2 回程度である。
- ・ 保護者の治療拒否に対して、治療が必要であると病院が判断した場合、基本的には裁判所に親権停止を請求するのではなく、一時保護をして児童相談所長の同意により治療行為を行う方針である。当院には弁護士もいるため、必要に応じて相談も可能である。
- ・ 保護者に話を聞く際には、聞き方に配慮しており、あくまでも養育上の問題があれば必要に応じて保健師等相談できるよう、全員に聞いているというスタンスで、今後同様の問題が起こらないようにという聞き方を意識している。

###### イ. CPT 等の虐待疑いケースへの対応体制について

- ・ 虐待対応の委員会は、こどものみではなく、高齢者への虐待も対象としている。虐待の有無や通告の要否の判断の他、年に 2 回、小児の虐待防止研修会を行っている。

##### (2) 外部機関（児童相談所・市）との連携について

###### ア. 年 3 回の児童相談所、市との会議の開催

- ・ 従前、市や児童相談所との会議体はなかったが、児童相談所にできることや、市の虐待対応窓口と情報がどこまで共有がされており、どのような課題があるのか等が分からなかったため、3 年前から当院の提案で会議を開催しており、年 3 回実施している。
- ・ 会議には、児童相談所から課長、担当のケースワーカー等、市役所からは虐待対応部門の職員、当院からは小児科部長、保健師、地域医療連携室の担当者等が出席し、合計で 10～13 人ほどである。
- ・ 毎年 1 回目は、顔合わせと対応の方向性の確認を行っており、当院のフローチャートやチェックリストを共有し、連携体制を確認している。
- ・ 2 回目、3 回目は、対応する中での課題や、具体的なケースの共有を行っている。また、保育所に来なくなったこどもや外来に来なくなったこども等の情報もこまめに共有している。

## イ. 虐待防止研修会の開催

- ・ 初回は BEAMS stage1 の研修を行い、受講者が修了証を受けられるようにしている。
- ・ 2 回目は当院で実際にあったケースを基に、医師を含めたグループワークを行う虐待防止研修会を実施し、必要な対応や声掛け、役割分担等を確認している。
- ・ 初期研修医は救急外来に関わりを持つ機会が多いことから、対応に注意が必要だという認識を持ってもらうという意味で非常に有意義である。
- ・ 虐待防止研修会は、児童相談所・市にも案内しており、担当者に参加してもらっている。

## ウ. 会議や研修会等の効果

- ・ 会議等で児童相談所や市の担当者とは何度も顔を合わせることで、連携がスムーズになっていると感じる。早急な対応が求められる時には担当者同士で直接連絡を取れる関係性になっている。
- ・ 課題は、児童相談所と市は数年で担当者が変わってしまう点である。連携が深まってもすぐに担当が変わってしまい、1 から確認をしなければならず、もどかしさを感じる。
- ・ ここ数年で児童相談所、市、当院の連携の意識は醸成されている。また、児童相談所配置の保健師が連携の橋渡し役をしてくれており、医療機関としては共通言語を持っている専門職が対応してくれるので話がしやすくなったと感じている。

## (3) 保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される事例への対応について

### ア. Q&A や医療ネグレクト対応の通知等の院内での周知・理解促進の取組

- ・ 院内における各種通知の理解促進の取組はあまり行っていない。
- ・ Q&A について、小児科の内部では少しずつ周知しているが、小児科以外には広がっていない。虐待防止研修会の議題の一つにはなるだろうとは思いますが、基本的には小児科内部で最初に認識を深めることが重要であるとの認識である。

### イ. 保護者の信条等に起因する「虐待ではないか」と思われる事例への対応

- ・ 自然派で、特定の医療行為を拒否する患者もいるが、宗教も自然派も何かを信じているという点では変わらない。その人の信条を変えるのは難しい。明らかな医療ネグレクトである場合には児童相談所への通告を行うが、予防接種やビタミン K の摂取は義務ではないため、拒否されても特別な対応は難しい。
- ・ 治療が行われるようになった歴史的経緯や理由、その効果、副反応の発生率、対応せずに起こりうる可能性や、その治療を拒否によって、子どもの生命や健康を失うことになった場合に、一番ショックを受けて罪悪感に苛まれるのはご家族ではないかということを丁寧に保護者に説明すると、考え方が変わることもある。
- ・ 当院ではホメオパシーのケースはほぼないが、特定の食品の制限により、子どもが低栄養状態になっている例はしばしばある。説明にあたっては、あくまでも保護者に寄り添い、想いを受け止める姿勢をとっており、頑張っているお母さんも大変だろう、ということも伝えている。
- ・ 宗教の場合には教義が全てであり、治療への説得は容易ではないが、自然派等の場合は、何を信じているのか、なぜ信じるようになったのか、何に不安を感じているのかを受け止めた上で、科学的に説明をするようにしている。

### ウ. 保護者による宗教の信仰等に起因すると思われる虐待事例の特徴

- ・ 子ども本人も治療を拒否している場合には手を出せない難しさがある。保護者も、中学生の子どもも、宗教上の理由により輸血を拒否し、結果的に亡くなるというケースを医師として個人的に経験した（当院のケースではない）。

- ・ また、一度は病院に来たものの、宗教に基づく療法で治すとして医療機関から離れてしまい、結果的に亡くなるというケースも経験がある。
- ・ 家庭内の状況に触れすぎると、医療機関から離れてしまうリスクがある。医療機関から完全に離れてしまうのは子どもの生命の危険につながるため、距離感や伝える内容のバランスが難しい。

## Ⅰ. 今後実施すべきと思う事項 等

- ・ 虐待への対応において、児童相談所や市との連携強化は必要不可欠である。しかし、児童相談所や市の職員は数年で異動してしまうため、連携も病院任せになっているように感じる。虐待対応を多くの職員に経験してほしいという思いもあるが、頻繁に担当者が変わることは連携に支障が出る。
- ・ チャイルド・デス・レビューを行いたい。死亡宣告を後の検査費用は全て医療機関の負担になってしまう。費用を負担してまでの検査はハードルが高く、課題だと感じている。

## 2. 医療機関 B

### (1) 院内の虐待対応の体制について

#### ア. 院内マニュアルにおける、虐待（疑い）ケースへの基本的な考え方、フロー

- ・ 院内に 14 名のソーシャルワーカー（SW）があり、虐待事案は夜間・休日問わず速やかに各診療科から SW に連絡が入ることになっている。事案が発生した各診療科の一員として本人や保護者と関わって個別の支援を行う SW 10 名と、虐待防止委員会の対応責任者として関わる経験年数 10 年以上の SW 4 名に役割を分けている。
- ・ 診療科で対応にあたる SW は、保護者の面接、主治医や看護師と個別のケース対応などを行い、保護者を支援するというスタンスで関わっている。
- ・ 虐待防止委員会の対応責任者の SW は、委員会を招集したうえで、ケースの進め方、児童相談所への通告の必要性の有無などを協議している。また、日ごろから院内や地域から注視すべき情報を集める役割も担っている。
- ・ なお、個別対応の SW は「保護者を支援する」というスタンスを維持するため、児童相談所への通告を行うことなどを保護者に伝える際は、個別の支援の担当 SW からではなく、対応責任者の SW が行うようにしている。

#### イ. CPT 等の虐待疑いケースへの対応体制について

- ・ 2010 年以前から虐待防止委員会を設置しており、多くの診療科の医師を含めて、多職種で構成されている。委員会は、できるだけ多くの構成員が参加できるタイミングで開催するようにしているが、即座の判断を必要とする場合には、コアメンバーのみで開催している。
- ・ SW を個別支援と対応責任者に分けるのと同じ理由で、医師についても、保護者対応を行う主治医と、方針決定を行う虐待防止委員会担当の医師を分けており、児童相談所に通告することを保護者に伝える場合には、主治医ではなく、虐待防止委員会担当の実務担当医師と SW とで説明する。

### (2) 保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待事例への対応について

#### ア. 児童相談所への通告から、治療までの流れ

- ・ 即座に輸血が必要な状態で他医療機関から搬送されたが、宗教事由により母親が輸血を拒否していると

のことで、主治医から虐待防止委員会の実務責任者に連絡があった。転院も検討したが、かなり危険な状況でその余裕はなく、対応について即座の判断が必要であったことから、委員会を招集せず委員長と副委員長で協議の上、児童相談所に通告、一時保護を行い、児童相談所長の同意で輸血を行った。

- ・ 虐待防止委員会の医師とSWが児童相談所への通告を行う旨、保護者に伝えた。その後、児童相談所から親権の一時停止の説明をしたうえで病院の外に出てもらおうという対応となった。
- ・ 輸血は必要な医療であり、それを拒否する方は当院では受けられないというのが当院の基本方針である。そのため、今回は搬送後に輸血拒否と判明したため、前述のような対応となった。

#### **イ. 「医療倫理のコンサルテーション」での検討**

- ・ 「医療倫理のコンサルテーション」は当院の規定に基づく会議体で、虐待のみならず、医療倫理に関する検討が必要な際に開催している。主治医が判断に迷う場合や、患者と主治医の方針に合致しないケースについて、病院としてコンサルテーションするシステムであり、当院の「医療安全管理マニュアル」にも輸血拒否のケースは「医療倫理のコンサルテーション」にかけられることを明記している。
- ・ ア. の事例は緊急性が高かったことから、本会議での検討を待たず治療を行う準備は整えていたが、結果的には搬送翌日に医療倫理のコンサルテーションで同意し、その直後に輸血を実施した。

#### **ウ. 輸血後の本人や家族へのフォローについて**

- ・ 親権停止により、こどもは一人で入院することになった。最初は「保護者の体調が悪く付き添いができない」と伝えていたが、こどもにとっても重要なことであり、入院の期間も長かったことから、虐待防止委員会の実務責任者から事情を説明し、本人も理解したが、こども本人に状況を伝えることが最も難しかった。輸血については医学的判断をしたということを淡々と伝えた。
- ・ 個別支援担当のSWからは、保護者に対し、退出前に今後の支援についての説明を行った。
- ・ 保護者が病棟から退出した後は、入院生活に必要な生活物品について児童相談所と連携し準備を行った。

#### **エ. 児童相談所以外に連携している機関の有無と連携内容**

- ・ 小児の輸血拒否について児童相談所と事前に取り決めなどはなかったが、普段から虐待対応で連携しているため、初めてのケースでもスムーズに対応することができた。
- ・ 普段の外来や妊婦への対応等において、県内の児童相談所と直接電話で連絡をとることもあり、児童相談所との垣根は無い。虐待の「疑い」という些細なケースでも、本音で様々相談できる関係性が築くことができ、急な事案発生時でもスムーズな対応ができています。

#### **オ. 保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待への対応として今後実施すべきと思う事項等**

- ・ 当院にはマニュアルがあるが、医療機関においては判断を決めていくプロセスや、訴訟の恐れのある中で迅速に治療を行う方法等を事前に確認しておく必要があると感じる。
- ・ 虐待防止委員会で検討されるケースは年々増えており、院内の意識の高まりがその背景にあると思われる。委員会にあがってきたケースに関しては、院内だけで判断することはせず、行政、教育機関などに相談歴や通告歴が無いかを照会するとともに、通告以外のケースについても児童相談所に情報提供を行っている。
- ・ 当院の場合、重篤なケースの患者が多いため、保護者に通告したことを知らせることにより、本人の治療に支障が出るような懸念がある場合は通告がしづらく、主治医と相談して情報提供に留める場合もあるなど、線引きが難しい。
- ・ 児童相談所には、こどもの安全を第一に考えた、積極的な一時保護の判断をしてほしい。予防接種の拒否や栄養失調等、虐待の予兆については、積極的な一時保護や親との分離の判断の根拠としてもらいたい。
- ・ 医療ネグレクトの場合は、通告により患者が病院に来なくなり、医療から離れてしまうことが一番の懸念であ

る。児童相談所がこどもや保護者に「通告があった」と伝えてしまうことで、必要な医療を受けなくなってしまう可能性があるという認識をもって対応してもらいたい。

### 3. 医療機関 C

#### (1) 虐待対応の体制について

##### ア. 市の取組における拠点病院としての機能

- ・ 当院は、市が実施する「こどもへの虐待防止のための医療機関連携の取組」において、市から拠点病院の指定を受けている。拠点病院として、院内の対応体制の確立を図るとともに、市内医療機関における、こどもへの虐待に対する対応力の向上のための取組や、医療機関従事者・行政関係者への教育セミナー等を行っている。当該取組において、年に3回のネットワーク会議を開催しており、会議には市内の中核病院（約10カ所）、医師会（小児科、産婦人科、精神科）、行政（市、児童相談所）、弁護士会、当院 CPT のメンバーが参加し、それぞれの立場から、ケースの報告や対応における課題等を共有し、意見交換を行ったりすることで総合的な対応力を高めている。また、会議において、行政施策等についても共有している。

##### イ. CPT 等の虐待疑いケースへの院内の対応体制について

- ・ 市が実施する、こどもへの虐待防止のための医療機関連携の取組が始まった10年ほど前から、院内に「こども虐待対策委員会」を設置している。
- ・ こども虐待対策委員会は、多診療科多部門で構成され、30名程度の委員（小児科医師、児童虐待専門コーディネーター、各診療科医師、法医学医師、看護師、ソーシャルワーカー、心理師等）で構成しており、年4回の定例会議を開催している。定例会議では、疑いを含めた虐待ケースの報告や、他医療機関から受けた相談事項、院内体制等に関して協議している。
- ・ また、児童虐待専門のコーディネーターを配置しており、院内の各科からの虐待ケースや、他の医療機関からの相談等、こどもの虐待に関する全ての窓口となっている。

##### ウ. 院内マニュアルにおける、虐待（疑い）ケースへの基本的な考え方、フロー

- ・ 前述のとおり、虐待（疑い）ケースが発生した場合、児童虐待専門コーディネーターに連絡が入り、当該診療科医師、看護師、CPT 委員等で、通告の要否について院内協議を行う。
- ・ 医師は家族から情報を聞き取ったうえで、児童相談所に通告する場合には、通告を行う旨を保護者に告知する。

#### (2) 外部の機関との連携について

- ・ 定期的に関係機関と顔を合わせることで、相談や情報の共有がしやすくなっている。医療機関間で適切な連携が取れるようになったり、行政からも様々な対応の相談がコーディネーターに寄せられるようになったりするなど、関係づくりに役立っている。
- ・ 会議に参加している各医療機関にアンケートを実施したところ、虐待対応委員会やマニュアルの整備、小児科だけでなく他の診療科と連携して対応を行っているといった医療機関が増えていることが確認でき、良い方向での変化がみられるようになった。また、課題として行政の対応の遅さ等を指摘する回答がある場合には、会議の場で行政にフィードバックするなど、関係機関連携の促進につながっている。

- ・ 緊急性を伴う事例の場合も児童相談所と話し合っているが、方針のすり合わせには時間も労力もかかる。医療機関と行政機関の間で危機感に温度差が生まれないよう、「ともに考える」ことをネットワーク会議の運営にあたっては意識している。

### (3) 保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待事例への対応について

#### ア. 保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待事例への対応

- ・ 保護者がこどもへの輸血を伴う手術を拒否し、児童相談所と連携して対応を行ったケースがあった。保護者は、当初頑なに拒否していたが、繰り返し手術の必要性について説明をし、相対的無輸血で実施することへの同意を得ることができ、相対的無輸血での手術が可能な病院に転院となった。
- ・ 緊急性を伴う事案ではなかったため、外来で主治医が保護者の気持ちに寄り添いつつ、複数回にわたり説明を行った。手術を行う転院先の病院と当院とで連携して情報を整理しながら、保護者への説明を行った。
- ・ 保護者の同意を得るまでには時間を要したが、保護者に対してできる限り考える時間を持ってもらうとともに、手術を行うことが決まったときに円滑に転院できるよう調整していた。

#### イ. 保護者の信条等に起因する「虐待ではないか」と思われる事例への対応

- ・ 薬やステロイドの使用拒否など、自然派による治療拒否の事例も多いが、できる限り保護者の思いに寄り添いながら、理解を得て、治療につなげるようにしている。

#### ウ. 保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待事例の特徴

- ・ 治療拒否のケースの場合には、司法や行政関係者との調整が必要となり、通常の診療の何倍の負担が職員にかかる。医師一人での対応は極めて難しいため、組織として体制を構築し、複数人での連携や役割分担が必要である。
- ・ 家族に寄り添いながら信頼関係を築き治療を進めることが重要であるが、一刻を争う場面ではそうした対応はできないため、どのように対応すべきか、喫緊の検討課題になっている。

#### エ. 保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待への対応において今後実施すべきと思う事項

- ・ 保護者がこどもの治療を拒否していても、こども本人が治療を強く望む場合や、家を出て親と距離を置きたいと話すこどもも一定数いる。宗教に限らず、こどもの意見を聞いて、こどもの権利に基づいた治療方針の決定が必要であると感じている。直近のネットワーク会議でも、児童福祉法の改正やこどもの意見表明について情報共有を行った。
- ・ 宗教に限らず、こども虐待対応は現場への負担も大きい。児童相談所をはじめとする関係機関との連携、予防的な寄り添いや調整が必要となる。だが、相当な労力に対して見合った評価が得られるわけではなく、診療報酬に上乘せされるわけでもない。コーディネーターは年に200件ほどの連絡を受けており、仕事量やメンタル負担が大きい上に、関係各所とのコミュニケーション力なども求められる。こうした対応ができる人材を継続して確保することは当院として一番苦労しているところである。



## 第4章 市区町村調査

### I. 調査実施概要

保護者による宗教の信仰等が背景にある子どもが抱える課題等に応じた支援を行うためには、子ども家庭総合支援拠点、家庭児童相談室をはじめ、子どもと日常的に接する機関において Q&A が認知されることが重要である。

そこで、全国の市区町村の子ども支援の担当課を対象とし、同 Q&A についてどこを対象に、どのように周知をしたか、それらの機関において Q&A の認知・理解を広げるためにどのような工夫をしているか等を把握するとともに、虐待理由が保護者による宗教の信仰等に起因するものと推察されたケースへの対応や対応における課題等を把握することを目的として、アンケート調査を実施した。

図表 4-1 市区町村調査のアンケート調査概要

調査対象	全国の全市町村、特別区
調査期間	令和5年11月1日(水)～12月25日(月)
調査方法	郵送配布・郵送回収 (要望のあった自治体にはメールにて Word ファイル配布・回収)
配布・回収数	配布：1,741 回収：1,159 回収率：66.6%

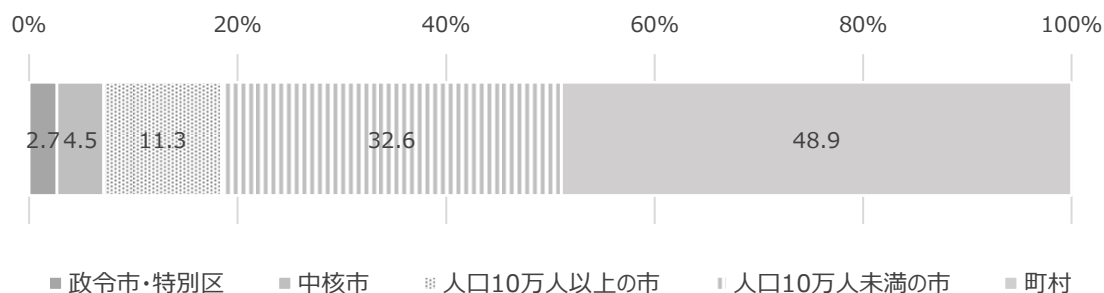
### II. 調査結果

#### 1. 「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関する Q&A」について

##### (1) 自治体区分

回答者の自治体区分は、「政令市・特別区」が 2.7% (31 件)、「中核市」4.5% (52 件)、「人口10万人以上の市」11.3% (131 件)、「人口10万人未満の市」32.6% (378 件)、「町村」が48.9% (567 件)であった。

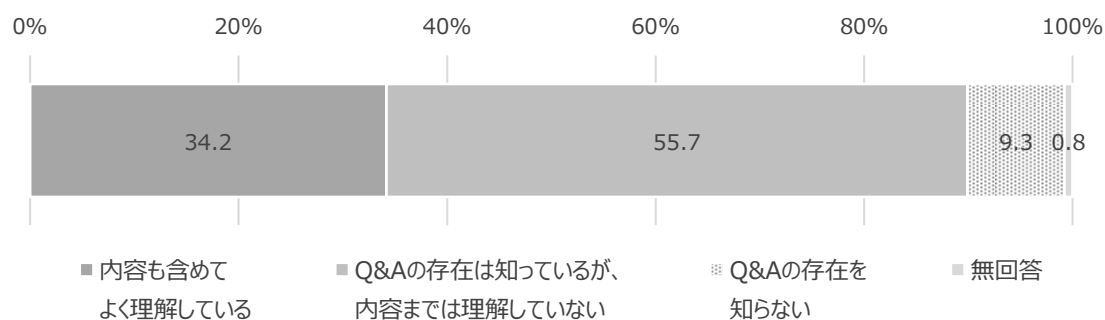
図表 4-2 自治体区分(n=1,159)(単一回答)



## (2) 問 1.Q&A の認識状況

「宗教の信仰等に係る児童虐待等への対応に関する Q&A」についてどの程度認識しているか聞いたところ、「内容も含めてよく理解している」が 34.2%（396 件）、「Q&A の存在は知っているが内容までは理解していない」が 55.7%（646 件）、「Q&A の存在を知らない」が 9.3%（108 件）であった。

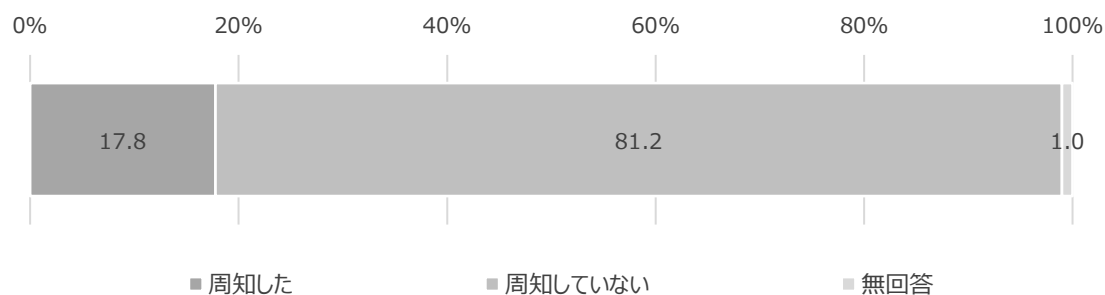
図表 4-3 Q&A の認識状況(n=1,159)(単一回答)



## (3) 問 2.Q&A の周知状況

自治体における Q&A の周知状況について聞いたところ、周知した自治体は 17.8%（206 件）であった。

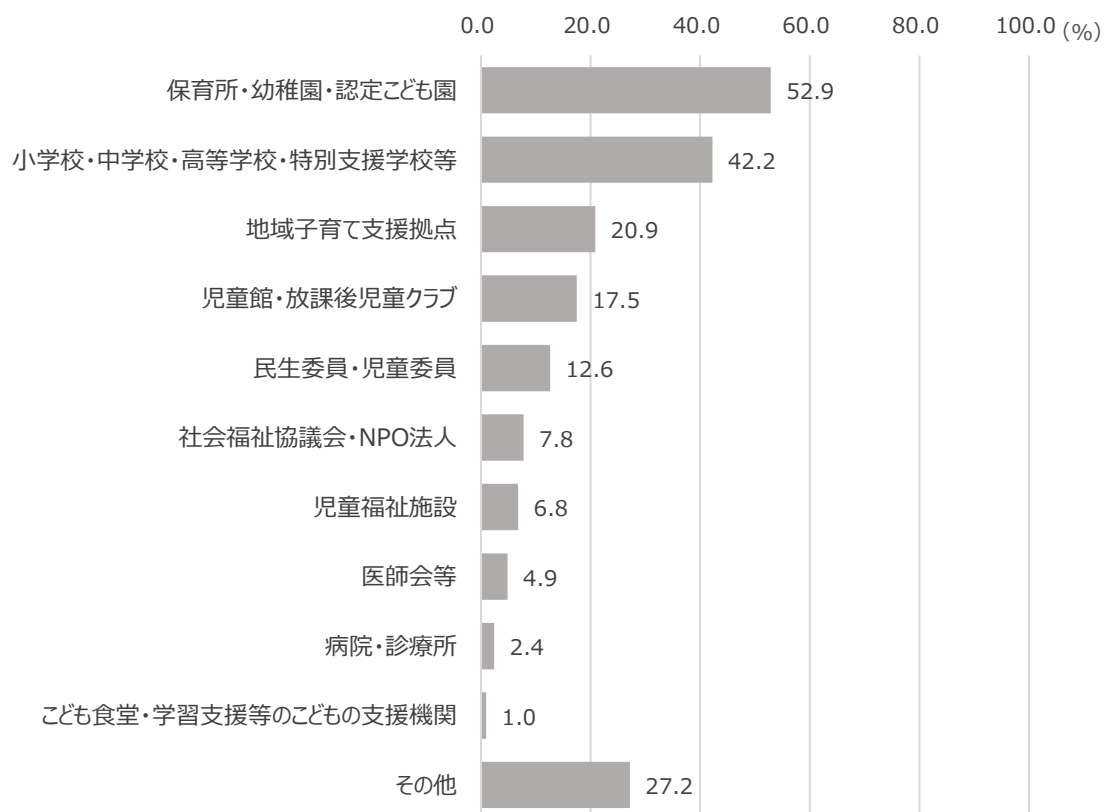
図表 4-4 Q&A の周知状況(n=1,159)(単一回答)



#### (4) 問 2.Q&A を周知した関係機関

Q&A を「周知した」と回答した自治体（206 か所）に Q&A を周知した関係機関について聞いたところ、「保育所・幼稚園・認定こども園」が 52.9%（109 件）と最も多く、次いで「小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等」が 42.2%（87 件）、「地域子育て支援拠点」が 20.9%（43 件）であった。

図表 4-5 Q&A の周知機関(n=206)(複数回答)



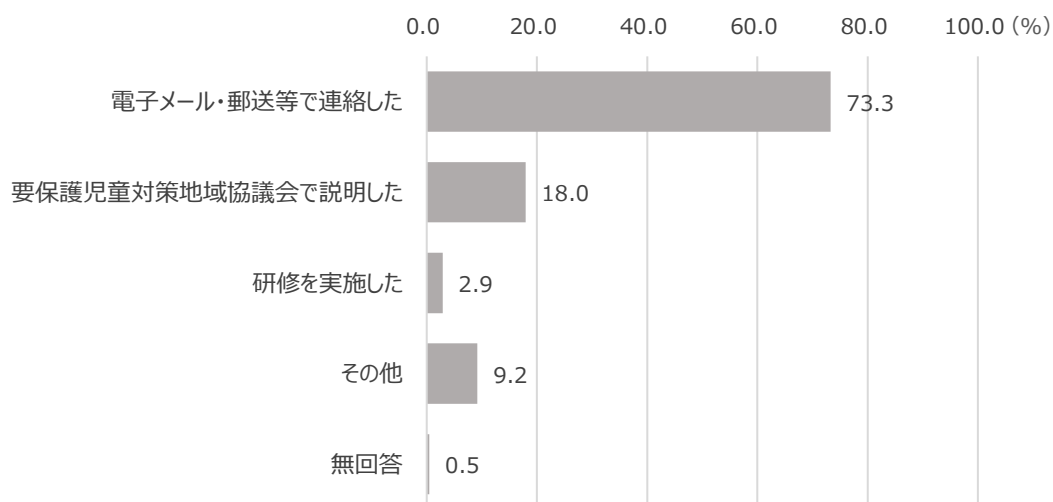
#### 【「その他」の機関】

- 「要保護児童対策協議会」のほか、「教育委員会」「保健所」「警察」や「自治体内関連部署」、また「自治会」や「医師会」等の回答があった。

## (5) 問 3.Q&A の周知方法

問 2 で Q&A を「周知した」と回答した自治体（206 か所）に、Q&A を周知した関係機関にどのような方法で周知したか聞いたところ、「電子メール・郵送等で連絡した」が 73.3%（151 件）と最も多く、次いで「要保護児童対策地域協議会で説明した」が 18.0%（37 件）、「研修を実施した」が 2.9%（6 件）であった。

図表 4-6 Q&A の周知方法(n=206)(複数回答)



### 【「その他」の周知方法】

#### ■ 要保護児童対策地域協議会にて情報共有

- 要保護児童対策地域協議会で説明予定(動画研修検討中)
- 要保護児童対策地域協議会にて児童相談所より情報提供があった
- 要保護児童対策地域協議会事務者会議において情報共有できる体制が確立されている

#### ■ 庁内での回覧

- 庁内回覧

#### ■ 教師・学校・保育園などに伝達

- 全体的ではなく相談内容に応じて必要と思われる学校へ伝えた
- 学校、園を所管する教育委員会を通じて周知した
- 市内中学校生徒指導研で資料を配布し説明した

#### ■ 定例会議等での周知

- 区長会の定例会に出席し、説明した
- 民生児童委員協議会で説明した
- 要保護児童対策地域協議会以外の会議や面談等で周知

#### ■ 市のホームページにて周知

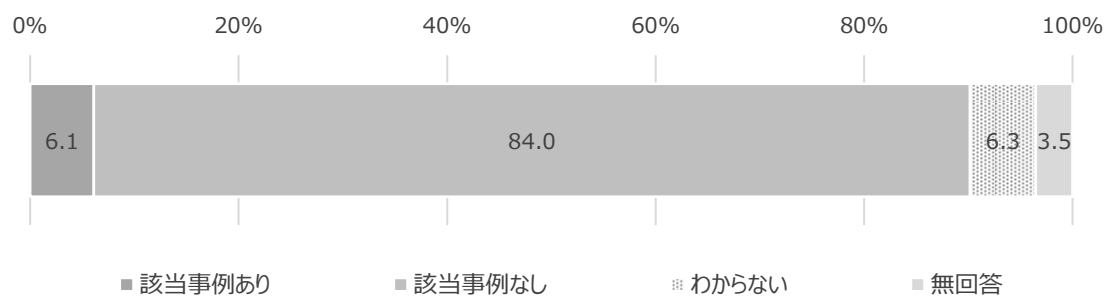
- 市ホームページに、こども家庭庁が作成した解説動画のリンクを貼り付けた

## 2. 保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待について

### (1) 問 4.保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待事例の有無

Q&A で例示されているような保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待について該当事例があるか聞いたところ、「該当事例あり」は 6.1%（71 件）、「該当事例なし」が 84.0%（974 件）であった。

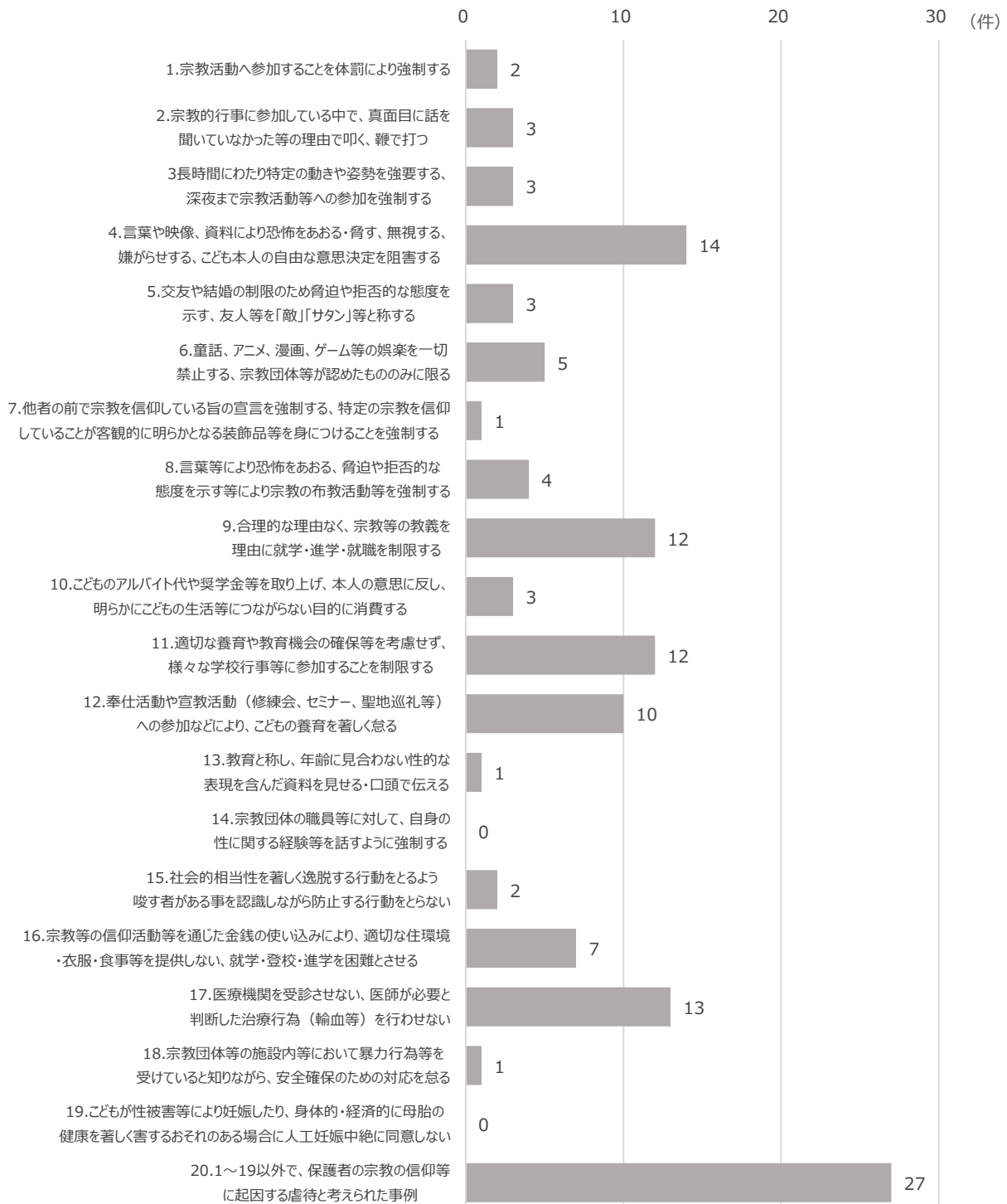
図表 4-7 保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待事例の該当有無(n=1,159)(単一回答)



## (2) 問 4.保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待の該当事例

保護者による宗教の信仰等に起因する虐待と推察される事例があった自治体（71 か所）が回答した虐待の内容は、「4.言葉や映像、資料により恐怖をあおる・脅す、無視する、嫌がらせする、子ども本人の自由な意思決定を阻害する」が最も多く 14 件（19.7%）、次いで「17.医療機関を受診させない、医師が必要と判断した治療行為（輸血等）を行わせない」が 13 件（18.3%）であった。

図表 4-8 保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待の該当事例(n=71)(複数回答)



## 【選択肢 1～19 以外の事例】

### ■ ネグレクト

- ある宗教の 1 日 5 回の礼拝中、こどもの安全を確認せず放置する
- 夜間放置(ネグレクト)の家庭で宗教を母から強要されるとこどもより開示があった
- こどもの初潮を悪霊のせいだとし、除霊に連れて行き生理用品を買い与えない
- こどもたちのためにお金を使うより献金やグッズ購入を優先している所もあった
- 高校生で宗教の信仰に起因する虐待を受けた結果、親族等を頼って単身生活をしている事例

### ■ 医療ネグレクト

- 治療行為の拒否とまではいかないが、医療機関受診はしたが治療方法で異議を申し出られた
- 緊急性、重要度は高くないため要保護児童対策地域協議会には入れていないが医療ネグレクトが疑われる事例があった

### ■ こどもの行動の制限・強要

- 断食
- 入浴をさせない
- 宗教の信仰等により食事が制限されている
- ピアスを開けたが宗教上の理由で許されないとして保護者と口論になった際に顔を引っ掻かれた
- 本人の同意なしに信者になっていた
- 実母がこどもへ宗教的行動を強要。それによりこどもは早朝に登校せざるを得ない
- こどもが宗教活動をしたくないと意思表示しても宗教活動を続けさせた。保護者の宗教活動につき合わせた
- 身体的虐待に対し、父親がこどもに「我慢すればいいことがある」と発言していた。父親が熱心な宗教信者のため、背景に信仰心によるものがある可能性が否定できない

### ■ 登校の制限

- こどもに登校させない
- 女子には教育を受けさせないとする宗教を信仰しており、学校へ行かせていない
- 外国籍の人で宗教や国の習慣により女子の教育を拒否したケースがある
- 電磁波の心身への影響を理由に学校に行かなくてもよいという考えをこどもに浸透させる

### ■ 面前 DV

- 信仰に対する意見の相違からこどもの面前で暴力を伴う大喧嘩をする
- 教義を理由とした姉妹への暴力を目の前で行い恐怖心を与える
- 父母の口論（母のみ入信）

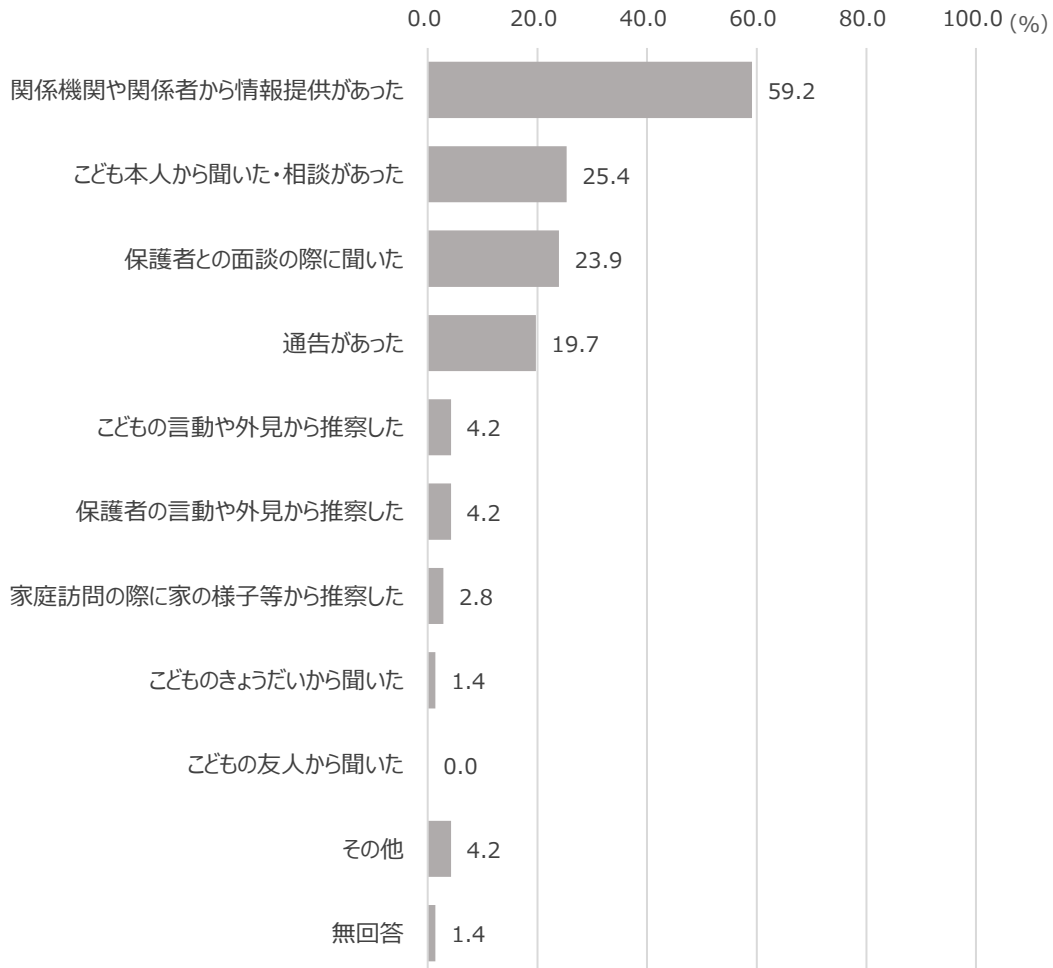
### ■ 虐待の連鎖

- 生まれ育った宗教的家庭環境により、気づかないうちにこどもや孫が身内の高齢者へ虐待等の行動をしている
- 父の祖父母がある宗教に入信し、頻繁に「教えを理解して欲しい」「自分たちがこどもを預かり、入信させる」と迫るほか、父の会社にも勧誘を行う。そのストレスから父がこどもを叩いている。祖父母を支援者として頼れない原因にもなっている
- 保護者自身が保護者の親から宗教の教えとして体罰を日常的に受けており、その影響をこどもに与えることを心配している
- 配偶者とこどもに暴力をふるっていた者自身は既に脱会しているが、その者は「こどもは親の奴隷」といった思想を持っている宗教を信仰している両親に育てられた

### (3) 問 5.保護者による宗教の信仰等に起因する虐待であると推察したきっかけ

問 4 で「該当する事例がある」と回答した自治体（71 か所）に、当該事例について保護者による宗教の信仰等に起因する虐待であると推察した理由・きっかけを聞いたところ、「関係機関や関係者から情報提供があった」が 59.2%（42 件）と最も多く、次いで「子ども本人から聞いた・相談があった」が 25.4%（18 件）、「保護者との面談の際に聞いた」が 23.9%（17 件）であった。

図表 4-9 保護者による宗教の信仰等に起因する虐待と推察したきっかけ(n=71)(複数回答)



#### 【「その他」の内容】

- 給食を食べずに家庭から弁当を持参する
  - 給食を食べず、弁当を持参していたヴィーガン
- ケース移管の書類
  - 他市からの転入案件でケース移管の書類から確認した

#### 【「関係機関や関係者から情報提供があった」場合の関係機関・関係者】

- スクールカウンセラーや養護教諭、教師を経た学校からの連絡
  - こどもの通っている学校
  - こどもが SC に話し、学校から連絡があった
  - 担任
  - 高校の養護教諭



- 給食センター職員
- 保育園等
  - こどもの通っている保育園
- 医療機関
  - こどもが通院している医療機関
  - 保護者が通院している医療機関（心療内科）
  - こどもが通院した医療機関のソーシャルワーカーから
- 児童相談所
  - 児童相談所担当児童福祉司
  - こどもの担当の児童福祉司
  - 離婚後の元父がこども本人から相談され、児童相談所に相談したものを共有した
- 保健師
  - 市のこども担当の保健師
- 転入前の自治体
  - 転入のため、前市から情報提供が入った
- 相談機関・当事者団体
  - 親子のための相談 LINE
  - 自殺相談機関
  - 宗教二世当事者団体
- 関係者からの相談
  - こどもの父親と親しい関係にあった知人からの情報提供
  - こどもの対応をしているヘルパー

#### (4) 問 6. 保護者による宗教の信仰等に起因する虐待かの判断が悩ましい事例

Q&A にある相談対応事例に該当するかの判断が悩ましい事例、また保護者による宗教の信仰等に起因する虐待かの判断が悩ましい事例、宗教ではないかもしれないが保護者の信条等に起因する虐待ではないかと思われる事例などがあるか聞いたところ、以下のような回答があった。

- 身体的な危害を加える
  - こどもがお祈りに参加しないことからベルトで叩く等の行動
  - 赤ちゃんをグルグル巻きにする等の対応
  - 父がとある教育論に傾倒し、体罰を容認している
  - 保護者から「叩かなければしっかりした人間に育たない」等の発言がある事例
  - 「空手で一流になるため」という理由でトレーニングにより腹部に痣があった未就学児ケースや、一流のバイオリニストになるためにレッスン時に体罰が確認されたケースがあった。「普通にやっていたは一流になれない」という信条により改善が難しい
  - 宗教というより文化の問題と思われる事例として、父母共に外国人の場合に出身国の文化を持ち出して「叩く」ことを正当化する場合がある。（棒などで叩くことはしつけ、父親のいう事は絶対、自分たちの国では12歳ぐらいになると働くことは当たり前という考え方。）

- 外国人世帯における虐待対応児の親などの言葉から文化や宗教における違いを感じる。こどもは親を敬い、親のいうことは絶対である。約束を守らなければ躰と称し身体的虐待が行われる。当方の指導に対しても日本のルールには従わない言葉や態度である
- 文化の違いからくる虐待はある。ある地域では物を使った暴力が通常化しているほか、言葉の違いからくる言い回し方や言い方（強く言うか、大声で言うか、など）からいわゆる心理的虐待（またはその虞）となるケースも見られる。その場合の指導は難しい（こどもの権利条約からみれば、批准加入等していたら遵守されるべきと思う）

#### ■ 食事等を制限する

- 親が自然派志向でこどもの食事制限をする
- 菜食主義、ヴィーガンなど食の嗜好によりこども世代の栄養不足が起こること
- オーガニック食品しか食べさせず、祖母が作る弁当は食べさせずに捨ててしまう
- 乳児に市販のミルクではなく独自に作る飲料を与えている
- オーガニックの食材へのこだわりやヴィーガン食を推奨する保護者の養育により、体重増加できない、皮膚の荒れがあるなど
- 牛乳を飲まない、肉を食べない、予防接種を打たない家庭があった。ただし乳幼児は健診には来る、学校もこどもが行きたい時には登校していたため、姿は確認できていた
- 「秋分の日」なので体を浄化しないといけないから今日はご飯を食べられない
- 宗教の拡大解釈による教育で、アニメを見ることを制限し、肉や添加物の禁止など食べ物の制限を行うものがあつた
- こどもに障害があり偏食が強いものの、宗教上の理由で食べられる食材がほとんどなく、給食を提供できないケース
- 保護者の信条等で、生命までの危険は無いが、1歳まで粉ミルクしか与えない、給食を食べさせず母の手作り弁当を持参させるなどの事例がある
- 保護者の行き過ぎた自然派志向により、予防接種を受けさせない、断食道場に通わせる、人工甘味料や添加物が入った物を食べさせないなどの事例は多々見られる
- 母親が動物性の食材を食べない主義（ヴィーガン）でこどもにも動物性たんぱく質を全く与えていない。また塩は安全なものだから大人と同じ量を与えて良いという信条からこどもには不適切な塩分量を与えている
- こどもはみんなと一緒に給食を食べたがっているが、親の意向で毎日弁当であり、内容も肉、魚といったタンパク質がほとんどない。その影響もあるのか、こどもは低身長のため小児科で相談することを推奨されているが、受診希望はない
- 父母が自然派志向であることに起因して出生後から育児用ミルクではなくヤギのミルクを与え、体重増加不良となった。また、糖分や添加物を害だと思い込んでいる母がこどもに対し、赤ちゃんの時からお菓子や飲み物、給食を制限している
- 園児の頃はおやつも食べられず、保育園、小学校、中学校と進学しても全て弁当を持参している。自宅の壁紙に有害物質があると思い込んだ母がホテル住まいを強要し、長期間学校を休ませた。部活中に熱中症のような症状になったため、学校が母に経口補水液を持たせてほしいと依頼したら部活をやめることになった。その後は塾通いが強化され、こどもにとって楽しみの時間がない状態になっている。（要保護児童対策地域協議会案件）
- 父子家庭の父が、こどもが医学的には認めていない疾病であると信じて疑わず、食事制限やサプリメントを服用させている。（市内の主治医とは別に父が見つけた県外の医師の存在あり。）こどもの主治医、児童相談所を含めた会議を実施しているが、制限下であるが食事を与えているためネグレクトと判断はできない。定期受診はこどもが嫌がるとの理由から家族受診で父のみが来院している。上記について、こどもの母方祖母から相談を受けた。母方祖母宅にこどもが空腹を訴えて来るが、食事をさせると父に罵倒され、怖くて対応に悩んでいる。父からの宗教勧誘を断って以来、関係が悪化している。現状では学校からこどもへの接触を継続し、必要に応じて市に通告する対応を予定している。定期通院先は、こどもの来院を伝え、拒絶が続いた場合は、児童相談所へ通告する対応を予定している。学校も医療機関も通告により父との関係性や今後の支援が継続できない可能性を心配している
- 外国人の家族で小学校高学年のこどもが断食を実施し体力がなくなっている様子であったが、本人が誇らしげであった事例。要保護児童対策地域協議会の課題にあがったが、本人が望んでいる様子なので虐待ではないと判断した。もし強要や栄養失調の様子があれば虐待になると思われ、注意深く見守らなければならない事例である
- 外国籍の保護者の文化の違いにより、こどもが限定された食材で食事をとっている事例があつた。虐待とはとらえていないが、こどもの自由が制限されていると感じたことがある
- 特定の団体や思想に影響されたか定かではないものの、偏った食生活や反ワクチン精神の植え付けなど、虐待認定できないが疑義がある家庭を把握している

- 精神疾患のある母が第2子妊娠中に「無事に出産するためにお神酒を長女（当時2歳）に飲ませろ」という幻聴に従い無理矢理飲ませようとし、制止した父にカッターナイフを向けて暴れた

#### ■ 学校に通わせない・通えない

- 学校へ通わせない
- 「学校の磁場が悪いので学校に行かなくていい」という信条を持つ保護者がいる
- 保護者が自称占い師で、こどもの将来や登校するタイミング等をコントロールしている節がある
- 保護者が自然派思考で、学校教育に対して拒否的な考え方があり、こどもが不登校の状態となっている
- （宗教でなく保護者の信条と思われるが）学校へ行かせない、学校行事に参加させない
- コロナの予防接種への懸念から、予防接種を受けている教職員のいる学校には行かせられない等の母の信条に起因する不登校
- 反ワクチン団体に所属していると思われる保護者が学校のコロナ対応等を理由にこどもを登校させない事例がある
- 霊感や宗教ではないが、「信じる人物」の存在があり、その人物の意見で登校するかしないかなどを判断してしまうケースがあった
- 宗教ではないが、ユーチューバーの人の考えに入り込み過ぎてこどもに健診を受けさせないほか、学校に行かせない考えを持っているケースがある
- 学校に行かせない、本人の意志としながら本人に選択させるというよりは、保護者の考えで行かせていないケースが多く見られる。教育を受ける権利を奪っていると思われる事例が多くある
- シングルマザー、母の偏った考え（コロナは存在しない、政府の陰謀論）によりマスクの着用を拒否、マスクの着用がないと登校を認めないという小中学校と関係が悪化、母がきょうだい登校させず、教育ネグレクトに発展した
- 宗教ではないかもしれないが、保護者の信条に起因する偏った考えにより、新型コロナウイルス感染症予防接種を打った人からは悪い電波のようなものが出ているということで、こどもを学校に行かせず、義務教育を受けさせようとしていなかった
- 親が反ワクチン団体に所属しており、そのこどもにワクチン接種をしないだけでなくワクチン接種した人と接することを禁じたため、幼稚園や小学校に登園、登校できず、社会的な関りや教育を受ける機会を奪われ、また親が認めない親族との関りも断たれているこどもの事例
- 両親が自然の中で生活するという信条で、山奥に住んでいる。家から学校が遠いため送迎が必要だが、学校へは無理して行かなくても良いとの考えがあり、こどもは不登校となっている。健診や予防接種も受けていない
- 長期間海外で過ごして学校に通えていない
- ひとり親家庭で母親が祈祷師。こども2人とも霊感が強く、学校のある場所によっては頭痛がして登校できない
- コロナを理由に登校を拒否しているが、同じような考えの人が就労している会社内で、子育てに関するセミナーやこども同士の交流・学習を行っており、「適切な教育機会の確保」ができていないとするのか判断に迷う事例がある
- 保護者が「学校は間違ったことを教えるところだから、自分が教える」「学校給食にはヤバイ物が入っているので食べたらいけない」といった信条を持っており、こどもが学校に通いたがらない。保護者は「こどもが行きたければ止めない」と登校を制限はしていないため、ネグレクトとも判断しがたい
- 小学校への就学を控えているが「こどもが行きたくなければ別に学校に行かなくてもよい」との安易な母親の発言等もあり、こどもの価値観形成が脅かされる恐れあり
- 保護者の学歴にこどもの学歴が左右される。または学校になんて行かなくても良いとこどもに伝える。（例：保護者が中卒の場合、こどもも中卒で良いと考え、就職するように言い聞かせる）
- 学校教育に否定的な考えを持つ保護者が「こどもが行きたいと言えば学校に行かせる」と送り出しに非協力的でこどもも自宅にいることを選択してしまう事例。こどもが行きたいのに行かせてもらえないパターンではない
- 父母どちらかが外国出身の親の場合、国柄または宗教的なものがあり、義務教育への登校意識などが低く、柔軟な考えをしているため、長期欠席、不登校などへの支援が入りにくい（こどもは日本国籍）
- 保護者が入信しているかもしれないとの情報が寄せられているケース。こどもが不登校であり、安否確認を行うために市が接触を試みているが、保護者はほかに相談している人がいると主張し接触を拒み続けている
- 登校や進学といった社会参加への制限については、こども本人の参加への意向を確認することが難しく、例えば不登校になる理由も複数あると考えられ、宗教に起因するか否か判断が難しい
- 学齢期のこどもが「学校に行きたがらない」という理由で、家業の手伝い（主に農業、加工品の製造、販売）をさせている事例が時にある。保護者としては、家業の手伝いにより社会との交流が持っていると感じている場合が多く、支援者の介入を嫌がる場合がある

- もともと精神的に不安定で、母の過干渉が過ぎることも。その家庭は熱心な信者で、中学生のこどもも熱心に活動していたようで、コロナ下でも団体の大会に参加していたが、安倍元総理の殺害事件の報道以降、突如部屋から出なくなり、引きこもりの状態になり、夏休み明け後も欠席が続いていた。家族との会話はなく、自分の希望を紙に書きドアに貼って親と会話する状態であり、家庭内暴力もありエスカレートするのではないかと危惧されていた。目視できないまま 10 月に中学校で警察と保護者が面接することで状況が確認されたが、7 月の連日の報道の影響がこどもにあったのではないかと推察される。結局、高校も入学したもののほとんど通わず休学中だが、SSW の面接と病院受診で支援継続しており、高校は退学して大検を受験しようと話している

#### ■こどもの日常生活の制限・影響

- 宗教がらみで土日を拘束されている
- 宗教の勧誘にこどもを連れているとの情報があった
- 礼拝が日に何回もあり夜中にもある。こどもは中学生で日常生活に支障が出る可能性をどこまで言うのか判断する時が悩ましい
- 宗教上の理由でこどもが園や学校のイベントに参加できない
- ある宗教を信仰する両親が誕生日やクリスマス会などの幼稚園の行事を欠席させているケースがある
- 義務教育ではないが、宗教上の活動のため、保育園や幼稚園には行かない事例が過去あった
- 反コロナワクチン団体活動にこどもと一緒に連れて行くこと。また学校を欠席させること
- ナチュラリスト（例：コロナ予防接種反対、牛乳反対、薬反対、県外有りのセミナー参加にこどもに学校を休ませて連れ歩き、登校に影響有り。）
- 調査期間以前の相談ケースで、保護者の政党の街宣活動に突き合わされ登校できなかったこどもがいた。宗教ではないが信条に起因する不適切な養育と思われた
- 「宗教活動のため学校を欠席する」というこどもからの手紙と宗教団体のパンフレットを母が学校に持参した、という情報が学校から報告された
- 親の宗教信仰により保育園での行事を体験させたくないため入園はせず、小学校入学から集団生活に入るこどももあり、集団への適応を心配するケースがある
- 地方祭りの保育園での「お祭りごっこ」の期間、家庭の都合などの理由（神事を避けたい、鳥居をくぐらせたくない等）でこどもを欠席させる
- こども同士のつきあいをやめさせる
- 厳しい教育をこどもに課せる
- こどもの学力や意志に合わない進路の決定
- 宇宙からのエネルギーで生活するとして、電気やガスを使用せず、冬場でも早朝に水浴びをさせる。食事を与えない
- 母親が通う地域の神様にこどもも通い、精神的な影響を受けているようだ。電磁波に怯えるようになった（現在は落ち着いている）
- 父母が自然派志向であることに起因して、県外から移住、市街地から離れた自然が豊かな里山を選び居住しているほか、こどもはいつも裸足であり、外で足を怪我する危険性がある

#### ■ネグレクト

- 家族が福祉等のサービス利用を拒み、こどもがヤングケアラーやネグレクト状態になる
- 虐待ではないが、献金等により家庭生活が困窮し衣食住に支障をきたしている事例があった
- 未就学児を 1 人で自由に外出させ、安全面について指導するが「信仰によって守られている」と主張する
- 宗教の修業のため数か月単位で家を不在にする（宗教関係者にこどもの養育を任せていくが、目が行き届いていない）
- 親自身が宗教に定期的に通い、こどもに強制するわけでもなく金銭の使い込みがあるわけでもないが、養育が不十分（ネグレクト）のケースがあった
- 過去には、保護者が自身の宗教活動と思われる行動のために、未就学のこどもを家に置いたまま早朝から頻りに外出するという事案があった
- 虐待としてはなかったが、宗教活動に参加するため月の半分以上親が自宅を不在にし、生活状況がつかめないケースや経済的困難を生じているケースがある
- 保護者がこどもに宗教関連のペンダントをつけさせようとするほか、養育に関してネグレクト気味になり、こどもの遅刻・欠席が増え進級できなくなった事例があるが、保護者の宗教とネグレクトについて直接的な関係があるかは不明

- 母が夜に小学生のこどもと乳幼児を家に残し、宗教団体の会合に参加した。乳幼児を小学生のこどもが世話をしていたことで夜眠られず学校生活に支障を来した。学校が児童相談所に通告し、母は児童相談所の指導を受けた。乳幼児の発育はよくない
- 生活困窮でフードバンクや貸し付けなどの支援を受けているひとり親世帯のこどもからの開示で親が毎月信仰する宗教の冊子を購入しており、食事の質の低下や学校諸経費の滞納があり辛い思いをしているといった話がある。宗教を想起させるエピソードがいくつかあるが、事実確認が難しく親の精神科通院の状況もあり、宗教の信仰等に起因するものか判断が悩ましい
- 宗教ではないかもしれないが、保護者が家の中を片付けられない、汚れている部屋の中で生活しており、こどもはそれが当たり前の生活になっているため、片付けの習慣や清潔にする意識がない。それは保護者の信条等に起因するものかどうか分からないため判断がつかない事例
- 自然派の活動グループに参加している母親に対してグループの代表者が子育てをしないように言い、母親は断乳ケアを行い、生まれて間もないこどもを残し家を出た。こどもは3人いるが、不登校、未就園児であり、現在は父親が一人で育児をしている。当グループの教えによるものか、こどもたちを祖父母に会わせることはせず連絡も付きにくい。祖父母は間違った子育てをしているのではと心配し、県や市へたびたび相談している
- 外国籍留学生の間でこどもができた。位の高い胎児の父と、位の低い胎児の母では結婚することができず、「親に知られたら殺される」と乳児院に預けた事例があった

#### ■ こどもの前で暴力・喧嘩を行う

- 家庭内で宗教具をめぐり、母とパートナーとのいさかいが起きた例があった
- 父から母への面前 DV の理由が父曰く、母が宗教に加入しており献金をしていることによる経済的困窮からくるものだったが、母は市に対し宗教に加入していることなど一切言わなかった

#### ■ 予防接種・ワクチンを受けさせない

- コロナワクチン接種を拒否する
- こどもに予防接種を受けさせない
- 保護者が乳幼児の予防接種を受けさせない
- こどもに予防接種を受けさせない、マスクをつけさせない
- 自然派の保護者がこどもに予防接種を受けさせないことがある
- 宗教上の理由により保護者が予防接種を拒否しているケースがある
- 「副反応が心配」「ワクチンには保存料が入っている」等の理由で予防接種を受けさせない
- 予防接種は「毒」であり、こどもは生まれながらに「ホメオパシー」があるので積極的に受ける必要はないという認識（助産院など多い）
- 宗教加入世帯ではないと思われるが、保護者の信条からか、こどもの予防接種を受けさせていない世帯がある。接種を受けさせないことは虐待にあたるのではないかと思われる事例あり
- 薬やワクチンを忌避し、自然派医療を志向する保護者は少なからずいるが、どこまで個人の自由でどこからが虐待にあたるか悩ましい
- 幼児の予防接種について「受けない方針」との家庭があった。任意のものについては強制できないが、保健指導のなかで理由を問うことが難しかったと担当課から聞いている

#### ■ 乳幼児健診などの健診を受けさせない

- こどもに対して予防接種や乳幼児健診を一切受けさせない
- 両親の信条により保育園利用や乳幼児健診、予防接種などを受けさせない家庭（養育は適切に行っている様子）
- 「新型コロナワクチンを打っている人と接すると気分が悪くなる」という理由で新生児訪問、2週間訪問を拒否
- 宗教ではないが、両親ともに自然主義で医療介入を拒否している。こどもらは乳幼児健診未受診、予防接種未接種で小学校にも通わせていない。夫婦ともにこどもたちを大切に育てている様子はうかがえ、愛着形成は良好ではあるが、生活に困窮している

#### ■ 妊婦健診・検査等の拒否、自然分娩へのこだわり

- 自宅出産でのリスクを説明しても聞き入れず、保護者の意向で医療従事者不在の状態ですべて自宅出産を行う
- “自然派”の家庭において妊婦健診未受診のことがあった。虐待までではないが医療機関へのこどもの受診を避ける傾向にある家庭はある

- 父母ともに自然主義のため、妊婦検診未受診のまま自宅にて出産。出産後も乳幼児健診未受診、予防接種未接種のためケース管理し、見守りを実施している
- 自然派志向の集団があり、プライベート出産（助産師も介さず家族のみ）をするほか予防接種を受けさせない、健診を受けさせない等、医療ネグレクトと思われる状況が多く見られ、対応に苦慮している
- 妊娠届を出していないのに出生届を出した父母がいた。「父母が信仰しているもの（宗教ではない）と、父方祖父の遺言に基づいて医療にはかからないことにしている」と父母 2 人で出産、健診や予防接種も未受診
- 明らかな宗教ではないが、保護者の信条により、予防接種を受けさせない、反ステロイド、西洋医学を頼らない、自宅での分娩（なるべく介助を受けたくない、健診に行かない）などのいわゆる“自然派”とされる育児をネグレクトとするか否か、判断に悩むことがある
- 以前居住していた自治体や病院とのトラブルからきちんと妊婦検診を受けず、自宅出産を選択。救急隊を要請したが死産となったケースがあった。虐待ではないが、破水後すぐに救急要請すれば助かったかもしれないのでとても辛かった。住民票を変更せず本市に居住しており、ケース移管までの間、本市独自で何とか関わりは持っていた
- 両親が自然出産に関わる書籍を愛読し、子ども 2 名は母子の命の危険を伴った無介助自宅出産。転居を繰り返し、就労してはいるがその日暮らしの生活を送っている。生活保護歴あり。主に母親の信条で医療受診一部拒否、牛乳禁止、予防接種未接種

#### ■ステロイドの使用拒否

- ステロイドを用いた医療行為の拒絶
- アトピー性皮膚炎のひどい子どもの母が、ステロイド剤の塗布を拒み、いじめの原因となっている
- 保護者がステロイド剤を使用したくないとの信条があり、子どものアトピーが悪化していたため医療ネグレクトの懸念があった
- 子どもが喘息で受診し、ステロイドを使用して治療、処方する説明をされた際にステロイドの使用をせずに治療してほしいと保護者から申し出があった。しかし医師からの説明と周りからの説得によるステロイドを使用して治療は行われた
- 就学前の子どもに対し、母の「無添加主義」により子どもの皮膚疾患（アトピー）が改善しない。保育所での衛生面での対応が難しく、皮膚が化膿している時などは登園を断る時がある。所属から母に声をかけるが、無添加主義を主張し、最低限の保湿等の対応のみをしている。医療面において完全に放置をしているわけではない

#### ■輸血・血液製剤の投与の拒否

- 治療方針として支援している子どもに輸血が必要だが、両親の宗教上の理由で輸血を拒否した
- 宗教の信仰等に起因するものか不明だが、保護者が子どもの治療に必要な血液製剤の投与を拒否していると相談あり。病院が保護者を説得し、血液製剤投与を受け入れたため、治療に進んだ

#### ■受診・入院の拒否

- 家庭の信条を理由に健診及び医療機関を受けさせない
- 子どもの肌が荒れていても「自然派」を理由に医療等を受けさせない
- 保護者の考えで予防接種・健診を受けさせない。医療機関を受診させない（皮膚疾病等）
- 自然派を主張し医療機関を受診させないケースにおいて、子どもが親へ相談しても信仰するように言われてしまい、親子関係の問題があり心理的虐待に当たるかどうか判断が難しい。子どもの非行問題などにつながりそう
- 自然派育児の母親が 2 歳の子どもの予防接種を全て拒否。食事面ではタンパク質は大豆と白身魚からのみ摂取。子どもの身長、体重は平均を大きく下回っており、1 歳半健診で要精密検査となっているにもかかわらず受診をしていない
- 宗教に関してではなく、保護者の信条等に起因する虐待について、ヴィーガン、自然派志向などの保護者が養育しているケースがある。出生後の体重増加不良や医療受診拒否、不適切な養育環境などのネグレクト時に生命維持を危惧する場合もあり、対応に苦慮している
- 父母が自然派志向であることに起因して、育児方針が独特な事例があった。1 歳児が風邪をひき鼻水が出ているが、寝れば治ると病院を受診させない。また、予防接種を受けさせない
- 宗教ではないが医療不信や自然派育児を尊重する家庭で、子どもに体調不良の症状がみられても医療機関を受診させない等の事例がある

- 親の強い信条により、こどもに受診が必要と思われても「このまま様子を見る」と断られてしまうケースもある。アトピー性皮膚炎や虫歯の放置により症状が悪化してしまうこともあり、緊急性はなくとも将来影響が残ることも懸念される
- 歯磨き粉の成分に問題があるとして歯磨きを行わず虫歯が放置されている

#### ■ 治療・服薬等の拒否

- 宗教ではないが「自然派」の保護者が予防接種や薬を拒み、健診も受診させない事例はあった
- 母を含め母方実家が特定の宗教を信仰しており、医療機関を受診するものの、内服に対しての抵抗感が強いケースがある
- 宗教までではないが、保護者の信念的なもので、医療受診はしない、服薬はしない等の治療拒否や、予防接種は受けない等の事例がある
- 予防接種を受けさせない、風邪をひいても薬を飲ませないなど、自然派育児を信念としている家庭について、介入が難しいと感じることがある
- 宗教ではないかもしれないが、予防接種を受けさせない、アレルギーの治療を拒むといった状況はあった。また新型コロナに対して保護者が過剰に反応することで、こどもも不登校になった事案は把握している
- 宗教ではないが、いわゆる「自然派」と言われる保護者において、頭を打った事故の際、病院には行ったが、放射線の被ばくを心配し、レントゲンを拒否したケースが以前あった。こどもは今のところ事故の影響もなく、保護者も極端な自然派ではないので、様々なサポート・関係機関と話し、現在は問題ないが、今後また大きな怪我があった時心配である
- 石鹸やアルコール消毒が親の考えで使用できず、コロナ禍で学校などが対応に苦慮していた
- 保護者の判断により軽微と思われる傷病について受診につながりにくい

#### ■ 民間療法・ホメオパシーへのこだわり

- 保護者が漢方の使用を優先し、医師が必要と判断した治療行為を行わせない
- 実際にはアレルギーではないが、アレルギー療法として同じ食物だけ食べさせる
- ホメオパシー法を推奨する保護者や西洋医学的な治療に否定的な保護者が必要な受診を控える
- 保護者がオーガニック思考でヘルベスになったこどもの治療を自然治癒させようとし完治に時間がかかった
- アトピー性皮膚炎の受診や投薬治療等を親の信念や価値観で拒否する、民間療法に頼る等でこどもの日常生活に影響が出る事例
- 保護者の信じる団体の飲み物や塗り薬等を使って治療を行い、医療機関を受診しない場合の対応（こどもの生命に影響がない程度のケガや病気のケース）
- 予防接種は「毒」であり、こどもは生まれながらに「ホメオパシー」があるので積極的に受ける必要はないという認識（助産院など多い）
- 母親が西洋医学を信用しない信条で、こどもが虫に刺された時に熱したスプーンを患部にあてるという民間療法を行い、こどもに軽度の火傷を負わせた
- アトピーにより全身に湿疹が広がっていたこどもについて、皮膚科受診を促すものの、母は薬等を使用させたくなく、漢方や自然治療を望んでおり、病院受診をさせることが困難だった事例があった
- 保護者の信条等で、こどもには民間療法しか受けさせない事例がある（生命までの危険はないが、アトピー性皮膚炎のこどもに必要なステロイド療法は受けさせず、民間療法薬や塩水を塗布する、抗生剤も与えないなど）
- こどもの病気治療に民間療法を取り入れているケース。重度のアトピーと食物アレルギーの状態がひどいが病院を受診せず心配した学校から連絡が入った。児童相談所の嘱託医は体重の数値が拒食症レベルであり医療ネグレクトとの見解だった
- 過去に母が特定の東洋医学に傾倒しアトピー性皮膚炎を患った乳幼児を医療機関に受診させないケースがあった。東洋医学の医師の話信じ込んでいたため、町の保健師や保育士が皮膚科受診を勧めるも受診しなかった。結果的に受診に繋がったことから事なきを得た
- 自傷行為や摂取に問題があるこどもに関し、保護者は「こどもに悪霊がとりついている」と捉えている家庭で、精神科ではなく、保護者の信じている整体への受診を強要するほか、こどもに40度の発熱があった場合にも服薬させず唱えることで治療を行おうとする等の行為がある
- 宗教ではないかもしれないが、保護者の極端な自然派志向から、重度のアトピーであっても灸で治療したりハーブの油などを塗布したりと、短期で効果が出るような治療をしない。外見でも明らかであり肌が突っ張って膝を伸ばして歩くことができないほどで、市や在籍機関から家族に促しても、保護者が医療の有資格者であることも重なり、西洋医学受診へつなぐことが極めて困難なケースがあった（成長とともに症状が少し落ち着いたので見守りを継続中）

- 宗教ではないが医療不信や自然派育児を尊重する家庭に、こどもに体調不良の症状がみられても医療機関を受診させない等の事例がある。医療不信、電磁波の影響を恐れる保護者の信条により、こどもが発熱しても受診させない、アロマを焚くなどして体温計を使用せず、家庭内で適切な治療が行われていない
- 宗教ではないかもしれないが、保護者の信条等に起因する偏った考え方により、医療機関を頼ることは少ない。こどもは療育手帳を所持している。発話がないこどもであるが保護者は幼稚園や障害児サービスの利用を拒否。県外の NPO 法人が運営する牧場で療育を行っている。偏った考えにより義務教育を受けさせるか不安がある。特別養子縁組をしたケースである。こどもの首には大きなお守りがかかっている

#### ■こどものアルバイト代の取り上げ

- アルバイトの明細をこども本人へ知らせない
- 中学校卒業したこども（定時制高校在学中）のアルバイト収入から生活費として親が徴収する家庭
- 深い信仰を持っている家庭で、こどもがアルバイト代の一部を自分の学用品等の購入に充てている場合、信仰により適正に家計が回っていないのか、家庭の方針なのかは判断しがたい

#### ■信仰の強要

- こどもが親から宗教のお題目を唱えることを強要され困ったという事例に対して、行政の関与がどこまでできるか難しいケースが過去にあった
- こどもの親権を争っている父（敷地内別居中）が、こどもが同居している母や祖母らの了承を得ずに自身の所属している宗教団体に所属させた。こどもの意志は不明
- ある宗教を信仰する父に隠れて別宗教に改宗した外国籍中学生女子ケースがあった。そのため父の信仰する宗教の衣服を着用しなければならなかったほか、男尊女卑のため本人の意思は尊重されない状況であった
- 明らかな虐待行為は認められないものの、特定の宗教団体への偏ったイメージがあり、離婚した父母間で引き取った側の信仰を理由にこどもに対して虐待している（宗教信仰を強要している）と当課へ訴えている事例（こどもの状況は確認済）
- 現在中学生のこどもが、中学校の養護教諭に「小学校のころ、祖母からお守りを首から下げさせられて、いじめられた」と話していたケースがある
- こどもに強要してはいないが、除霊のために学校へ数珠を持たせて登校させることを希望している保護者がいる（保護者の主張は数珠はアクセサリではなく、あくまで自身の心身を悪霊から守るためとのこと）
- こどもが宗教に入信させようとする心配がある家庭はあるが、そうならないよう要保護児童対策地域協議会の中で見守っている。実際、家庭内で起きていることなので、発見が難しいのではないかと感じている
- 精神障害による妄想と、もともと持っている宗教への信仰心が複雑に絡むことにより、こどもたちにも信仰を強いたり、こどもの通う学校や地域の人や商店にも一方的に述べ伝えることを繰り返す。関係機関との協力のもと医療保護入院となり、3か月後症状が改善し退院となった。服薬管理、訪問看護、養育支援等で支援することにより、なんとか安定した生活を送っているが、宗教心は強くバランスは崩れやすい。バランスが崩れてしまうと虐待が再発する恐れが十分あるため、関係機関でフォローしている

#### ■こどもへの連鎖

- 生まれ育った宗教的家庭環境により、気づかないうちにこどもや孫が身内の高齢者へ虐待等の行動をしている
- 保護者自身が宗教信仰を強要されていた経験を持っていたため、銃撃事件の報道で過去の経験がフラッシュバックして精神的に不安定に陥り、こどもの養育に影響が出たケースがある（暴言による心理的虐待、ネグレクト）

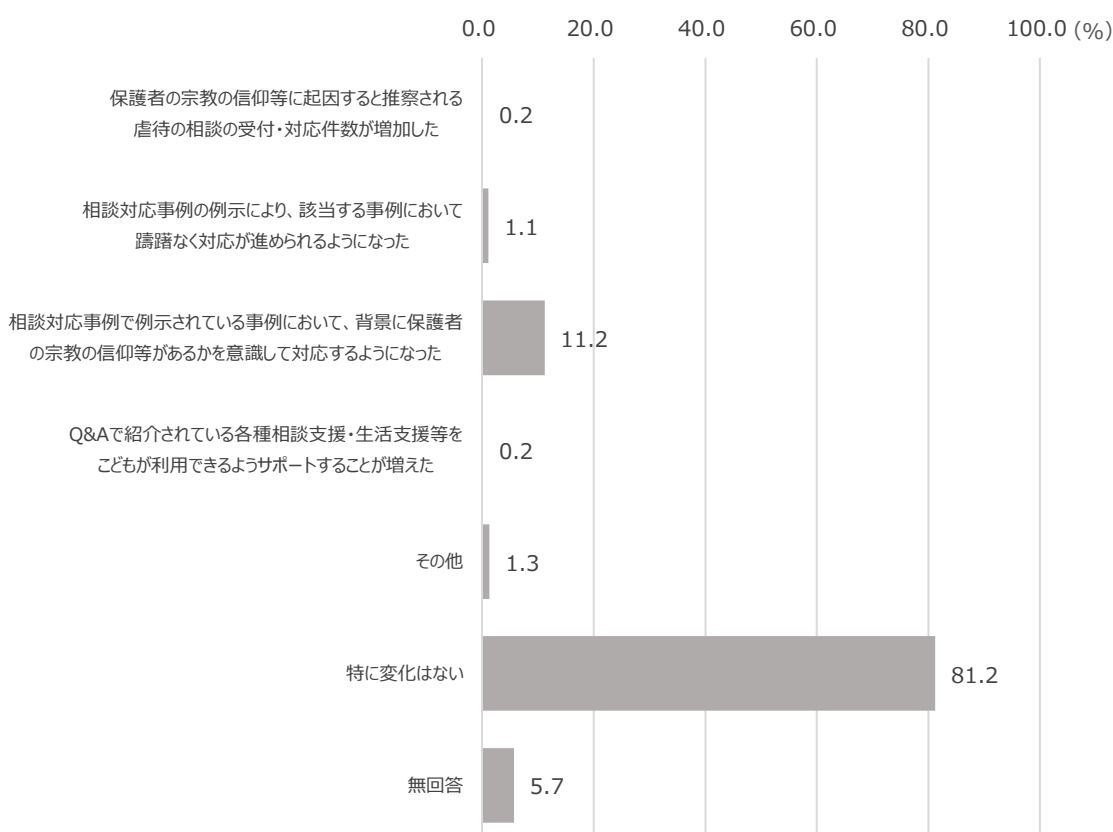


## (5) 問 7.Q&A 発出以降の変化

令和4年12月27日のQ&Aの発出以降、保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待事例の対応等において変化したことを聞いたところ、「特に変化はない」が81.2%（941件）であった。

また、変化したこととしては、「相談対応事例で例示されている事例において背景に保護者の宗教の信仰等があるかを意識して対応するようになった」が11.2%（130件）、「相談対応事例の例示により、該当する事例において躊躇なく対応が進められるようになった」が1.1%（13件）、「保護者の宗教の信仰等に起因すると推察される虐待の相談の受付・対応件数が増加した」「Q&Aで紹介されている各種相談支援・生活支援等を子どもが利用できるようサポートすることが増えた」がともに0.2%（2件）であった。

図表 4-10 Q&A 発出以降の変化(n=1,159)(複数回答)



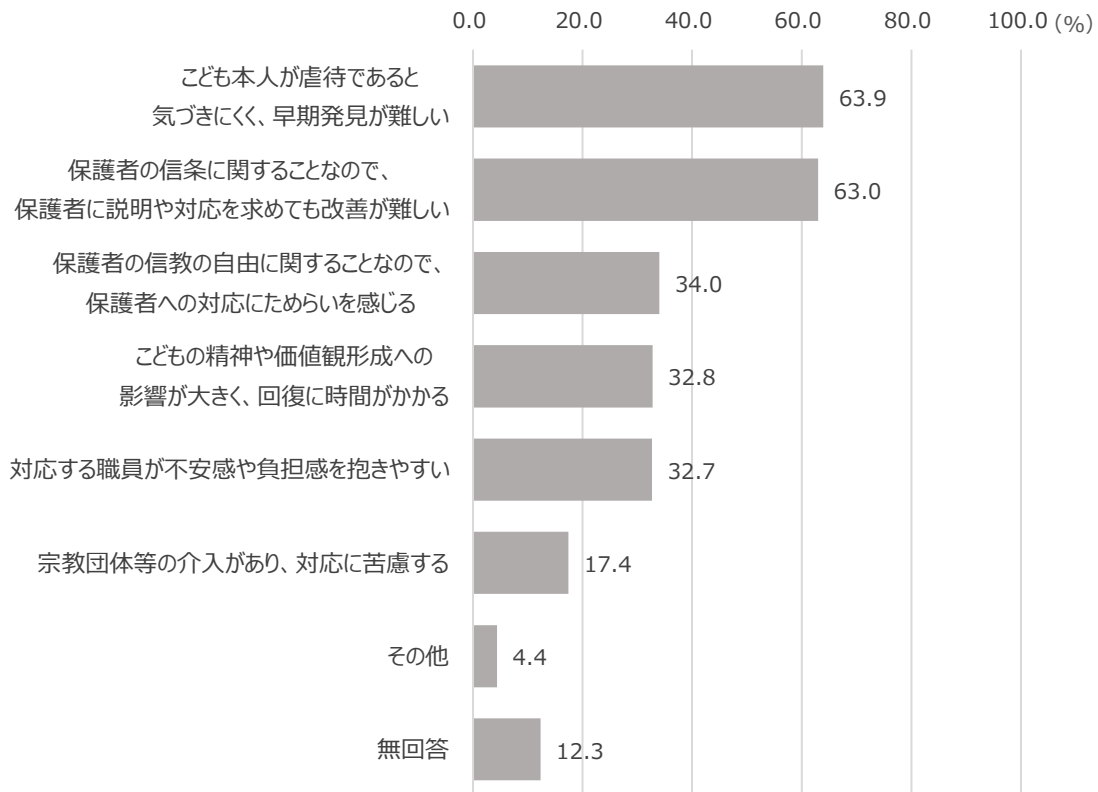
### 【「その他」の内容】

- 該当事例・考え方が明確になった
  - 事例の例示により該当する事例が明確になった
  - 宗教の信仰等に起因する行為によって子どもに不利益が生じる場合、虐待としてどのような考え方で（種別も含め）受理ができるのかということを支援者が知ることができた
- 要保護児童対策地域協議会の構成員に法務局や人権擁護員が参画した
  - 要保護児童対策地域協議会の構成員に法務局や人権擁護員が参画した

**(6) 問 8.保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待事例の相談対応における課題**

保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待事例への対応において課題となっていることや課題になると思うことについて聞いたところ、「子ども本人が虐待であると気づきにくく早期発見が難しい」が 63.9% (741 件) と最も多く、次いで「保護者の信条に関する事なので保護者に説明や対応を求めても改善が難しい」が 63.0% (730 件) であった。

図表 4-11 保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待事例の相談対応における課題(n=1,159)(複数回答)



また、保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待事例の有無別でみると、「保護者の信条に関する事なので保護者に説明や対応を求めても改善が難しい」「保護者の信教の自由に関する事なので、保護者への対応にためらいを感じる」「子どもの精神や価値観形成への影響が大きく、回復に時間がかかる」については「該当事例あり」の自治体の方が回答の割合が高く、「子ども本人が虐待であると気づきにくく、早期発見が難しい」「宗教団体等の介入があり対応に苦慮する」「対応する職員が不安感や負担感を抱きやすい」については「該当なし」の自治体の方が回答の割合が高かった。

図表 4-12 保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待事例の相談対応における課題(n=1,159)(複数回答)(該当事例有無別)

	子ども本人が虐待であると気づきにくく、早期発見が難しい	保護者の信教の自由に関する事なので、保護者への対応にためらいを感じる	保護者の信条に関する事なので、保護者に説明や対応を求めても改善が難しい	宗教団体等の介入があり、対応に苦慮する	対応する職員が不安感や負担感を抱きやすい	子どもの精神や価値観形成への影響が大きく、回復に時間がかかる	その他	無回答
該当事例あり(n=71)	57.7	40.8	74.6	11.3	22.5	38.0	9.9	5.6
該当事例なし(n=974)	64.7	33.7	62.3	18.0	33.6	32.8	4.2	12.0

## 【「その他」の内容】

- 外国籍の保護者への対応が難しい
  - 保護者や子ども自身が外国出身の場合、文化や言語の相違も支援の障壁になることがある
  - 外国人の親の対応で、食に関係する事例がある（豚肉は食べない）
  - 外国人の親の場合、親に言葉が通じないため指導が難しい
- 保護者が傾倒している主義に対する介入が難しい
  - 宗教ではないが、保護者が傾倒している主義（例：自然派を追求しすぎてワクチン拒否や民間療法に心酔し医療機関へつながらない、または自然保育に特化しすぎて教育的、療育的専門機関につながりにくい）などについても、虐待案件ではないものの、行政が予防や介入が難しいと感じている
- 対応する職員の信仰に対する考え方
  - 対応する職員の信仰を確認したことがないが、何らかの信仰がある場合、どのように対応するのか
- 保護者や被害者自身が虐待であると認識していない場合がある
  - 実例はないが、“宗教的な理由”と本人が思っていないなども考えられる
  - 保護者に身体的虐待という認識がなく、真面目に宗教的行事をしている場合
  - こどもの意思決定支援以前に、第三者がこどもの気持ちを確認すること自体が困難である
- 虐待か否かの線引きが難しい
  - 医療ネグレクトの判断基準があればよいと思う
- 宗教虐待への知見が乏しく支援体制が整っていない
  - 職員の宗教の信仰等に起因すると推察される虐待事例への経験が少ない
  - 宗教のことは介入できない
  - 宗教に起因する児童虐待への対応方法の知識が乏しく支援体制も整えられていないため、積極的な周知にためらいを感じる
  - 虐待に関する益々の専門知識や対応能力を有する職員の確保及び職員のメンタルヘルスが危惧される
  - その後の対応が難しい
  - 信仰に関する情報をつかむことが難しい
  - 宗教に起因するかしらないかで、同じ境遇のこどもの対応が異なる事例が生じないか
- 宗教が原因であることによって周囲への相談・発見が遅れる
  - こどもが虐待されているという事実に第三者が気づきにくく、早期発見が難しい
  - 政治や宗教について関係が築けていない相手に話すことを避ける感覚が一般的にあると思う。公的機関や理解がある人以外に、問題を抱えていてもなかなか打ち解けられないのではないか。また、こどもは自分の置かれている状況について客観的に説明できないと思う。周囲に理解されづらい
  - 家族の1人が宗教にのめり込み、対応する家族の負担も増えており、“家庭内のことなので”と家庭内で何とかしようとするため、支援者の介入を拒まれ状況が悪化していく
- 保護者の子どもへの対応改善が困難である
  - 保護者の子どもへの対応改善は難しいのではないかと懸念している
- 文化として根付くことによって世代間連鎖が起こる可能性がある
  - こどもに「文化」として根付く可能性があり、世代間連鎖が生じる

## (7) 問 9.保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待事例の相談対応における取組

保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待事例への相談対応に関して取り組んでいることや工夫していることについて聞いたところ、以下のような回答があった。

### ■ 関係機関に周知し、協力して対応する

- 現在事例はないが、関係機関で見守りを行っている
- 要保護児童対策地域協議会に登録し、関係機関で見守りを行っている
- 要保護児童対策地域協議会実務者会議において、ニュースなどで話題になった際、参加者に宗教による虐待に気を付けていこう周知した
- 対応事例は1件のみ。関係機関と連携し対応中
- 宗教の自由について、保護者がどのように考え主張してくるのか不安がある。しかし自治体とはこどもの安全、安心できる生活を最優先することを関係機関と共有し、対応するしかないと考えている
- 教育課、学校、幼稚園、保育園と連携。こどもや家庭に気になること等あれば、すぐに当課へ相談できる体制作りをしている
- 10月1日時点でQ&Aの周知は行っていなかったが、それ以降で要保護児童対策協議会の構成員宛にメール、郵送で周知を図った
- 宗教の信仰等に起因すると推察される虐待事例の相談はないが、町ホームページやLine、Facebook等のSNS及び子育て応援アプリを通して虐待相談窓口の周知を行っている。並行して所属機関との連携を強化し、虐待(疑い含む)に関する情報提供及び共有を行い、スムーズに対応できるようにしている
- 規模の大きな宗教団体の宿舎内で施設管理者と保護者共謀の元に虐待が行われているとの情報を得た際は所轄警察へ通報のうえ警察による事件捜査を優先させた
- 物理的・社会的規模の大きな団体がある程度の組織体制のうえで虐待に関与していると推測される場合など、積極的な警察権の介入など介入側にも相応の組織力が必要と考えている
- 問6で回答した家庭に対し虐待と判断し介入するのが難しいが、こどもの所属機関に対して気になることがあれば情報提供してもらえるように伝えている。また警察や児童相談所から通報等あった際は、所属機関に連絡し安否確認を行っている
- 要保護児童対策地域協議会及びDV防止対策地域協議会において受理し、関係機関での個別ケース検討会議を開催し、情報の交換・共有、支援内容の検討を行っている

### ■ 訪問やSNSの確認などを行い家庭の様子を確認するようにしている

- 保護者との関係づくりを行い、家庭訪問にて養育環境や日々の生活について確認をする
- 保護の宗教の信仰に関する情報があれば、意識するようになった
- 訪問時の家庭環境や傾聴により、推察していけるスキルを身につけていきたいと思う
- 予防接種未接種者や乳幼児健診の未受診者に対しては、必ず連絡や訪問を通して家庭とのつながりをもつ機会をつくるように心掛けている
- 乳幼児健康診査の問診時に、家庭や保護者のことについても聞き取りをして、虐待担当と情報を共有できる体制を取っている
- 母子保健を担当する保健師が、訪問や健診などの機会を通して関係を作りながら、予防接種の必要性や適正な医療受診について助言、指導をしている
- 医療機関をはじめとする関係機関との連携に努めるとともに、保護者(当事者)に寄り添った支援をすることで安定を保つようにしている。養育支援訪問を続ける中で、生活上の困り感を早めに解消するようサポートしている
- 保護者が発信するSNSを確認し、世帯全体の動向を把握している

### ■ Q&Aに沿って対応をする

- Q&Aについて周知を行う
- 宗教の信仰等に起因すると推定される相談が入った場合、参考にして対応できるようQ&Aを職員に周知した
- Q&Aの内容を理解し、体制を整えている
- Q&Aにおいて様々な事例が例示されていたので、今後ケースが生じた場合に活用できると考える
- 課内でQ&Aを周知し、宗教の信仰等による虐待の可能性について意識するようにしている

- 設問のような事例は本市では確認されていないが、確認された場合は Q&A を参考に対応する
- 今現在対応ケースがないが、今後対応することも考えられるので Q&A を活用していきたい
- 市の虐待対応部署の職員に対して「宗教の信仰等に関係する児童虐待等への対応に関する Q&A」を共有し、対象となる事案が発見された場合の対応について周知している。こども虐待対応のマニュアルの改訂時期であるため、Q&A を参考に宗教の信仰等に起因する児童虐待の対応のマニュアルへの記載を検討していく
- 本市へ転入によるケース移管（RS.11）があり、信仰している宗教は不明だが、妊婦健診未受診。自宅分娩、予防接種を受けない等のケースであった。今後、支援方針等を決めていくが、本市で宗教の信仰等のケースがなかったため、Q&A を参考に組み込んでいきたい

#### ■ 宗教に関わるか否かで虐待事例について対応を変えない

- 宗教に関わらずこどもに影響が出ている案件については積極的に対応したい
- 保護者の宗教信仰の起因有無に関係なく、こどもや保護者が困難な状況にあれば様々な機関と連携して対応している
- どのケースについても丁寧に聞き取りをしている
- 宗教の信仰等に起因することに特化したものではないが、こどもや保護者に接する子育て広場、保育所、学校と、何かあればすぐ連携できる体制を日頃から意識している
- 宗教の信仰等に起因すると推察される虐待事例に限らず、こどもの話を聞く中で、こどもの些細な言動を見逃さないように気を付けている
- 宗教の信仰等に起因すると推察される虐待事例の如何によらず迅速かつ適切な対応に努めている
- すべての虐待事例に対し、こども、保護者及び関係機関への情報収集を行い、虐待の背景にあるものを把握するよう努めている
- 宗教の信仰等に起因していても、虐待行為は虐待行為なので区別せず、だめなことはだめだという姿勢で取り組んでいる。こども自身が成長し親の信仰している宗教に違和感を持っているという相談を受けたことがある。その際には、本人に選択の自由があることを伝えながら気持ちを傾聴したい
- 本通知に基づき、幼児・こども・生徒の虐待が疑われ、それが保護者の宗教の信仰等に起因すると推察された場合に、「家庭の宗教のことだから」とためらわず、教育委員会に報告・相談するよう周知している
- 背景には宗教の信仰等があるかもしれないことを含めてアセスメントをする必要があるが、信仰の有無に関わらず事実・事象、こどもの気持ちや状態に着目した対応に取り組んでいる

#### ■ 信仰の自由や文化的背景に配慮して対応するよう意識している

- 宗教の信仰は希望と安心を与えるが、虐待に関係しているとなれば問題。相談があれば「宗教の自由は重んじられるが、こどもの安全安心が脅かされる場合は虐待となる」ということを、こどもたちや関係者に話していくことが大切だと思う。以前、ある団体が家庭訪問し、声を掛けてきた。小学生ぐらいのこどもが一緒にいたため、「あなたは自分の意志で皆さんと行動を共にしているの」と聞いたところ、同行の大人も回答ができなかった。「イヤなことは嫌だと言ってもいいんだよ」とこどもに説明。訪問者にも「本人が嫌だったら、侵害にあたる」と。次回からこどもは一緒に来なくなった。地域で生活している一部の信者は教えを誤解して受け取っているケースもあり、特定の行動を正当化し虐待につながる場合もある。（あなたはうちのこどもだから、この宗教に入らないといけないうなど）こどもが置かれている状況を常に確認し、「家庭内のこと」として諦めるのではなく、こども個人の最善の利益に立って考えていきたい
- 信仰は自由だが、虐待はダメだということ。分けて考えて対応する
- こどもの権利、安全面などと親の信仰等とは切り離して対応していこうと考えている
- 保護者から話をよく聞くこと、宗教の自由など憲法を熟知し、組織で対応することを心掛ける
- 信教の自由があることを理解したうえで Q&A を読む、こどもの安全安心を守ることを最優先にした対応を行えるようにしている
- 保護者の信仰心、信仰活動について否定的な発言を絶対にしないよう言動には細心の注意を払いつつ、容認と誤解を与えないよう一貫した姿勢を保つ
- 保護者やこどもの信教の自由は否定せず、寄り添いながら、虐待や生活支障に対し相談支援を実施している
- 信仰の自由を念頭におきつつも、他のこども同様、こどもの最善の利益に焦点をあて、児童虐待防止法や児童福祉法に反する時は躊躇なく対応するようにしている
- 認識している事例が少ないが、虐待について事実に基づき認定の判断をすると思っている。外国の人の場合、その国の教育、宗教、生活文化について調べ背景を知ったうえで関わるようにしている
- 対象家庭の宗教の信仰や価値観を否定するのではなく、他の考え方や生活の仕方もあるのだとこどもに提示するよう心掛けている。職員間で話し合いを実施し、考え方や対応方法について共有を図った

- 宗教については、否定することはしていないため、ネットなどの情報にはなってしまうが、食文化や生活習慣など、宗教上の文化の理解に努める。そのうえで日本の文化、法律であれば虐待に該当してしまうことがあれば、説明するようにしている
  - 宗教の信仰のみが事案が生じている理由と決めつけず、背景を様々な角度から調査し、信仰を否定することにならないよう配慮し、こどもの影響について話を進めていくようにしている
  - こどもや保護者の状況、環境等から総合的にアセスメントして対応する
  - 当事者の考えや思想を否定せずに虐待にあたるかどうかの視点で相談、対応する
  - こどもの成長や心身の影響を受けているリスクはあるとし、丁寧な対応をしていくことが望ましいと考えるところである
- こども食堂など、こどもの居場所づくりに取り組んでいる
- こどもの居場所（日中）づくりを行い、学べる機会を提供している
  - こども食堂を委託事業で行っており、自然派（移住）の人にも利用してもらい、地元の人や行政職ともつながり、見守りを続けている
- 当事者や、周囲の人間の相談先を周知・案内する
- 今後周知等に取り組むよう検討する
  - オレンジリボン、児童虐待防止推進キャンペーン時、市内自治会に市が作成した児童虐待防止のチラシを回覧している。そのチラシの中に宗教二世、三世（児童）に係る虐待、生活困窮等の家庭に気づいた時は、市や児童相談所に相談できることを掲載している
  - こども本人が相談できる年齢であれば、要保護児童対策地域協議会の構成団体でもある弁護士会が開設している「べんごし LINE 相談」を案内している
- 相談時に信仰の有無を確認している
- これまでに宗教の信仰等に起因する事例はないが、宗教の信仰等を家族で適切な範囲で取り組んでいるか、いきすぎた指導、勧誘となっていないか等は確認している（相談時に宗教の入会などがあるか、さつと確認するようにしている）
- 信仰に関する相談があった際には職員へ取次・報告を行う
- Q&A について、朝礼にて課内職員及び相談員へ説明を行い、宗教の信仰等に関する相談があった際には職員への取次ぎまたは報告することを周知した

## 第5章 学校調査

### I. 調査実施概要

保護者による宗教の信仰等が背景にある、支援を必要とする子どもを早期に発見し、必要な支援等につなぐためには、子どもと日常的に接する学校において Q&A が認知されることが重要である。そこで、文部科学省、教育委員会を通じ、小学校、中学校、高等学校を対象としたアンケート調査を実施し、Q & A の認知状況等を把握し認知度を高めるとともに、虐待理由が保護者による宗教の信仰等に起因するものと推察されたケースへの対応や対応における課題等を把握した。

図表 5-1 学校調査のアンケート調査概要

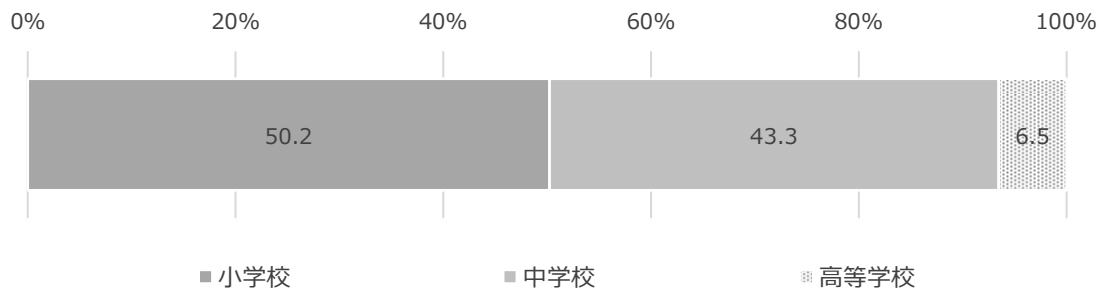
調査対象	全国の小学校・中学校・高等学校 (各都道府県立の高等学校 5 校、基礎自治体の公立小学校・中学校各 1 校)				
調査期間	令和 5 年 11 月 9 日 (木) ~ 12 月 25 日 (月)				
調査方法	Web アンケート調査 アンケートサイト URL 記載の案内を文部科学省より全国の都道府県教育委員会・市町村教育委員会へメールで送付。各教育委員会で抽出のうえ学校へ回答依頼文書送付。各学校が Web サイトにて回答。				
配布・回収数		対象	配布数	回収数	回収率
	小学校	全市町村・特別区から各 1 校	1,741	1,385	79.6%
	中学校		1,741	1,193	68.5%
	高等学校	全都道府県から各 5 校	235	180	76.6%

## II. 調査結果

### 1. 回答者について

#### (1) 問 1.学校種別

図表 5-2 学校種別(n=2,758)(単一回答)





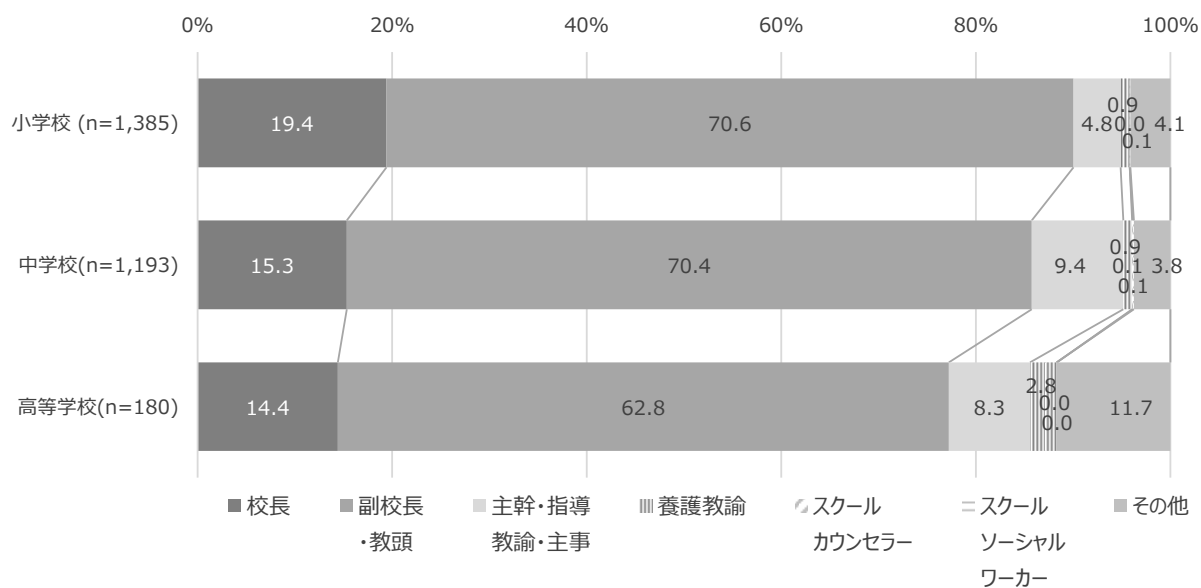
## (2) 問 2.都道府県

図表 5-3 都道府県(n=2,758)(単一回答)

都道府県	自治体数	配布数				回答数				回答率(%)			
		小学校	中学校	高等学校	計	小学校	中学校	高等学校	計	小学校	中学校	高等学校	小・中・高全体
北海道	179	179	179	5	363	105	84	5	194	58.7	46.9	100.0	53.4
青森県	40	40	40	5	85	29	30	2	61	72.5	75.0	40.0	71.8
岩手県	33	33	33	5	71	30	21	2	53	90.9	63.6	40.0	74.6
宮城県	35	35	35	5	75	27	27	5	59	77.1	77.1	100.0	78.7
秋田県	25	25	25	5	55	22	19	5	46	88.0	76.0	100.0	83.6
山形県	35	35	35	5	75	30	26	4	60	85.7	74.3	80.0	80.0
福島県	59	59	59	5	123	59	45	4	108	100.0	76.3	80.0	87.8
茨城県	44	44	44	5	93	42	42	0	84	95.5	95.5	0.0	90.3
栃木県	25	25	25	5	55	25	14	1	40	100.0	56.0	20.0	72.7
群馬県	35	35	35	5	75	25	25	4	54	71.4	71.4	80.0	72.0
埼玉県	63	63	63	5	131	62	58	5	125	98.4	92.1	100.0	95.4
千葉県	54	54	54	5	113	34	26	4	64	63.0	48.1	80.0	56.6
東京都	62	62	62	5	129	61	41	4	106	98.4	66.1	80.0	82.2
神奈川県	33	33	33	5	71	21	23	2	46	63.6	69.7	40.0	64.8
新潟県	30	30	30	5	65	26	30	5	61	86.7	100.0	100.0	93.8
富山県	15	15	15	5	35	10	6	1	17	66.7	40.0	20.0	48.6
石川県	19	19	19	5	43	15	6	3	24	78.9	31.6	60.0	55.8
福井県	17	17	17	5	39	17	17	5	39	100.0	100.0	100.0	100.0
山梨県	27	27	27	5	59	27	25	2	54	100.0	92.6	40.0	91.5
長野県	77	77	77	5	159	59	49	5	113	76.6	63.6	100.0	71.1
岐阜県	42	42	42	5	89	34	36	2	72	81.0	85.7	40.0	80.9
静岡県	35	35	35	5	75	20	14	5	39	57.1	40.0	100.0	52.0
愛知県	54	54	54	5	113	38	40	5	83	70.4	74.1	100.0	73.5
三重県	29	29	29	5	63	20	15	5	40	69.0	51.7	100.0	63.5
滋賀県	19	19	19	5	43	14	15	5	34	73.7	78.9	100.0	79.1
京都府	26	26	26	5	57	16	8	4	28	61.5	30.8	80.0	49.1
大阪府	43	43	43	5	91	29	36	5	70	67.4	83.7	100.0	76.9
兵庫県	41	41	41	5	87	41	33	5	79	100.0	80.5	100.0	90.8
奈良県	39	39	39	5	83	20	15	5	40	51.3	38.5	100.0	48.2
和歌山県	30	30	30	5	65	23	20	2	45	76.7	66.7	40.0	69.2
鳥取県	19	19	19	5	43	19	19	4	42	100.0	100.0	80.0	97.7
島根県	19	19	19	5	43	18	16	5	39	94.7	84.2	100.0	90.7
岡山県	27	27	27	5	59	21	18	4	43	77.8	66.7	80.0	72.9
広島県	23	23	23	5	51	15	14	5	34	65.2	60.9	100.0	66.7
山口県	19	19	19	5	43	19	10	5	34	100.0	52.6	100.0	79.1
徳島県	24	24	24	5	53	23	20	4	47	95.8	83.3	80.0	88.7
香川県	17	17	17	5	39	16	15	3	34	94.1	88.2	60.0	87.2
愛媛県	20	20	20	5	45	11	11	2	24	55.0	55.0	40.0	53.3
高知県	34	34	34	5	73	25	23	5	53	73.5	67.6	100.0	72.6
福岡県	60	60	60	5	125	39	38	4	81	65.0	63.3	80.0	64.8
佐賀県	20	20	20	5	45	17	13	2	32	85.0	65.0	40.0	71.1
長崎県	21	21	21	5	47	21	16	3	40	100.0	76.2	60.0	85.1
熊本県	45	45	45	5	95	45	39	5	89	100.0	86.7	100.0	93.7
大分県	18	18	18	5	41	14	11	5	30	77.8	61.1	100.0	73.2
宮崎県	26	26	26	5	57	21	16	3	40	80.8	61.5	60.0	70.2
鹿児島県	43	43	43	5	91	40	38	5	83	93.0	88.4	100.0	91.2
沖縄県	41	41	41	5	87	40	30	5	75	97.6	73.2	100.0	86.2
全体	1,741	1,741	1,741	235	3,717	1,385	1,193	180	2,758	79.6	68.5	76.6	74.2

### (3) 問 3.回答者

図表 5-4 回答者(n=2,758)(単一回答)



#### 【その他回答者】

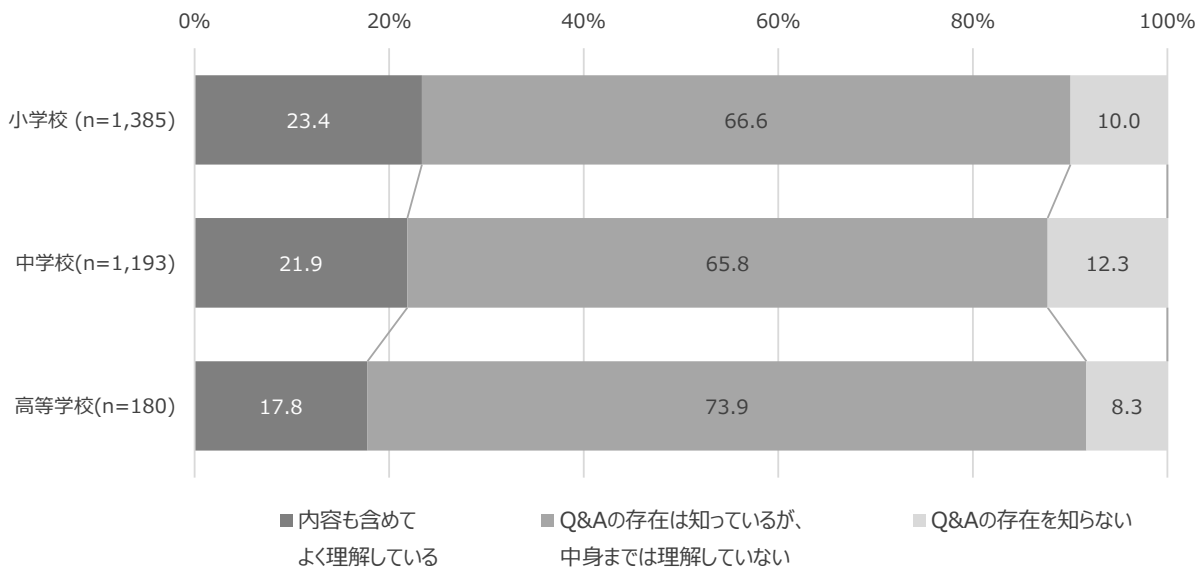
「教諭」「生徒指導主事」のほか、「教育相談担当」「人権教育担当」等であった。

## 2. 「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関する Q&A」について

### (1) 問 4.Q&A の認識状況

「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関する Q&A」についてどの程度認識しているか聞いたところ、「内容も含めてよく理解している」と回答したのは小学校で 23.4%（324 件）、中学校が 21.9%（261 件）、高等学校では 17.8%（32 件）であり、「Q&A の存在は知っているが中身までは理解していない」の回答は、小学校では 66.6%（923 件）、中学校で 65.8%（785 件）、高等学校で 73.9%（133 件）であった。「Q&A の存在を知らない」と回答したのは小学校で 10.0%（138 件）、中学校で 12.3%（147 件）、高等学校が 8.3%（15 件）であった。

図表 5-5 Q&A の認識状況(n=2,758)(単一回答)



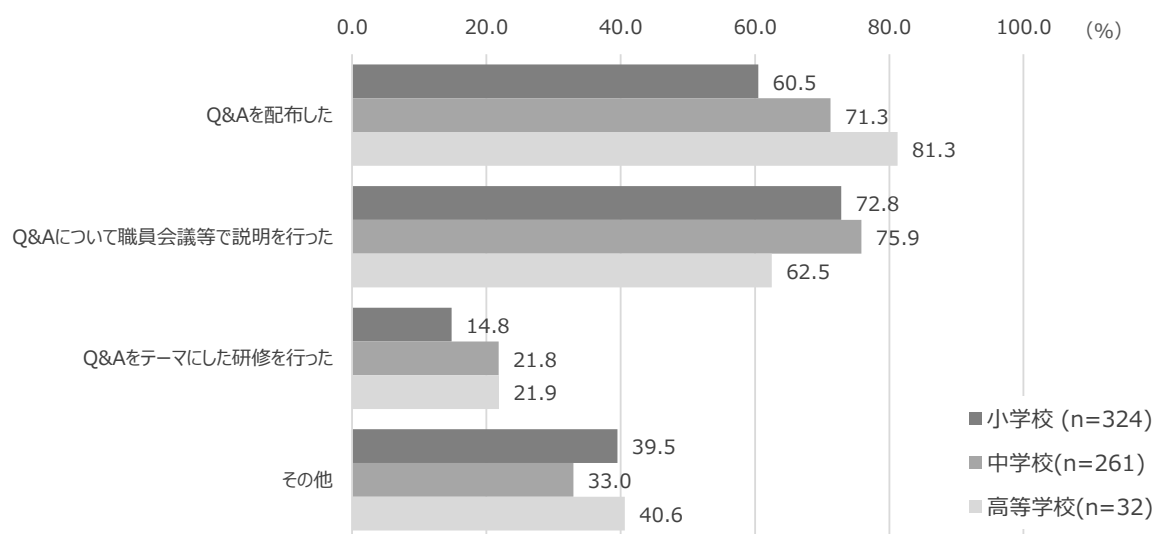
## (2) 問 5.Q&A の周知方法

問4で「内容も含めてよく理解している」と回答した学校（小・中・高計 617 校）に、教職員への Q&A の周知のために行ったことを聞いたところ、小学校では「Q&A について職員会議等で説明を行った」が 72.8%（236 件）と最も多く、次いで「Q&A を配布した」が 60.5%（196 件）、「Q&A をテーマにした研修を行った」が 14.8%（48 件）であった。

中学校では、「Q&A について職員会議等で説明を行った」が 75.9%（198 件）と最も多く、次いで「Q&A を配布した」が 71.3%（186 件）、「Q&A をテーマにした研修を行った」が 21.8%（57 件）であった。

高等学校では、「Q&A を配布した」が 81.3%（26 件）と最も多く、次いで「Q&A について職員会議等で説明を行った」が 62.5%（20 件）、「Q&A をテーマにした研修を行った」が 21.9%（7 件）であった。

図表 5-6 Q&A の周知方法(n=617)(複数回答)



### 【「その他」の内容】

「職員全体や管理職で回覧した」という回答のほか、「電子掲示板や職員室など教職員が見られる場所に設置した」「解説動画を周知した」等の回答があった。

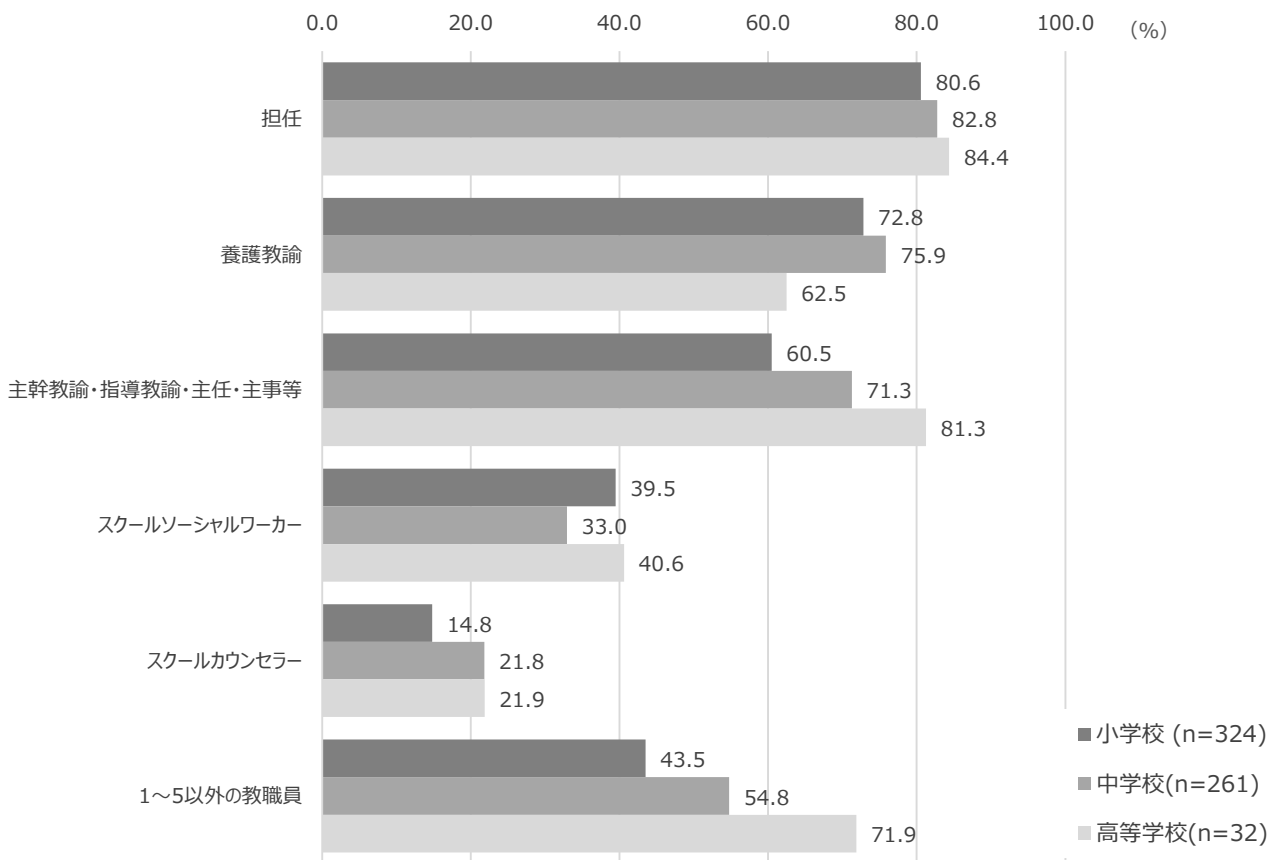
### (3) 問 6.Q&A の周知対象

問 4 で「内容を含めてよく理解している」と回答した学校（小・中・高計 617 校）に Q&A を周知した対象について聞いたところ、小学校では「担任」が 80.6%（261 件）と最も多く、次いで「養護教諭」が 72.8%（236 件）、「主幹教諭・指導教諭・主任・主事等」が 60.5%（196 件）であった。

中学校では、「担任」が 82.8%（216 件）と最も多く、次いで「養護教諭」が 75.9%（198 件）、「主幹教諭・指導教諭・主任・主事等」が 71.3%（186 件）であった。

高等学校では、「担任」が 84.4%（27 件）と最も多く、次いで「主幹教諭・指導教諭・主任・主事等」が 81.3%（26 件）、「1～5 以外の教職員」が 71.9%（23 件）であった。

図表 5-7 Q&A の周知対象(n=617)(複数回答)



#### 【選択肢 1～5 以外の教職員】

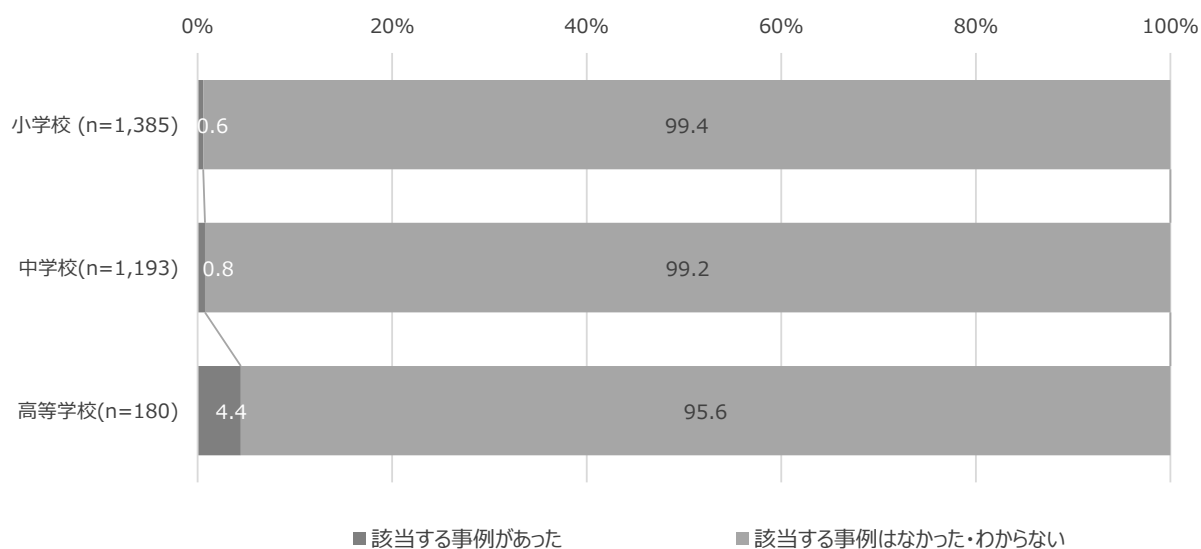
「全教職員」や「管理職」「副担任」のほか、「支援員」や「栄養士」「事務職員」等の回答があった。

### 3. 保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待事例について

#### (1) 問 7.保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待事例の有無

Q&A で例示されるような保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待の事例が校内においてあったか聞いたところ、「該当する事例があった」と回答したのは小学校では 0.6%（8 件）、中学校では 0.8%（9 件）、高等学校では 4.4%（8 件）であった。「該当する事例はなかった・わからない」と回答したのは、小学校で 99.4%（1,377 件）、中学校で 99.2%（1,184 件）、高等学校では 95.6%（172 件）であった。

図表 5-8 保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待事例の有無(n=2,758)(単一回答)



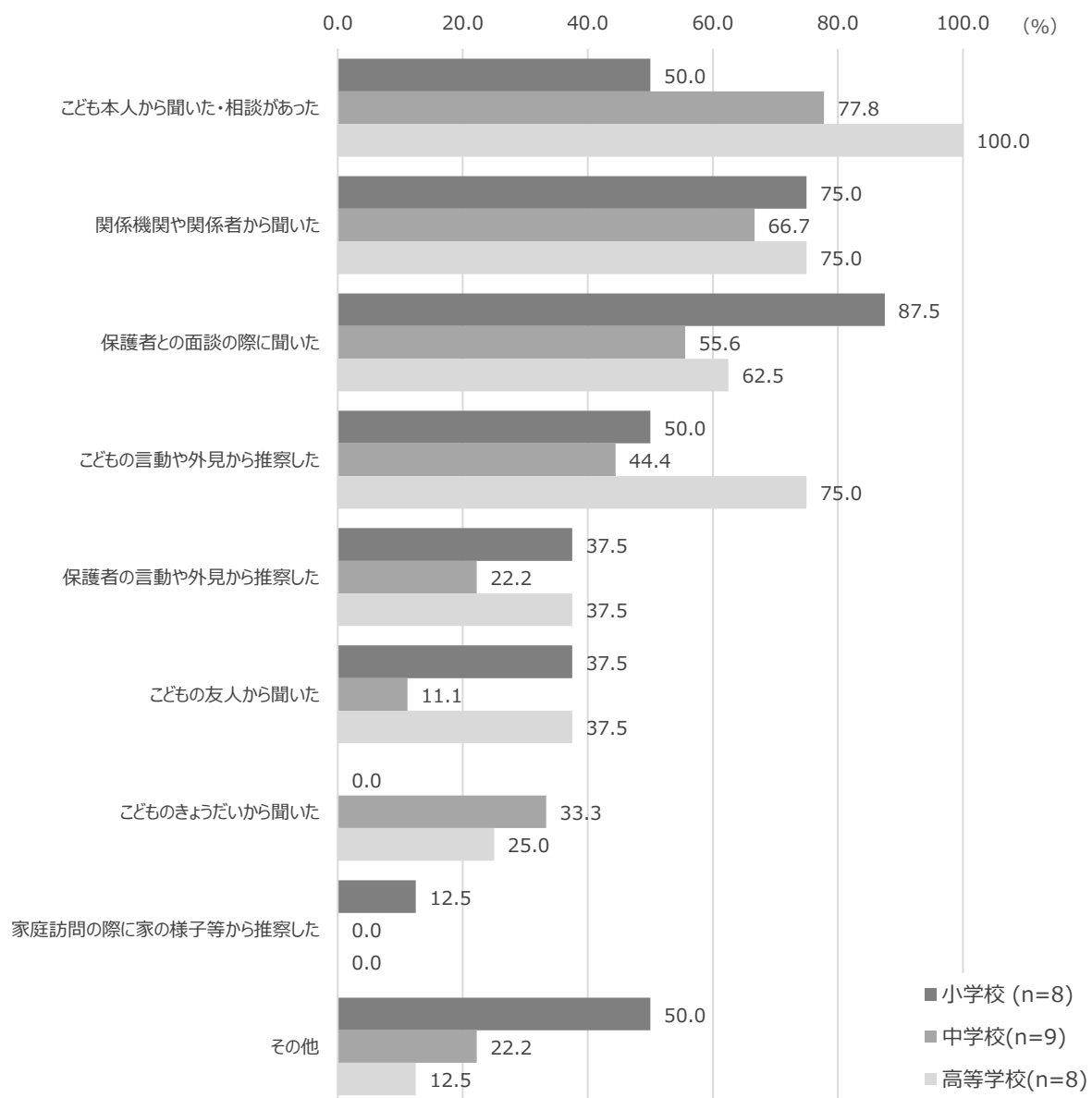
## (2) 問 8.保護者による宗教の信仰等に起因する虐待であると推察したきっかけ

問 7 で「該当する事例があった」と回答した学校（小・中・高計 25 校）に、当該事例について保護者による宗教の信仰等に起因すると推察した理由・きっかけを聞いたところ、小学校では、「保護者との面談の際に聞いた」が 87.5%（7 件）と最も多く、次いで「関係機関や関係者から聞いた」が 75.0%（6 件）、「子ども本人から聞いた・相談があった」が 50.0%（4 件）であった。

中学校では、「子ども本人から聞いた・相談があった」が 77.8%（7 件）と最も多く、次いで「関係機関や関係者から聞いた」が 66.7%（6 件）、「保護者との面談の際に聞いた」が 55.6%（5 件）であった。

高等学校では、「子ども本人から聞いた・相談があった」が 100.0%（8 件）と最も多く、次いで「関係機関や関係者から聞いた」「子どもの言動や外見から推察した」がともに 75.0%（6 件）であった。

図表 5-9 保護者による宗教の信仰等に起因すると推察したきっかけ(n=25)(複数回答)



### 【「関係機関や関係者から聞いた」場合の具体的な関係機関・関係者】

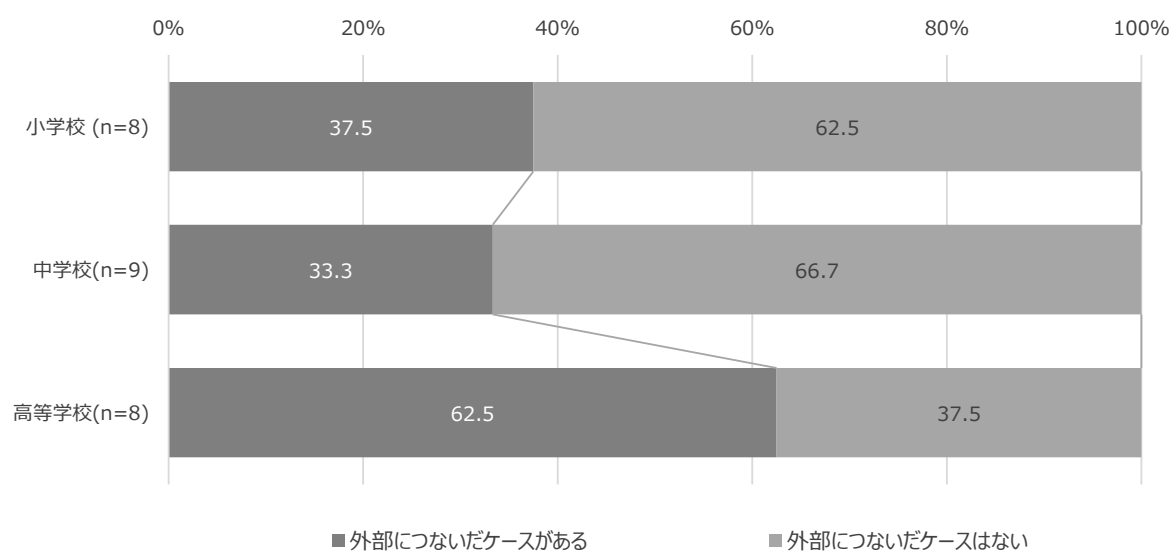
- 該当保護者の配偶者
- 関係機関（地域福祉課）との情報共有の際に聞いた
- 子ども家庭支援センター

- スクールソーシャルワーカー
- 養護教諭へ保護者からの申し入れ

### (3) 問 9.外部につないだケース有無

問 7 で「該当する事例があった」と回答した学校（小・中・高計 25 校）に、当該事例について外部につないだケースがあったか聞いたところ、「外部につないだケースがある」と回答したのは小学校では 37.5%（3 件）、中学校では 33.3%（3 件）、高等学校では 62.5%（5 件）であった。「外部につないだケースはない」と回答したのは小学校では 62.5%（5 件）、中学校で 66.7%（6 件）、高等学校では 37.5%（3 件）であった。

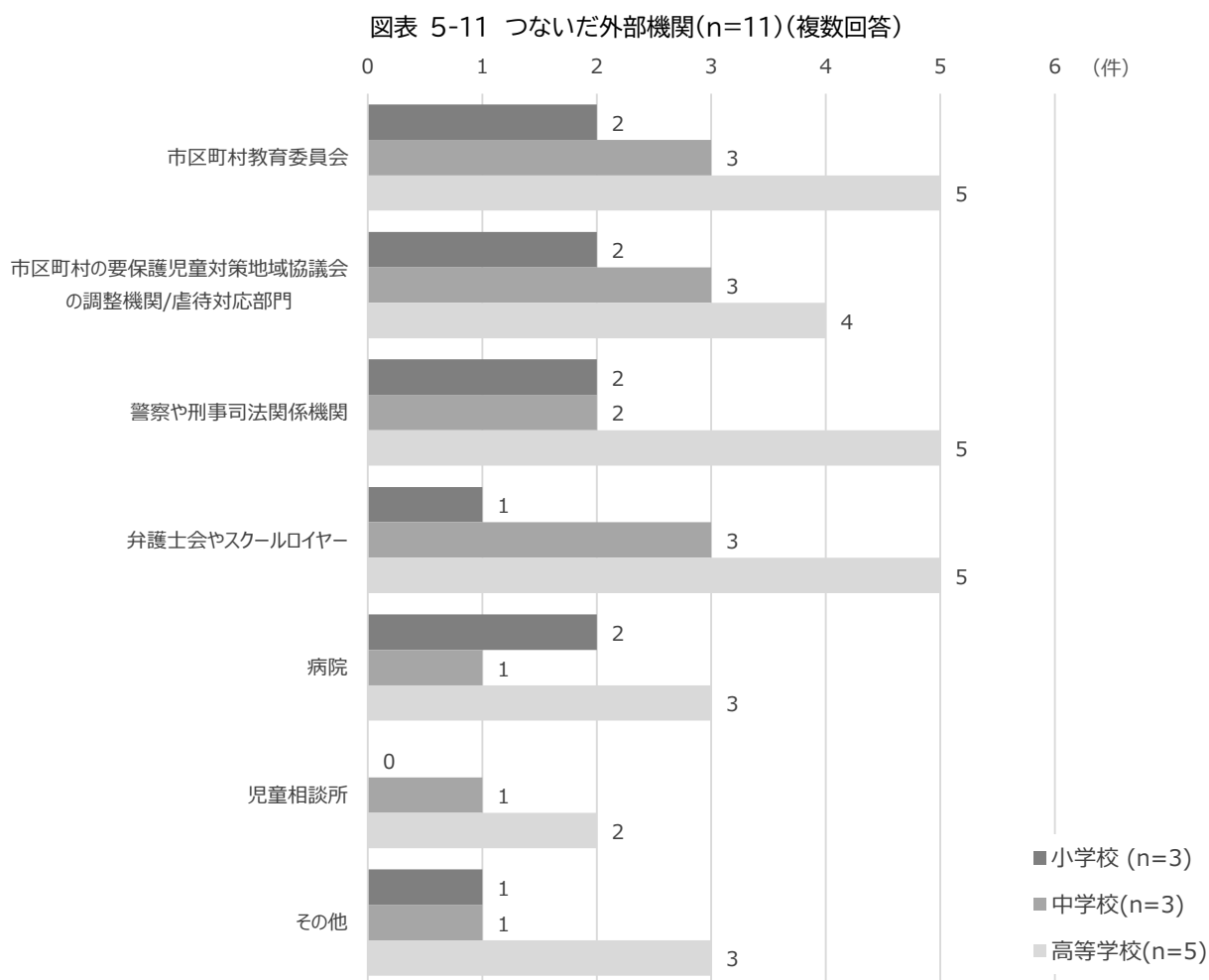
図表 5-10 外部につないだケース有無(n=25)(単一回答)





#### (4) 問 10.つないだ外部機関

問9で「外部につないだケースがある」と答えた学校（小・中・高計11校）に、具体的にどこにつないだか聞いたところ、小学校（3件）では、「市区町村教育委員会」「市区町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関/虐待対応部門」「病院」「警察や刑事司法関係機関」が2件（66.7%）、中学校では、「市区町村教育委員会」「市区町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関/虐待対応部門」「弁護士会やスクールロイヤー」がともに100.0%（3件）であった。高等学校では「市区町村教育委員会」「警察や刑事司法関係機関」「弁護士会やスクールロイヤー」がともに100.0%（5件）であった。



#### 【「その他」内容】

- スクールカウンセラー
- 子ども家庭支援センター

## (5) 問 11. 保護者による宗教の信仰等に起因する虐待かの判断が悩ましい事例

Q&Aにある相談対応事例に該当するかの判断が悩ましい事例、また保護者による宗教の信仰等に起因する虐待かの判断が悩ましい事例、宗教ではないかもしれないが保護者の信条等に起因する、虐待ではないかと思われる事例について聞いたところ、以下のような回答があった。

### ■身体的な危害を加える

- 本人が望んでいないが、ピアスの穴を空け、付けさせる
- 宗教の信仰に起因するケースではないが、娘の高校進学にあたり、進学校への受験進学を過度に求める保護者が、定期テストの結果に腹を立て、娘に物を投げつける等の暴力行為がある
- 外国籍の家庭で、しつけが厳しく、手を叩く等の体罰がある（保護者の信条）
- 外国籍のこどもが父親から虐待を受けた件があった。親の言うことが絶対だと考える民族性が大きかったと考えている
- 真夏日であっても家の中の冷房をつけない。自分の部屋に冷房はなく、暑すぎて夜も眠れず、真夜中に外へ散歩に涼みに出ている
- 紫外線が体によくないので夏の暑い日でも長袖着用など
- 特定の宗教の信条である教育方針、体罰の肯定を懇談の中で話されることがあったが、実際にしているかどうかは不明であった。こどもの様子からも、虐待を伺うことができなかった

### ■適切な医療を受けさせない

- 輸血拒否
- 病院受診をしたがらない。虫歯の治療や怪我の手当も行わない
- 学校での治療拒否、病院に連れていかないようにあらかじめ言われたことがかつてあった
- アトピーがひどいが薬は使わない
- 蟻虫やシラミの駆除勧告を行っても受診控えや薬が合わない等という理由で数年間罹患している兄弟がいる
- 宗教的な理由で予防接種を受けさせない、医療に制限がある等があった
- 親がある宗教の信者らしく、こどもたちに予防接種や病気の際にも注射を接種させないと聞いたことがあった
- 宗教上の理由で、校内で全員対象に実施している心臓検診を拒否された
- 校内で実施する健康診断（モアレ検診）の受診を保護者の判断で拒否する事例があった。受診に当たっては任意のものであったが、理由を尋ねると『体に悪いから』と根拠のない理由であった。この家庭ではコロナワクチンの接種も受けていない
- コロナ対策は国の陰謀だと言って、ワクチン接種の拒否とマスク拒否などを生徒にさせている

### ■食事等を制限する

- 断食
- こどもは宗教を心から信仰しているわけではなく、家族が信仰しているから従っている程度だが、断食などがつらいと話している
- 宗教上の理由により、食することができない食材があり、給食や調理実習では配慮している。宿泊を伴う学校行事には欠席した事例もあった
- 宗教上の理由で、給食時における食事制限等があるこどもがいる
- 食事は無農薬に近い野菜のみしか口にできない。調理実習も魚肉類を調理した学校の鍋は使えず、匂いもだめなので同じ部屋にいたくないとのことで、別室を準備した
- 食に対する信念によって、「給食ではなく弁当を持たせる」「食事の回数や時間が一般的ではない」家庭がある
- 保護者が受けたセミナーで、牛乳や菓子類に含まれるたんぱく質は質が良くないと聞き、それらは摂取させず、セミナーで進められたサプリメントのようなものでたんぱく質を補っている
- 牛乳は人が飲むものではないとして飲ませない

### ■ネグレクト

- お風呂に毎日入っていない

- 家庭で宗教団体に献金しているらしいが、その家庭は風呂に入る習慣がない。それは宗教と何か関係あるかどうかがわからない
- 母が活動に参加することにより、生徒が家事を担うようになった

#### ■ 学校に通わせない・通えない

- 保護者の所属する宗教施設に寄留し、登校していなかったことがあった
- 幼少から親元を離れ宗教施設で生活し、本人は疑問を感じていない
- 保護者の宗教の信仰により、登校させようとする意思がなく、生徒本人も保護者の意向を受け入れ、登校していない状況が継続している
- 家庭の方針で学校教育を積極的に受けさせないなど
- 本校に籍を置いているが登校することはなく、教会にしている教会スクールにおいて学習を行っている。学習内容は本校では把握できていない
- フリースクールと称する集団にこどもを通わせる保護者がいる。校長が通学先の教室のカリキュラムの内容や出欠状況を尋ねるが、通った期日すら教えるのを拒んでいる。学校の中で2家庭4人のこどもが通っていることになっている
- 生徒自身の発達課題を理由に、学校への登校は週1回もしくは登校していない生徒がいる。学校の時間帯は、近くにある牧場で、同様の生徒が複数集まり馬の世話をしたりして過ごしており、親の信条に起因している
- 海外出身の兄妹が当校に学区で生活していた。兄は通学させたが、妹は小学校までとして中学校に通学させていない、という事例があった
- コロナワクチン接種者との接触を保護者がさせたくないとの理由で、登校させない事案がある。母親の職場訪問で、学校資料など渡せてはいるが、未だ登校にはつながらない。学習は、家庭で行っているとのこと

#### ■ 学校生活への影響

- 宗教団体の活動により、学校行事に参加できない
- 運動会等の学校行事であっても日曜日は参加させない等の事例があった
- 布教活動に参加するため、両親より「部活動（練習・公式試合）に参加させない」との申し出があった。当時、虐待という捉え方はしなかったが、生徒の心情については十分くみ取れなかった
- 終学活後の時間帯に学級や学校としての大切な取組があるにもかかわらず、こどもを帰宅させるよう求める連絡が頻繁に入る
- 保護者の信仰に起因して、生徒の部活動への参加や生活に制限がある。毎日、家で長時間お祈りをするため、食事をしたり、勉強をしたりする時間が取れていない

#### ■ 学校の活動やイベントへの参加制限

- 校外学習の時、寺社仏閣等への立ち入りをしないこととしている生徒がいる
- 寺社見学を辞退すること、またそれによる修学旅行の不参加の強制
- 運動会不参加
- 特定の存在を応援することは宗教上できないという理由で、応援合戦やその他の活動をこどもが制限されてしまうのは、どうなのかと迷う思いがある
- 運動会の表現（エイサー）に本人の意思で参加しなかった（演舞しなかった）。保護者はエイサーを演舞するかどうかは本人の意思に任せたいと仰っており、本人は「演舞しない」を選択した。（本当に本人の意思なのか、親の気持ちを汲んでなのかは判断できない。）
- 運動会競技で、騎馬戦の参加が難しいという事例が過去にあった。低学年のお祭りについて、「お祭り」という表現だと参加できないという事例が過去にあった
- クリスマス、ハロウィン、いただきます等の挨拶の制限
- クリスマス会、正月行事等、日本国内において一般化され、認知されている行事が多様な宗教観がある中において、どれだけ学校内のイベント、行事として実施できるか
- 生徒が宗教上の理由で活動しないものがある。（応援、国歌斉唱、生徒会などの選挙、保健体育の武道の授業など）ただ、これが原因でいじめがあるわけではなく、周囲の生徒たちも理解を示している
- 人権総合学習における、ジェンダーの授業中で、LGBTQ+の学習を行った際、外国籍のある宗派の保護者から、宗教上の理由でその授業は受けずに別室指導してほしいとのお願いがあった

#### ■その他学校での学習・活動に関する制限

- こどもは望んでいないように見受けられるが、電磁波による影響を心配して、タブレットを活用しての授業や家庭学習を拒否する家庭がある。電子黒板の利用に関しても心配があり、座席の配慮が必要である
- 学校の前で登校中の生徒に教典を配布していることがたまにあり、どこまで強くお断りのお願いをしていいか、判断に悩むことがある

#### ■写真撮影等の拒否

- 外部に対する写真撮影や作品への名札表示の拒否。個人が特定されるものではないものも拒否するというのは、やりすぎではないかと思う
- 写真にこどもがうつるのを拒まれるので、取材が入る行事などに参加しないことがある

#### ■その他

- 生徒の自主性を尊重せず保護者が進路のことも決めている。本人がその方向と違うことを一切言い出せない状況となっている
- アニメ、漫画、ゲーム等の娯楽を一切禁止しているが、宗教の教義が理由なのか、家庭の教育方針なのか判断つかない
- 宗教ではないが、スポーツの指導にとっても熱心で虐待ではないかと心配される事例があった

#### ■特になし

- 虐待事例に関しては、健康観察や身体計測時の目視、日記、毎月のアンケートで家庭生活を含めた悩みの把握等で行っている。現時点において、虐待が疑われる事例の確認はない
- 宗教に関する生徒からの情報（家庭の信教に自分も同意で参加していること）や、中学校引き継ぎによる情報（中学時、保護者から保護者への宗教勧誘）の事例はあるが、「相談対応」が必要な事例や虐待が疑われる事例はなかった
- こどもの登校・生活・学習の困難の原因が、家庭の養育能力の不全によるものか、宗教的な信仰であるのかの判別は難しい。また、特定の宗教ではなく、「保護者個人の信念・信条」によると思われるもの場合は、「宗教」的なものとの判別が難しいと考えている
- 現在は個人情報保護法の影響もあり、学校が家庭内の状況を的確に把握するのが難しい。面談を行っても、生徒本人や保護者側から情報発信がない限り、学校は何も知りえない
- 保護者の信教や信条について、把握することが難しく、虐待が宗教の信仰等に起因するものかの判断がつきにくい
- 生徒自身に被虐待の自覚がない場合、また、家族に知られたくない、大ごとにしたくない等の訴えがあった場合の対応方法に悩んでしまう
- 現在のところ判断を迷うような事例はなかった。Q&A がとても参考になるので、これから判断に迷う時には活用していきたい
- 今現在、そのような事案はないが、他校でそのような事があれば事例を知りたい
- 宗教上の虐待の事例はないが、いつそういった生徒が入学してくるかわからないので一層の研修を積み重ねなければならぬと感じている
- 特に具体的事例はないが、生徒指導上の事案はスクールカウンセラーや外部機関などと連携し、情報を得ながら行っている

## (6) 問 12.保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待への対応における課題

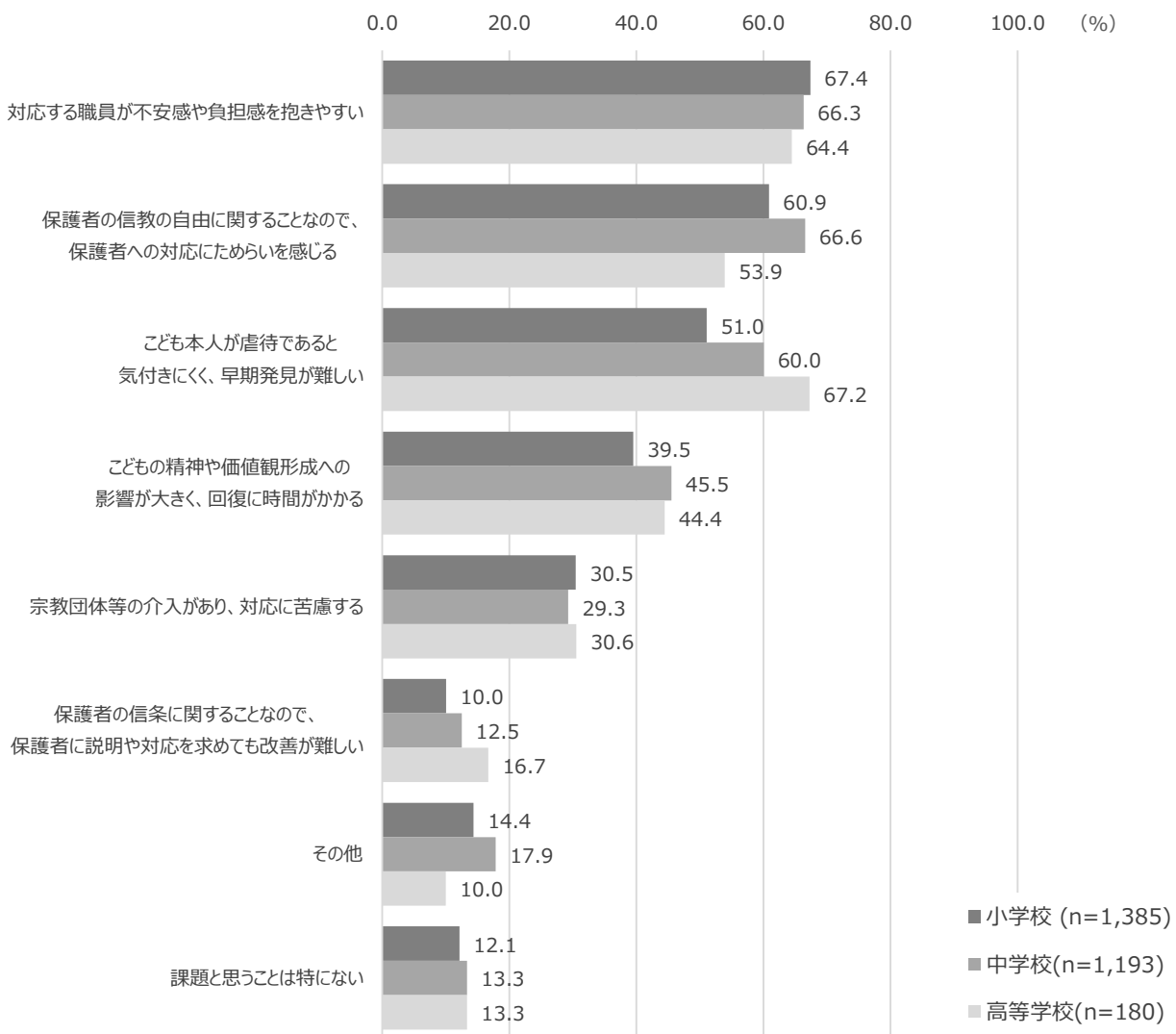
保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待ケースへの対応において課題となっていることや課題になると思うことについて聞いたところ、小学校では「対応する職員が不安感や負担感を抱きやすい」が 67.4%（933 件）と最も多く、次いで「保護者の信教の自由に関する事なので保護者への対応にためらいを感じる」が 60.9%（843 件）、「子ども本人が虐待であると気づきにくく、早期発見が難しい」が 51.0%（707 件）であった。

中学校では、「保護者の信教の自由に関する事なので保護者への対応にためらいを感じる」が 66.6%（794 件）と最も多く、次いで「対応する職員が不安感や負担感を抱きやすい」が 66.3%（791 件）、「子ども本人が虐待であると気づきにくく、早期発見が難しい」が 60.0%（716 件）であった。

高等学校では、「子ども本人が虐待であると気づきにくく、早期発見が難しい」が 67.2%（121 件）と最も多く、次いで「対応する職員が不安感や負担感を抱きやすい」が 64.4%（116 件）、「保護者の信教の自由に関する事なので保護者への対応にためらいを感じる」が 53.9%（97 件）であった。

また、「子ども本人が虐待であると気づきにくく、早期発見が難しい」との回答は、高等学校が最も高く 67.2%、小学校が最も低く 51.0%であった。

図表 5-12 保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待への対応における課題(n=2,758)(複数回答)



## 【「その他」の内容】

### ■ 虐待事実の把握や有無の判断が難しい

- 本人からの訴えが無ければ気づきにくい。「虐待があるかもしれない」という気持ちで把握に努めたい
- 教職員にも虐待に当たるかどうかの判断がつきにくい
- 過去に様々な問題を抱え、そして今現在も解決しないままの環境にいる生徒ほど、人と接することや他人を信じることに抵抗がある。従って、虐待やいじめなどの問題解決に向けて、先生と相談するという意識は低くなりがちである。このような背景から教員が生徒個人の問題を把握することは難しい

### ■ 保護者の信仰について知る機会がない

- そもそも保護者が、何の宗教を信仰しているか把握する術がない
- 保護者の宗教信仰について、学校では把握できない。（信仰の自由に関することのため。）
- 保護者の宗教の信仰について把握できない。ただし、虐待と思われる事案については宗教等に関係なく速やかに対応している

### ■ 信教についてはかかわりにくい

- 「信教の自由」と言われると、学校はなかなか何も言えない
- 公的な機関である学校が、虐待にあたるということで、宗教の自由を制限する言動をとることへの不安は常にあるのではないか

### ■ 家庭内の問題には介入しにくい

- そもそも、家庭内のことであるため、特に顕著なことがなければ学校が把握することが難しい
- 保護者に問い合わせても、家庭では問題はない、と言われるとそれ以上の介入は難しい

### ■ 宗教に起因しているか判断しにくい

- そもそも、虐待が判明しても、それが保護者の宗教の信仰等に起因するかの判断が難しい
- そもそも起因しているかどうかを判断することが難しい

### ■ 関係機関との連携した対応が必要

- 社会的に困窮したり、精神的に不安を抱えたりしたことが、宗教に関わるきっかけになる場合があり、学校現場だけでは対応が難しいと感じたことがあった
- 関係機関との連携。対応の主体は学校以外が望ましい

### ■ その他

- 教員自体が宗教に対する背景知識、見聞が無く、関心が薄い。そのため、差別心や偏見がある。どのような認識で対応するのかケース会議などの対応で十分なのか分からない。
- 以前、宗教団体からの圧力的なものがあった
- 話題に出そうとすると欠席等をするので切り出しにくい
- 対応した事例がないため、対応する際に気を付けるべき点への理解が不足している

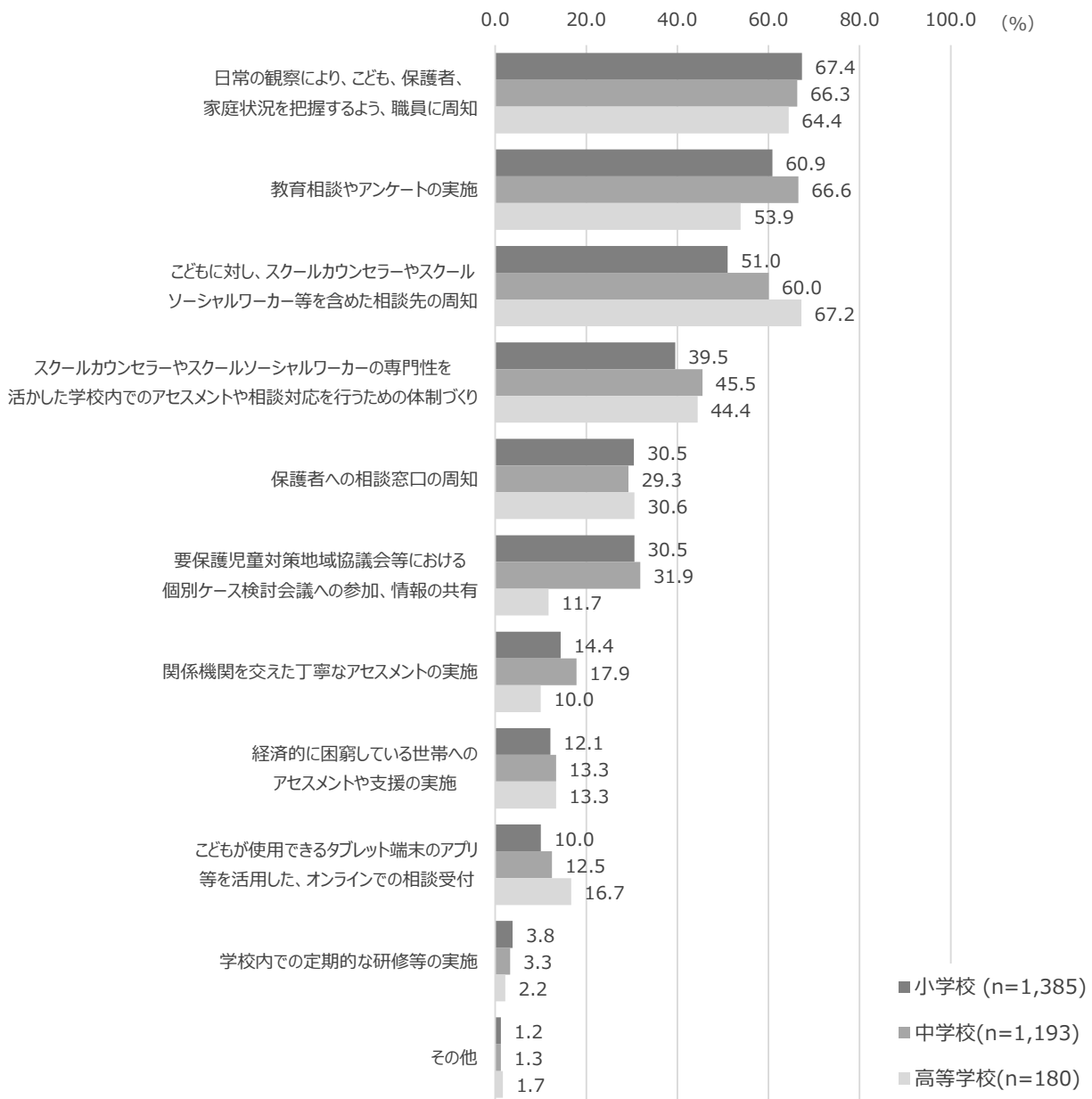
## (7) 問 13.保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待の把握・対応における取組

保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待の把握・対応にあたり、取り組んでいることや工夫していることを聞いたところ、小学校では「日常の観察により、子ども、保護者、家庭状況を把握するよう、職員に周知」が 67.4%（933 件）と最も多く、次いで「教育相談やアンケートの実施」が 60.9%（843 件）、「子どもに対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を含めた相談先の周知」が 51.0%（707 件）と続く。

中学校では「教育相談やアンケートの実施」が 66.6%（794 件）と最も多く、「日常の観察により、子ども、保護者、家庭状況を把握するよう、職員に周知」が 66.3%（791 件）、「子どもに対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を含めた相談先の周知」が 60.0%（716 件）であった。

高等学校では、「子どもに対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を含めた相談先の周知」が 67.2%（121 件）と最も多く、次いで「日常の観察により、子ども、保護者、家庭状況を把握するよう、職員に周知」が 64.4%（116 件）、「教育相談やアンケートの実施」が 53.9%（97 件）と続く。

図表 5-13 宗教起因虐待事案の把握・対応における取組(n=2,758)(複数回答)



## 【「その他」の内容】

### ■ 関係機関との連携

- 就学前や中学校との連携
- 保幼小連携の強化、学校運営協議会委員や民生委員など地域の方からの情報収集
- 町役場の福祉課と定期的な情報交換会を実施
- 信仰等を背景によるものに限らず、日常の観察・学校内の体制づくり・関係機関との連携を行っている

### ■ こどもとの面談・対話

- こどもや保護者に対し、養護教諭への連絡・相談体制の周知
- 日ごろから児童理解のために SC などの相談対応やアンケートの実施などを行っているが、保護者の信仰を背景として生じる児童虐待の対応に特化しては行っていない
- 宗教の信仰等を背景として生じる児童虐待に特化したアンケートではなく、生徒指導のアンケートを毎月実施しており、そのアンケートを通して児童虐待事案の把握・対応にあたり、取り組んでいる

### ■ 教職員間での生徒・児童についての情報共有

- 家庭訪問や個別懇談等で気になる事案があった場合の情報共有
- 毎週教育相談委員会を開催し、心配される生徒の把握と対応について協議
- 保護者の宗教の信仰等を背景として生じる児童虐待事案に特化していないが、平素の生徒の悩み等を聞く中で異変を察知した際には、職員間の情報共有と場合によっては SC、SSW との連携する体制もできている

### ■ その他

- 行政や SNS の相談窓口の周知
- 宗教問題に関わらず虐待を認知したら通報する
- 保護者の宗教の信仰について把握できない。ただし、弱い立場に置かれている児童生徒の動向は常に把握するよう努めている

### ■ 特に対応は行っていない

- 保護者の宗教の信仰等を背景として生じる児童虐待事案のためだけの取組はない
- 現状では対応している事例がないので、なんともいえません。ただ、自校でも起こると仮定して様々な対応策を考えて行く必要があると思う

なお、「学校内での定期的な研修等の実施」をしている学校における具体的な研修テーマとしては、以下のような回答があった。

### ■ 虐待とその対応方法について

- Q & A の確認
- 児童虐待の実態と対応
- 虐待防止マニュアルの確認
- 児童虐待に関する対応事例を活用した校内研修
- 児童虐待早期発見のために
- スクールソーシャルワークの視点を取り入れた連携の仕方
- 関係機関との連携

### ■ 生徒・児童に関する理解、向き合い方等に関するスキル習得

- 児童生徒理解
- 教育相談
- 不登校支援



- SOSの受け止め方研修
- 学校における心理学的な諸問題
- 特別な支援を要する子どもへの対応
- 人権教育研修
- 心のストレス解消法
- スクールロイヤーによる生徒指導についての研修
- 毎年、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーによる「カウンセリングマインド研修」を実施

■いじめ・虐待・ヤングケアラー等について

- いじめ
- ヤングケアラー
- 不登校対応
- ネグレクトの事例を紹介し、注意喚起している

■生徒・児童に関する職員間での情報共有・ケース会議の実施

- 週に1回程度、子どもたちの生活状況の交流を全職員参加のもと行っている
- 虐待を含め、個別の支援や配慮が必要な子どもについての情報交換を2週間に1回は行い、情報の共有、方策の改善等を図っている
- 子どもを見つめる会として、課題を抱える子どもについて、全職員で共通理解し、必要な場合、関係機関とつなぐ。

■その他の研修

- 保護者対応
- ハートサポート会議
- アンケートの結果の分析と共有
- 「命の大切さ・SOSの出し方」の授業

## 第6章 当事者（宗教二世）調査

### I. 調査実施概要

保護者による宗教の信仰等に起因する子どもへの虐待への対応に関する課題を当事者目線から把握するため、当事者（宗教二世）へのヒアリング調査を実施した。

なお、ヒアリング形式での回答が難しい方からは、書面での回答を得た。

図表 6-1 当事者調査のヒアリング調査概要

調査対象	本調査研究の検討委員会委員を通じ、調査協力の依頼を行い、承諾を得られた10～20代の宗教二世 ヒアリング形式での回答：11名（うち10代3名、20代8名） 書面での回答：17名（うち10代3名、20代14名）
調査期間	令和6年2月
調査方法	ヒアリング形式：Zoomまたは対面 書面での回答：回答専用のWebサイトまたはメールでの回答

※ ヒアリング調査の実施にあたっては、Q&Aの認知度、相談した経験等を問う簡易なアンケートを実施したが、回答数が少なく、定量的な分析にはサンプル数が足りないことから、集計・分析は行っていない。

### II. 調査結果

#### 1. 虐待と気づいたきっかけ

【SNS・ブログなどで他の人の経験から】

- 幼少期から虐待ではないかと思っていた。安倍元総理の事件が話題になったことをきっかけにSNSで自分と同じ経験をしている人や情報について探すようになり、それらのサイトで使用するための専用のアカウントを作成した。SNSをはじめ、支援者や当事者の方とつながるようになり、同世代でも同じような状況にある人を見つけた。（10代）
- 教団をやめた人のブログの中で、教団がやっていることは虐待であると書いてあり、虐待に気が付くことができた。携帯電話は持たせてもらえていなかったため、親戚の家でブログを見ていた。（20代）
- 普通の子どもと違うことがあるのは当たり前だと思っていたが、周囲と話す中で異常だと認識した。良くない状況であると思っていたが、受け入れるしかなかった。高校に入りSNSの使用を許可され、宗教二世の話や宗教以外のDV体験談を読み、自分が虐待を受けていたと理解した。（20代）

【知人等の周りからの指摘を受けて】

- 人とつながり、自分の中の常識として刷り込まれていたことをおかしいと言ってもらうことで、自分でもおかしいと思うようになり、自分が我慢しなければいけないことではなかったと思うようになった。（10代）
- 自分のされたことを話すとき皆驚くので、自分の置かれている状態がまずいと気づいた。もっと早く気づいていれば、施設に行くこともでき、学校を辞める必要もなかったかもしれないと思う。（20代）
- 程度の差はあれ、自分がされているのもしつけの一環だと思っていた。イメージ上の虐待と自分の環境が結びついていなかった。行きつけの店の店員に自分が置かれている状況について話したところ、問題があると指摘してくれた。家を出るための支援機関としてシェルターを教えてくれたので連絡したところ児童相談所に連絡するよういわれ、児童相談所から虐待であるといわれた。そこまでは虐待だと認識していなかった。（20代）

### 【報道から】

- 他の子どもとの交流や学校行事への制限についても、自分のためになると思っていた。そうすることで、親に褒めてもらえることもあり、違和感はなかった。安倍元総理の事件からの一連の報道を受け、虐待であると気づいた。(20代)
- もともと人の者を盗んではいけない、などの当たり前な道徳的ルールと同じものとして受け止めていたが、安倍元総理の事件の報道を受け、宗教二世という言葉は初めて聞いた。自分が受けていたことが良くないことだと気づき、他にも似た境遇の人がいることを意識したのは事件後の報道がきっかけである。(10代)

### 【国からの声明・ガイドラインから】

- こどもの頃から非常に理不尽なことを受けている感覚はあったが、虐待とは思わなかった。安倍元総理の事件をきっかけに、世間で宗教二世が話題となり、国から声明・ガイドラインが出たことで、虐待であると認識した。(20代)
- 交友関係や恋愛の制限に対する不満は募っていた。厚生労働省が信仰に絡む児童虐待への対応指針について、信者に周知するよう教団に求めたというニュースを見たことが虐待に気が付くきっかけとなった。同じタイミングでQ&Aの存在を知り、自分がされていたことが虐待に該当すると気が付いた。(20代)

### 【他の人との違いから】

- 中学生の頃は虐待に気づけていなかったが、学校行事に参加できないなどにより、他の人との違いに違和感を持つようになった。(10代)
- 自分がしたいことと親に強制されることのバランスが取れなくなったときに、おかしいのではないか、という気づきにつながった。(20代)

### 【信教の自由に関する学校の授業から】

- 中学校の社会の授業で、日本国憲法の信教の自由について学んだ。やりたくない教団の活動を強制されてきたが、これは人権侵害ではないかと考えるようになった。(20代)
- 幼い頃から他の家と違うことは当たり前だと刷り込まれていたため、小学生の頃は制限に対する反発はなかった。高校生の頃、親が活動をやめたことをきっかけに心身に余裕ができ、考えることができるようになった。信教の自由の授業をきっかけに、インターネットで虐待について調べ、宗教活動の強制は心理的虐待に相当すると気づいた。(20代)
- 一度も信仰したことがなく、教義内容や、子どもに対する活動の強制や無理強いには、幼いときから疑問を持っていた。(20代)

## 2. 状況が変わったきっかけ・状況を変えるうえでの課題

### 【コロナ禍による影響で制限が緩和された】

- コロナ禍の影響で活動がオンラインになったことで、活動への参加の仕方が薄まり、団体から離れられたきっかけである。(20代)
- 進学の関係で一度実家を出て、そのまま宗教活動から抜けた。その後家族と再同居しているが、コロナ禍の影響で活動がオンライン形式となったことで、親からの活動への強制が緩くなった。(10代)

### 【経済的な見通しが立った】

- 親しい知人に一緒に住もうと誘われたのをきっかけに家を出た。未成年だったため親が保証人となったが、住所を知られることよりも距離を置くことを優先させた。家を出るためには経済的な自立が必要だと思う。社会常識を教わらず、制限されて育ったため、自分で行動するのが苦手になった。(20代)
- 正社員として就職することができ、住まいについても知人のあてがあったため、たまたま状況が整い教団を抜ける決断ができた。(20代)
- 大学進学のため、親が入学金を払い終わってから宗教を抜けた。(20代)

### 【家族との断絶が懸念だった】

- 抜けることで家族との関係が絶たれることは、団体を抜けづらい大きな要因だと思う。(20代)
- 宗教を抜けたくても、宗教を辞めるとなると家族と話せなくなるため、家族から離れる覚悟がないと難しい。(20代)

- 宗教から抜けるうえで、家族との縁が切れてしまうことが一番の懸念である。親戚たちとの関係性が崩れることは簡単には決断できない。(10代)

### 3. 相談に関する経験

#### (1) 相談をした経験

##### 【学校で相談をした経験】

- 部活を休む際に宗教活動のため休むことを顧問に伝えたが、状況の心配はしてくれなかった。(10代)
- 体育の授業で武道があり、参加できないため代わりの運動に参加させてもらえないか体育の先生に相談したところ、理解を得られた。でも、特にそれ以上に話を聴く等のはなかった。(20代)
- 学校行事に参加しない理由を説明したため、その先生は宗教について知っていた。特に介入されなかったが先生の対応が悪いとは思っておらず、自分の意思で信仰していたということを尊重してくれ、対等な存在として扱われたことが嬉しかった。必要以上に介入され、児童相談所に相談されても何が起るかわからないので不安である。(20代)
- 学校の行事に参加できない時に、その理由について先生に説明したが、どの先生も深入りはしてこなかった。今思えば深入りしてくれたらと思うこともあるが、当時はそれで良いと思っていた。(10代)
- 宗教の信仰の話は学校でもしており、先生はすぐに受け入れてくれたが、信仰の自由に理解があるという一方で、腫物に触れるようだった。自分の意思を問われても、「親に言われたから」という以上に話せることもなかったので、その時の先生の対応に不満があるわけではない。(20代)
- 宗教上の理由で進学はしないことになっており、進学のために自力で貯めたお金も家族に使われてしまったが、進路相談の三者面談で、進学しないことに納得していない表情をみて担任が声をかけてくれた。初めは無理だとあきらめていたが、本当に進学しないで良いのかと何度も声をかけられ、気持ちが変わり、家族の反対と経済的な理由について相談をした。担任自ら家庭訪問して保護者を説得してくれて、就学支援金にもつなげてくれた。(20代)
- 児童相談所に繋がられそうになり、自分は嫌だったため拒否したが、そういう動きがあることはいいと思う。(10代)
- 適切なアドバイスを貰えたり話を聞いて貰えるようになった。(10代)
- 高校の担任の先生に「親に電話して宗教を強制しないように話そうか」と言われたが、そうすることであとから家で親から報復を受けるのではないかと怖くて断った。(20代)
- 学校の先生に心配されたが、上手く話せず、先生自身も困っていた。(20代)

##### 【友人など身の回りの人に相談した経験】

- 助けを求めるといよりは、特殊な境遇による苦しみを誰かに知ってほしくて友人に話した。(20代)
- 身の回りの人と話して、自分が抱いていた違和感は共通認識であると思えたので、紹介してもらった支援機関に連絡をすることができた。(20代)
- 耐えられず友達の家に家出をしてしまったが、友達の親に「親は大切にしないといけないよ」と諭されて、帰るしかなかった。(20代)
- 友達に話をしたが、私に言われても困ると拒絶された。友達は、宗教で困っているこどもがいるなんて考えた事もなく、全く知らない世界を想像すらできず、私にはよく分からないとそれ以上話を聞いてくれなかった。(20代)

##### 【医者や公的機関に相談した経験】

- 病気を治す手術に輸血が必要で、両親が治療を拒否した。医師に輸血をしてでも手術をしたいと伝えたが、未成年だったため自分で親を説得するしかないと言われた。18歳になり自分の意思で手術を受けたが、結果的に輸血を要さなかったため親との関係はそこまで悪化しなかった。(20代)
- 高校3年生の頃に児童相談所に電話をしたが、18歳のため対象外であると電話を切られた経験がある。(20代)
- 親との連絡が取れなくなることについての法的な措置や、自分が受けられる支援について聞くために法テラスに電話をしたが、明確な目的が無ければ家庭のことであるため介入できず、支援が難しいと言われてしまった。(20代)

- ニュースで法テラスの存在を知り、親との関係性について相談した。親身に傾聴してくれたうえで、宗教を辞める場合、辞めない場合のメリット・デメリットを考えてくれ、具体的なアドバイスをくれたほか、支援先、本などを紹介してくれた。継続的に相談したかったが、それはできないといわれ、新しい人に一から説明する必要があるのかと思い、それ以降は相談しなかった。(20代)

#### 【SNS 上などで関わりのない第三者に相談した経験】

- 同様の経験をしている人を SNS で探し、そこでつながった支援団体の他の人から、宗教団体を抜けた後の話や、抜けるまでの経験を聞くことができた。気持ちが前向きになり、参考になっている。(10代)
- SNS 上で同じ境遇にある人に相談した。スペース機能を通じて話したり、自分の投稿に共感してくれた。その仲間とは、現在も定期的に対話をしたり、イベントを行っている。(20代)
- 社会人になるタイミングで SNS 上にアカウントを開設した。SNS 上の方は自分と似た経験をした人であり、詳細に境遇を説明しなくても理解してくれるので、相談相手になってもらっている。(20代)
- 同じ経験をした方からどのように乗り越えたか、解決方法を教えてもらった。(20代)
- 何かが解決したわけではないけど、分かってもらえて気持ちが楽になった。(20代)
- 直接的な助けはあまりなかったが、心の支えになったり、有益な情報を貰うことができた。(10代)
- 支援団体の紹介で、新聞の取材やテレビの取材をいくつか受けた。取材を通じて、人に伝えることで、前向きになれている。(10代)

## (2) 相談ができなかった理由

#### 【虐待だと思っていなかった・相談してよいかわからなかった】

- 学校で配られるカードには「心の問題」など大雑把な内容しか書いていないため、宗教がらみのややこしい話は大人に嫌がられるのではないかと考えて相談できなかった。(20代)
- 自分が虐待されているかどうか、相談内容に該当するかどうかも分からなかった。(20代)
- 虐待だと思っていないため、児童相談所に相談するという発想がなかった。気づいていたとしても、相談の結果、親に連絡がいき、何が起るかわからないと考えて相談しなかったと思う。(20代)
- 生まれたときからの状況であるため、脱却しようという思考に結びつかなかった。学習的無力感に陥っていたと思う。(20代)

#### 【相談できるような相手がいなかった・意味がないと思っていた】

- 身内が全員信者であり、信者以外との関わりを断つ教義であったため、相談できる相手や助けを求めることができる人がいなかった。(20代)
- 宗教関係者以外の大人と接する機会はなく、そもそも誰に相談したらよいか分からなかった。結局は家庭内の問題であるため、相談したところで第三者からは見えない形で問題は継続すると思い、相談することを諦めていた。(20代)
- 相談しても、自分の状況を理解してもらえなかった。(10代)
- 周囲の大人が宗教の話には触れてこない、という感覚があったため、宗教にかかわる相談しても対応してもらえないという感覚があった。(10代)
- 自分が周囲からみて明らかに何か問題を抱えている状態だった時にも、担任の先生から声をかけてもらえなかった。その経験から、大人は助けてくれないと思い、児童相談所のことは知っていたが相談しなかった。(20代)
- 誰かに相談することで、今よりもよくない状況になってしまう可能性があると思っていたので、何か相談ごとはないかと言われたとしても、誰にも言わないようにしていたと思う。(20代)
- 高校生のときには、体罰もなくなり、命の危機があるわけではないため、児童相談所などの公的機関に頼ったとしても、一時保護はされず、親子関係の再構築に向けた対応になると思った。仮に一時保護されたとしても、高校に通えなくなり、自分の思うように就職もできなくなると、親といえることに耐え、卒業・就職後に自立した方がよい、と判断せざるを得なかった。宗教二世はネグレクトというよりも行動を制限する類の虐待が多く、衣食住自体は安定しているため、相談しても親から離れて自立して生活ができるだけの支援が必ずしも受けられるわけではなく、むしろ相談することで親に知られてしまう可能性があり、状況が悪化する懸念があるので、一度耐えた方がよいという考えになりやすい。(20代)

#### 【相談した後に起こることへの不安があった】

- 児童相談所に相談すると、親と子どもが引き離されるイメージがあり、相談できなかった。(10代)

- 相談してニュースなどになってしまうと、親の仕事がうまくいなくなるなど、家族の暮らしにもマイナスの影響があると思っていた。(20代)
- 親から「嫌なら児童相談所や警察に言ってよいが、児童相談所に相談しても家族と離れることになる」「宗教外の間人は冷たく愚かであるため助けてくれない」と言われていた。(20代)
- 児童相談所に行けば、行きたい学校に通えなくなり、好きな本が読めなくなり、スマートフォンが使えなくなるというイメージがあった。学校に通い続けたとしても施設から通うことでいじめられるのではと心配だった。今あるものを失うのが怖かったし、家族にも影響があるのではないかと心配していた。(20代)
- 親からの報復への恐怖があり、警察には相談できなかった。(20代)
- 学校の先生に相談したら、相談したことを親に言われるのではないかと心配であった。スクールカウンセラーは不登校の生徒が対象で、虐待についても相談できるとは思っていなかった。児童相談所は、身体的虐待のみが対象だと思っていた。(20代)
- 宗教活動のため、部活や勉強に支障が出ていた。先生には、母親と対話して状況を変えてほしいと思う反面、宗教の話はデリケートな話だと理解していたため、話すことで母親から嫌われるかもしれないと、母親との関係が崩れることを心配していた。言いにくいこともあったが、母が傷つくのも嫌だったし、どうなるのかわからないという不安もあった。虐待と認識するまでは人に相談しようとは思えず、自分が少し我慢をすれば済むと思っていた。(10代)

#### 【相談するハードルが高い】

- 児童相談所や市区町村の相談窓口などの公的なところに自ら相談するのはハードルが高い(10代)
- 説明が難しく、同僚に話すことはなかなかできない。もっと一般的な時事問題として扱われるようになったら、話すことができると思う。(20代)
- 同世代の信者は模範的な信者で活動にも積極的だったため、相談はできなかった。(20代)

### (3) 相談対応の中で重視してほしいこと

- 「虐待」という言葉が使われると自分が該当するか分からず、話しづらい。活動の中で「何かしんどいことはないか」といった柔らかい聞き方とこどもも言いやすいのではないか。(10代)
- 親身になってくれて、理解しようとしてくれているという姿勢があるかが重要である。相手が当事者でなくても、わかってくれそうだと思うたら相談できるかもしれない。(10代)
- まずは話を聞いて、大変だったね、と共感してほしい。良くない対応をされると次に相談しようと思えなくなってしまう。「大変な思いはみんなもしている」など、共感の意味合いが違ってダメだと思う。(20代)
- カルト的なものとそれ以外を区別するためにも、支援者には宗教についての知識や対応を知ってほしいと相談しやすいかもしれない。(10代)
- ある程度の教義と、日常的に何をしているのかを知ってほしいと思う。適切な距離感で聴いてくれれば、宗教について聞かれること自体に抵抗は感じないと思う。(10代)
- カウンセラーなどに相談するときには、宗教の事情や用語を一から説明しなければならない。一から説明すると、昔のつらい記憶を思い出さなければならない。2世3世の問題や、宗教についてしっかり理解してくれている相手に相談できたらよい。(20代)
- 様々な教義があるため、個人の状況やタイミングに合わせた対応をしてほしい。自分を理解してくれる大人がいると思っていれば、本当につらい時に相談できると思う。(10代)
- 行きつけのお店の店員に話すことができたのは、親に伝わらない、という安心感があったり、第三者だから言いやすかった。重い話も後腐れを気にせず話すことができた。(20代)
- こどもの意図しないところで親に伝わるのは良くない。伝わることで、親との関係性は悪くなる。(20代)
- 親に話すのは慎重にしてほしい。(10代)
- 家庭により制限や本人の信仰レベルに差がある。同じ境遇だからこそパターン化してしまうと逆に傷つけることにつながると思う。(20代)
- 親子関係の相談、宗教のやめ方の相談、進学に関する相談など、内容に応じた専門性を持つ、適切な相談先・支援先を紹介してくれると相談しやすい。(20代)

## 4. 学校に求める役割・対応について

- 宗教二世にとっては「宗教」「家」「学校」しかコミュニティがない。宗教外の人と会える場所は学校しかなく、学校の先生がこどもにとって身近な大人になると思う。(20代)

- こどもの頃は学校の先生が一番気付きやすい。こどもとからは言いづらいということもあるので、早めに気づいて対応してほしい。保健室やカウンセリングの先生がいること、宗教の問題も相談していいことを伝えることが重要だと思う。(10代)
- 相談だったり、打ち明けられる環境が必要だと思う。ただ被害者側からすると打ち明け辛い内容だから家庭環境を知る第三者(担任の先生やカウンセラー)からの声掛けなどがあると打ち明けるハードルが下がると思う。(20代)
- 義務教育段階では、意思とそぐわない方向で宗教活動を強要されていないか、の視点で気にかけてほしい。我慢している、生きづらいなどのSOSが出たときに本人の意思に向き合い、手を差し伸べる環境を整えていく必要がある。宗教に関わらず、権利が侵害されていると、自身や学校が気づけるかどうかが重要である。(20代)
- 学校の先生には特段の対応は求めていなかった。むしろ学校で何か支援が必要な状態ではないか、と思った時には児童相談所につなぐことが必要な対応だと思う。(20代)
- 信仰心があるときに先生から声をかけられても受け入れられなかったと思うが、相談先に関するチラシや、何かあったら相談してねというスタンスで声をかけてくれば、タイミングをみて相談したかもしれない。(10代)
- SOSを出しやすいのは学校の先生だと思うので、相談を受けたときの先生側の理解度が大事だと思う。生徒に虐待の有無を聴いた後、問題かどうか伝えるのも生徒の信仰度合や状況による。一般的な前提知識を持ちながら、個々のケースに対応すべきである。(20代)
- こどもが虐待と認識していなくても、学校行事に参加できないなど、兆しが見えたときに話を聞くことはできる。何かするというより、話を聞いてほしい。こどもが虐待と認識していないことが多いので、信頼する大人に「明らかにおかしい」と言われるなどして、自覚できるところがスタートだと思う。ただ、話をしたことがこどもから親に伝わり、学校に苦情が来る可能性もある。こども自身の信仰心に注意して話を聞く必要がある。(20代)
- 学校の行事を通じ宗教的背景を察せるはずである。そういう時は、まずは真剣に話を聞いてほしい。何をすることができないのか、宗教の名前は何か等は聞かれなかった。現在の状況や、困りごとの有無を聴いてくれる大人がいてくればよかったと思う。(10代)
- 小学校の頃、学校行事に参加しようとしても、親の考えを尊重した先生から止められた。教員も親とこどもの板挟みだったと思うが、こども自身がどうしたいのかを聞いてほしかった。(20代)
- 支援する側になり、宗教二世と思われるこどもの対応をするときには、本人の意思・希望を最大限尊重し、周りの大人に誤解がないように伝えることを意識している。(20代)
- 学校で宗教上の理由でできないことがあった際に、先生から「本当に信仰をしたいと思ってしているのか、母親に言われているからなのか」と聞かれていれば、考える機会になったと思う。(10代)
- 高校のスクールソーシャルワーカーが非常に親切で優しくかった。先生ではないため、生徒との対話に時間を割くことができるは、人手が足りていないので増やしてほしい。第三者の視点から素朴な疑問が投げかけられることにも意味がある。こどもなりに信仰していることもあり、親に伝わってしまうかもしれないという恐怖もある中、第三者として話し相手になってくれるトレーニングを積んだ大人が学校に居たらよかった。(20代)
- 学校でよく配られる虐待に関するカウンセリングのチラシは大事である。スクールカウンセラー、学校の先生にも相談しやすいとは思いますが、はじめは、顔が見えないほうが気軽に相談ができるかもしれない。(10代)

## 5. 今後必要だと思う取組

### (1) 今抱えている悩み

- 宗教のコミュニティに長く居たことで、対人関係に不慣れである。宗教の教えが価値判断に影響し、抜けてからの方が生きづらさを感じ、現在カウンセリングを受けている。(20代)
- 社会常識を教わらなかったため、社会での生活に難しさを感じることもある。きつく言われることが当たり前だったので、自分では優しく話しているつもりでもキツイと注意されることがある。(20代)
- 安倍元総理の事件の報道を受け、当時のことを思い出し、精神病を発症した。現在は休職している。(20代)

### (2) 必要な支援・施策

#### 【自立・進学に向けた支援】

- 実家から出る決断を後押しするような自立支援の拡充が必要ではないか。(20代)

- 親戚も同じ宗教を信仰しているため、頼れる人がいない。経済的に頼れる大人や、住居探しなどをサポートしてくれる人が欲しい。(10代)
- 他の学生と同じステップを踏めるように、進学、就職までの支援があるとよい。勉強するにも親の反対・妨害があるため、高校性でも一人暮らしができるようにしてほしい。(20代)
- 大学入学の際に奨学金や補助があれば、より安心して宗教から離れやすい。(20代)
- 中高生まで制限を続けてきた親が、児童相談所等に云われたからといって、進学、就職に許可を出すかは疑問である。司法が間に入る仕組みがあればよい。(20代)
- 自力で逃げたこともや、同居しているが経済的支援が見込めないことも、申請手続きを親が拒否するなど、様々なケースに対応できる奨学金制度にしてほしい。(20代)
- 大学に進学したくても、親は認めてくれなかったり、経済的な援助が必要だったりする。奨学金の申請方法や、誰に連帯保証人になってもらうか、大卒でなくても働ける業界やどんな資格を取ったらよいかなどの具体的なアドバイスがとても重要だと思う。(20代)
- 福祉制度は複雑であり、子どもが自らつなげるのはハードルが高い。自分も中学の頃は児童相談所を知らなかった。また、つながろうという気力を持ってないこともある。多少強引であっても支援先につなげる仕組みがあっても良いと思う。(20代)
- 事前に学校と児童福祉関係機関が連携し、進路相談の場面などの親がいないところで児童福祉の専門家が本人の意思を聞くことも可能ではないか。そこでSOSが出た際に、自立に向けた支援策を伝えることは非常に重要である。先生から強く進学を勧められることで、考えが変わる人もいる。選択肢を提示することが重要である。(20代)

#### 【当事者が環境から離れるための施策】

- 家と学校以外の居場所や助けを求められる場所の周知をしてほしい。(20代)
- 差し迫った状況の際に、一時的にでも逃げられる場所があれば良い。また、そういう状況のときには、親から強制的に引き離してくれればと思う。(10代)
- 一時的にでも家庭から離られるシェルターのような場所があればと思う。(20代)
- 家庭によって事情も違うので、気軽に行けるような居場所も、完全に家庭から分離してもらえる場所もあるとよい。(20代)
- 多くの宗教二世は、嫌だと感じてそれを直接言うことができない。直接言ってしまうと、家庭崩壊または自分に対して生活費やさまざまなお金を払ってもらえなかったり、部外者として扱われるためである。そのような当事者に対して親から離れて生活することができる費用を援助するシステムを作ったり、代弁して嫌だと言う思いを伝えてくれるようなシステムがあったらとても有難いと思う。(20代)
- 大人になった時に駆け込める場所が欲しい。また、幼いころから閉鎖的な世間から隔離された状況にいたので、そういう環境で生活している人にも「駆け込める場所」のような情報が届くようにしてほしい。気軽にいけるといいう情報が届けば、行きやすくなるし、相談するきっかけになる。(10代)
- 宗教二世は全国にいるため、NPOによる虐待サバイバーのための駆け込み寺のようなものが各地にあると良いと思う。商店街の空き店舗などの生活に近いところに居場所をつくる、そうした活動への補助制度があるとよいのではないかと。(20代)

#### 【本人の気づきにつながる施策】

- 宗教で自分と同じように苦しんでいる人がいることがわかるようなプリントが学校で配られるとよい。(10代)
- まず自分が普通では無い環境に置かれているとさえ認識できないと思われるので気がつくような何か機会があるとよいと思う。(20代)
- 自分のしたいことがある、というときに意思があるのにも関わらず我慢するのではなく、宗教から抜けることを選べるようになれば良いと思う。(20代)
- 自分の家の状況と他を比較する機会が少ない。何が虐待にあたるのかがもっと周知されれば、自分の状況について気づき、相談する機会になり得ると思う。(10代)
- 虐待というイメージが固定されており、自分にあてはめにくかったため、宗教についても「これは虐待」というのを示したものがあればいいと思う。(10代)
- 自分の置かれている状況が虐待に該当するかどうか、相談に値するかどうかがかどもの頃は分からない。Q&Aのように、虐待であると気づかせてあげ、それが相談に値するものだということを周知してほしい。(20代)
- 宗教活動の中で虐待に該当する行為はしっかりと周知してほしい。周りが虐待だと気づくことも重要だが、本人が虐待だと気づき、親が言っていることが間違っていると気づくことが重要である。(10代)



- SOS を子ども自身が出すことは難しい。SOS を出しやすくなったり、自分の生きづらさに気づきやすくなったりするため根本的な仕掛けが必要だと思う。人権学習などを、子どもの学習内容に入れ込むことが大事だと思う。(20代)
- 自分の受けているものが相談に値するものであって、我慢する必要が無いことを自分で気づくことができる環境があれば良いと思う。子ども自身の信教の自由について書いたパンフレットを貰えれば気づけるのではないか。子どもの権利について、子どもへの教育が重要だと思う。(10代)
- 子どもの権利教育、特に信じなくてよい自由については、「信教の自由」という漠然としたものではなく、しっかりと教えてほしい。教団が子どもたちに強いている人権侵害にあたる行為については社会の資料集などで明確に子どもに示してほしい。(20代)
- 親との関係が崩れることを考えると、極限の状況にならない限り抜けようと思えない。親と離れる決心がつかないため相談しないこともある。自分が受けていることが問題だと思うことと、その時に抜けられる支援があることが大事だと思う。(20代)
- 子どもが、親と宗教だけではない考え方を少しずつ持てるようになり、その結果として宗教の教義に従う、受け入れるのであれば問題ないし、違うと思ったなら、違うと言えれば良いと思う。自分で動けるような、考え方の基礎を作ることができればよいと思う。(20代)
- ニュースは見てはいけなくとされているが、目に入ることはある。ニュースをきっかけとして自分を省み、違和感を持つことも大事だと思う。テレビで流れるニュースは一番伝わりやすい。信者もスマートフォンを持っているため、ニュースで流れるのが一番良い。国の方針・対応を信者が知ること懸念を持つきっかけになると思う。(20代)
- 大学に通う信者は少ない。当事者の大学生同士のコミュニティなどがあるとよい。(20代)

#### 【周囲の気づきにつながる施策】

- 保護者と宗教外の大人が対話するのも良いと思う。宗教は関係なく、しつけとして間違っているとってくれる大人がいればよかった。(20代)
- 宗教二世を担当した教師は一定数居ると思う。過去のケースと問題・対応を集めれば、良い対応ができるようになるのではないか。(20代)
- 各教義が抱える問題やリスクを行政職員や医療関係者に理解してもらうことが必要だと思う。(20代)
- 宗教の特徴や、本人の証言、子どもの学校生活の中で表出する事象（参加できない行事がある等）が事前に周知されていると、気づきやすいのではないか。(10代)

#### 【制度の改善】

- 児童相談所は「成人したらサポートを受けられない」という印象が強いため、それが改善されていたら良いと思う。(20代)
- 教団は個人情報すべて把握している。脱会した後の個人情報の保護について何か方策があればよい。(10代)
- 住民票の閲覧制限を行うにも手続きが煩雑で、更新も面倒である。何度も自分の境遇を話し、理解のない職員からの発言に傷ついたこともある。個人情報を含めて速やかに縁を切ることができるように法や制度を変えてほしい。(20代)
- お金をすべて宗教につき込んで生活がままならない家庭もある。そういう行為を制限する仕組みがあれば良い。(20代)
- 幼い子どもを使った布教活動や、集まりの強制参加を禁止するなど、子どもの権利が守られなければいけないところを、具体的な行動として国に示してほしい。(10代)
- 子どもの心身の発育に悪影響を及ぼすことを、大人が集団で教えること自体を罰してほしい。宗教二世は、幼少期から教義を教えられることにより情緒面に不可逆な被害を抱えている。子どもの福祉、生命、財産を脅かすような行為を教義として推奨することに歯止めをかけないと根本的な解決にならない。(20代)
- 生活が侵害されるカルトのような宗教については、国に監視してほしい。海外では法人格をはく奪され、布教が禁止となっている宗教もある。根本的な部分を変えてほしい。(20代)

#### 【元当事者に向けた施策】

- 被虐待児が精神疾患等の治療する際の経済的な支援や、リスキング支援が必要だと思う。(20代)
- 心療内科などに宗教虐待について専門的な知識を持つ有識者がいれば救われる人が沢山いると思う。(20代)

## 【相談しやすくするための施策】

### ①相談先の周知方法に関する施策

- 宗教のことを相談して良い、と書かれているのは大事だと思う。(20代)
- 相談先を掲示する場所に「宗教のことに困っていませんか」と宗教のキーワードを入れれば相談して良いと思える。(20代)
- 「宗教についても相談できる」と明記された方が相談しやすい。元信者など、苦しさを本当の意味で理解してくれる人には相談しやすい。(20代)
- 相談先について、精神的虐待や宗教問題も対象であると学校のポスターなどで周知されていれば、相談できていたかもしれない。(20代)
- SNS や学校で配られるチラシなどで、自ら探し、つながってみようと思う先の情報が沢山あるとよい(10代)
- 紙の媒体だけではなく、YouTube, TikTok, X などのSNSを通じた周知も重要かと思う。一方、教団のこどもたちは電子媒体に触れる機会を制限されていることも多い。そうしたこども達のためにも、紙やリアルでの周知も同時並行で行う必要がある。(10代)
- 学校で配布されるプリントに、宗教に関する相談も受け付けているという記載があれば相談しやすくなると強く思う。スマホを持たせてもらえないこどももいるため、紙やチラシで相談先や支援先について配布するのもとても大事である。(10代)

### ②相談しやすい相談先

- 相談先として重要なのは、親の目が届かないことである。(20代)
- 相談をした場合には親も含めて絶対に情報漏洩をしないということを学校の先生には約束してほしい。(20代)
- 宗教関係者に児童相談所に行くのを見られるのではないかと怖かった。できれば行かずに済ませたい。(20代)
- 相談する時にどこで電話をかけるか悩んだ。実家だったので家では掛けられず、外では人目もある。時間も9時から17時までの学校にいる時間帯なので相談しづらい。そうするとSNSの方が相談はしやすい。(20代)
- 児童相談所についてのニュースは、児童相談所の対応が悪かったというものばかりであり、相談しづらいところがある。児童相談所に連絡するだけであれば親には言わないと言ってくれるとよい。電話をかけるだけなら親に知られない、という情報があればもっと電話を試みようと思う。(20代)
- LINEでの相談に抵抗はない。今の高校生はLINEへの抵抗はないかと思う。(10代)
- 携帯電話を管理されていることも多いので、必ずSNSでの相談がよいというわけではない。(20代)
- 虐待という認識が無いことが多いため、虐待と切り離れた宗教二世向けの相談案内の方が相談しやすいかもしれない。(10代)
- 追い詰められた状況のこどもが自分の状況について話すのは難しいため、自分の状況を思いつめ過ぎずラフに話せる場所があれば良いと思う。自分だけではないことがわかれば話しやすくなる。(20代)
- 学校の先生は日常的に話している間柄であるため、話しにくいこともあるので、専門の相談窓口のような全く知らない人の方が話しやすい。(10代)
- 匿名で相談ができ、何かあったときにはシェルターに入れてくれたり、代わりに親を説得してくれたりする相談先があれば相談したかもしれない。親に直接話をするのは難しいので、カウンセラーなど第三者が介入して、こどもの代弁者になってくれたら、こどもは安心して相談できると思う。(20代)

## 6. その他、当事者としての想い等

- 親もひどいことをしよう、虐待をしている、といった気持ちではなく、むしろ生きるために大切で必要なことだから、といった理由で行っていたように思う。私の場合は教育は十分に受けさせてもらえたとし、大切にされていた。それが伝わっているからこそ、親を責められるのも変に誤解されるのも嫌で宗教関連の苦しいことを他の人に話さなくなっている。誰かに全て聞いてもらえるだけでも気持ちが軽くなると思うので、さまざまな現状を知っている相談窓口などがしっかり周知されると助けになるなと感じた(20代)
- 私の親は宗教がなかったらとくに自殺していたと思うので、今更むやみやたらに取り上げることは良くないと思うが、宗教を信仰する人は心に隙がある人であり、そしてその隙は家庭環境が良くないことやいじめなどといったものが与える心の傷によって作られてしまうものだと思う。そのため、特にこども時代に親ではなくても愛着

形成が築けたり、安心感を感じられる場所があったりすることが大切で、それが結果的に宗教による虐待も防ぐことに繋がるのだと思う（10代）

- 当時は普通だと思って生活していたが、今 2 世として過ごしている子どもたちの中にも同じような境遇の子どもがいると思うので、それが普通じゃないことを気づかせてあげたい。もう辞めたいと思っている人たちにはなおさら行動に移して大丈夫だと思える環境を作ることが大事だと思う（20代）
- 普通が分からなくなるので一生付きまとう問題だと思う。ちょっとした事でもフラッシュバックし、私はうつ病になってしまった。もし学校で私と同じような宗教二世の子どもがいたら寄り添ってあげて欲しい（20代）
- こどもは無力なので大人の助けが必要である（10代）
- こどもは無力で無知だからこそ、親が全てになりやすく虐待されている事にも、宗教虐待が虐待だということも知らない子どもが多い。親が信じてるからという理由だけでこどもまで振り回されるのはあまりにも理不尽で、人権が全くもって守られてないと思う。こどもがこどもらしく生活できる環境が必要だと強く思う（10代）
- 私自身は親に虐待を受けたとは思っていない。暴力を振るわれたこともないし、宗教の教えも「自分が理解してその通りだと思うまでは無理にしなくていい」という教育方針だった。だが、ネット上や報道で様々な酷い経験を見聞きして、今現状苦しんでいる人達への支援は必要だと強く思っている。具体的な案を持っている訳ではなく申し訳ないが、今いる子ども達を近くで見ている者としては、その子ども達が学校の先生や友人に「変な宗教」と馬鹿にされ孤立することなく、むしろ寄り添ってくれるような社会の変化があってほしいと思う。（20代）
- 親はこどもに宗教を信仰させることが愛で最善の人生になると思っている。相談機関があってもそこに相談することは親を拒絶し、親の人生を否定する事にもつながり、宗教による嫌な部分があるとはいえ育ててくれた親を拒絶するのはこどもとして大きな罪悪感がある。簡単に「嫌なら宗教をやめればいい・窓口相談すれば解決できる」とは言えない難しい問題だと思う（20代）
- 宗教は 18 禁にするべきである。（20代）

## 第7章 本調査研究の考察

---

### I. 各調査結果について

#### 1. 児童相談所への調査

##### (1) 保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待の事例と対応の基本的な考え方

- ・ 令和4年4月1日から令和5年9月30日における各児童相談所で相談対応を行った事例において、Q&Aで例示されているような保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待について、「該当事例あり」と回答した児童相談所は16.2%、相談対応件数は合計47件であった。
- ・ このうち、「言葉や映像、資料により恐怖をあおる・脅す、無視する、嫌がらせする、こども本人の自由な意思決定を阻害する」ケースが「あった」と回答した児童相談所が最も多く、11か所であった。
- ・ 該当事例47件のうち、一時保護を行った件数は19件であった。児童相談所での児童虐待相談対応件数のうち、一時保護件数は約2割であるのに対し、その倍が一時保護となっており、逼迫した状態で児童相談所につながっている状況が推察された。
- ・ 児童相談所における対応の基本方針としては、「宗教が背景にあっても他の事例同様の虐待対応を行っている」という回答がアンケートでもヒアリングでも挙げられており、虐待の理由に関わらず、こどもの権利が侵害されている場合には「虐待」としての対応を行っているとの報告であった。
- ・ また、保護者による宗教の信仰等に起因する虐待かが悩ましい事例として、自然派生活による医療拒否や食事制限などを含む多数のケースが挙げられた。

##### (2) 保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待の発見

- ・ 該当事例が保護者による宗教の信仰等に起因すると推察したきっかけとしては、「こども本人から聞いた・相談があった」と「通告の際に聞いた」が45.9%と最も割合が高く、こどもからのSOSの発信が発見につながっており、こどもがSOSを出しやすい環境を整える必要があることが確認された。
- ・ 一方で、保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待の相談対応における課題として、「こども本人が虐待であると気付にくく、早期発見が難しい」が65.5%となっており、家庭内のことはこども本人にとっては当たり前となっている可能性があり、周囲の大人がこどもの些細な異変や変化に気づくことが重要であるといえる。

##### (3) 関係機関との事前の連携

- ・ 医療ネグレクトケースにおいて一時保護を円滑に行うための工夫として、「医療機関と事前の協議、日頃からの密な連携を行っていた」「弁護士、警察、施設等措置先と連携した対応が行えた」といった回答が挙がっており、緊急時に迅速に対応できるようにするために、関係機関との日頃からや事前の連携が重要であることが確認された。ヒアリングにおいても、今後医療行為が必要になることを見越して、事前に医療機関等との必要な調整を行っている事例が確認できた。

##### (4) こどもや保護者への対応

- ・ 保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待の相談対応における課題として、「保護者の信条

に関する事なので、保護者指導をしても改善が難しい」が 70.7%と最も多くなっている。保護者の信条や価値観に関する部分であることから、指導等による改善の難しさが確認された。

- ・ ヒアリングにおいては、宗教の信仰等を持つ保護者や子どもへの対応にあたり、児童相談所として必要な対応については毅然として伝えつつも、宗教の信仰等を否定したり、対立構造をつくるのではなく、できる限り子ども本人の意向を丁寧に聴き、子どもや保護者に寄り添えるように意識して対応を行う必要があることが確認できた。

## (5) 子どもへの支援

- ・ 保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待の相談対応における課題として、「子どもの精神や価値観形成への影響が大きく、回復に時間がかかる」は 44.1%となっている。
- ・ また、「保護者から教義に基づく考えや価値観の影響を強く受けている場合があるため、自らの置かれている状況を問題として認識することが難しい場合があると思われる」との回答もあり、保護者による宗教の信仰等による虐待は子ども自身の価値観への影響が大きく、子どもの回復に困難が生じることから、早期に周囲の大人が気付けることが重要であり、また、回復のための支援も必要であることが確認された。

## (6) 対応に当たったの知見の共有

- ・ 保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待の相談対応における課題として、「対応する職員が不安感や負担感を抱きやすい」が 4 割弱であった。宗教の信仰等が絡むケースは頻繁に生じるものではないことから、ノウハウ等の蓄積がされづらく、不安感や負担感につながっていると推察される。
- ・ また、ヒアリングにおいて、保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待の場合、即時の対応が求められることも多いが、経験のある職員も限られており、児童相談所内また児童相談所間での知見の共有が大切であるとの意見もあった。アンケートやヒアリングでは、保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待発生時の所内での情報共有や、都道府県下児童相談所間の会議での共有、保護者による宗教の信仰等に特化したものではないが、研修内で保護者による宗教の信仰等に関わる虐待事例について今後取り上げる予定であるといった取組も確認できた。

## 2. 医療機関への調査

### (1) 医療機関における児童虐待への対応体制

- ・ 院内に CPT が「設置されている」との回答が 93.5%、子どもへの虐待や医療ネグレクトと推察されるケースが発生した場合、CPT もしくは病院の管理者に報告される「体制は整っている」との回答が 97.1%であった。また、「チェックリストを用いて確認している」「虐待の可能性があるケースが確認された場合の体制・フローが決まっている」といった院内での体制構築のほか、院内会議に児童相談所等の外部機関の職員が参加していたり、外部機関を含めたケース会議の定期的な開催や、市の虐待防止ネットワークの拠点病院になっているところなど、児童虐待への対応体制の構築が進んでいる状況が確認できた。
- ・ しかし、本調査の対象は「救命救急センターが設置されている医療機関」であり、医療機関全体で見ると、体制が整っていない医療機関も多いと推察される。ヒアリングにおいて、「市内の医療機関からの相談窓口を担っている」という回答もあったが、地域の中核である医療機関によるサポート体制等、医療機関間の連携が進められることが期待される。

## (2) 保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待の事例とその対応

- ・ 令和2年10月1日から令和5年9月30日において、保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待のうち、医療機関での治療等を必要とするケースとして Q&A で例示されるような内容に該当する事例が「あった」と回答した医療機関は2割弱であった。
- ・ このうち、「医療機関を受診させない、医師が必要と判断した輸血行わせない」「医療機関を受診させない、医師が必要と判断した治療行為（輸血を除く）を行わせない」ケースが、ともに10か所の医療機関から「あった」と回答されており、中には看取りになったこどもの事例もあげられた。
- ・ ヒアリングでは、治療拒否に関する対応として、「治療の必要性を丁寧に説明すること」「保護者の想いをいったん受け止め、寄り添うこと」「信頼関係を築いていきながら説得すること」が重要であり、「基本的には「同意」のもとで行う」といった対応を行っているとの報告があった。しかし、緊急対応が必要で児童相談所に通告して一時保護とし、児童相談所長の同意で治療した事例もあげられ、児童相談所との連携体制が重要であることも改めて確認できた。

## (3) Q&A の認識・周知

- ・ 「宗教の信仰等に関係する児童虐待等への対応に関する Q&A」については、「内容も含めてよく理解している」が26.8%、「Q&A の存在は知っているが、内容までは理解していない」が48.6%、「Q&A の存在を知らない」が24.6%であったが、「医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」は、「内容も含めてよく理解している」が5割超であった。
- ・ 保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待事例があったと回答した医療機関における両 Q&A の認知状況は様々であること、当該事例について保護者による宗教の信仰等に起因すると推察した理由・きっかけは、「保護者から信仰等を理由とした治療拒否の申し出があった」が68.2%、「明確な理由の説明はなかったが保護者の言動から信仰等が理由であろう治療拒否と推察された」が22.7%であることから、医療機関においては Q&A の認知・理解にかかわらず、治療を必要とする場面において、保護者による宗教の信仰等による治療拒否等が確認されることも多いと推察される。

## 3. 市区町村への調査

### (1) Q&A の認識・周知状況

- ・ 「宗教の信仰等に関係する児童虐待等への対応に関する Q&A」について、「内容も含めてよく理解している」が34.2%、「Q&A の存在は知っているが内容までは理解していない」が55.7%であった。
- ・ また、Q&A について、「周知した」と回答したのは2割弱であり、周知方法については、「電子メール・郵送等で連絡した」が73.3%となっており、市区町村自体の理解を進めるとともに、関係機関が集まる要保護児童対策地域協議会などにおける周知等の必要性を改めて伝えることの必要性が確認された。

### (2) 保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待事例

- ・ 令和5年1月1日から9月30日において、保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待の「該当事例あり」と回答した自治体は6.1%であり、そのうち6割程度が、関係機関や関係者から情報提供があったことが保護者による宗教の信仰等に起因すると推察するきっかけであったとの回答であった。情報提供元となる関係機関や関係機関としては「学校」との回答が多く、こどもとの関わりの多い学校が気づき、児

童相談所や市区町村につなぐことが重要であるといえる。

### (3) 保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待の相談対応における課題

- ・ 保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待事例への対応における課題としては、「こども本人が虐待であると気づきにくく早期発見が難しい」が 63.9%と最も多かったが、次いで「保護者の信条に関する事なので保護者に説明や対応を求めても改善が難しい」が 63.0%、「保護者の信教の自由に関する事なので、保護者への対応にためらいを感じる」も 34.0%という結果であった。しかし、保護者の信条に関する事であったとしても、こどもの権利が侵害されていれば虐待ケースとして対応するという基本方針を改めて確認することが重要である。
- ・ 相談対応における課題については、保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待事例が「あった」と回答した自治体と、「ない」と回答した自治体で違いがあり、「保護者の信条に関する事なので保護者に説明や対応を求めても改善が難しい」「保護者の信教の自由に関する事なので、保護者への対応にためらいを感じる」「こどもの精神や価値観形成への影響が大きく、回復に時間がかかる」の選択肢は、事例が「あった」自治体のほうが回答の割合が高く、実際に対応する中での課題といえる。
- ・ 一方で、「こども本人が虐待であると気づきにくく、早期発見が難しい」「宗教団体等の介入があり対応に苦慮する」「対応する職員が不安感や負担感を抱きやすい」の選択肢については事例が「ない」自治体での回答が多く、想像による漠然とした不安が大きいのではないかと推察され、具体的な対応事例の共有を行う等の取組が必要ではないかと考えられる。

### (4) 相談対応における取組

- ・ 自治体の取組としては、「関係機関への周知・連携や、訪問や健診などの保護者と接する機会を利用した見守りを行う」「信仰の有無によって対応を変えない」「信仰の自由や文化的背景に配慮して対応する」などがあげられた。信仰の自由について正しく理解したうえで、関係機関と連携しながら対応・見守りを行うことが求められる。

## 4. 学校への調査

### (1) Q&A の認識・周知状況

- ・ Q&A について「内容も含めてよく理解している」と回答したのは小学校で 23.4%、中学校で 21.9%、高等学校で 17.8%となっており、医療機関や市区町村と比較して低い結果となった。
- ・ 「Q&A の存在は知っているが中身までは理解していない」との回答が、小学校で 66.6%、中学校で 65.8%、高等学校で 73.9%とそれぞれ大きな割合を占めており、職員が「理解」するための取組が必要であるといえる。
- ・ また、Q&A を周知した対象については、配置されていない学校もあるが、「スクールカウンセラー」「スクールソーシャルワーカー」への周知が他の職種と比べて低い状況であった。

### (2) 保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待の発見とその対応

- ・ Q&A に例示されるような保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される事例があったと回答したのは、小学校で 8 件 (0.6%)、中学校で 9 件 (0.8%)、高等学校で 8 件 (4.4%) であった。
- ・ 保護者による宗教の信仰等に起因すると推察したきっかけとして、中学校と高等学校では「こども本人から

聞いた・相談があった」が最も多く、高等学校では 100%であった。一方、小学校では「保護者との面談の際に聞いた」が最も多く、「こども本人から聞いた・相談があった」は 50.0%であり、こども自身が自分の置かれている状況が虐待であると気付いていない可能性が推察される。

- ・ また、高等学校では、「こどもの言動や外見から推察した」が 75.0%と、小学校・中学校に比べて割合が高く、進路に関する相談等がその要因の 1 つとして考えられ、高等学校は保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待を発見しやすい場所・タイミングであるといえる。しかし、対応における課題として「こども本人が虐待であると気付きにくく、早期発見が難しい」との回答が、小中学校よりも高等学校の方が高くなっており、学校側が気付くためのポイントを共有する等の取組が必要であると考えられる。
- ・ なお、Q&A に例示されるような内容に該当する事例について、外部につないだケースは、小学校で 37.5%、中学校で 33.3%、高等学校で 62.5%であり、発見した後の対応における課題があると推察される。なお、つないだ外部機関としては、市区町村教育委員会や要保護児童対策地域協議会等の回答が多く、児童相談所との回答は少なかった。

### (3) 保護者による宗教の信仰等に起因する虐待かの判断が難しい事例

- ・ 保護者による宗教の信仰等に起因する虐待かの判断が難しい事例として、身体的虐待や医療ネグレクトに該当すると思われるケースも多く挙げられた。特に、「学校に通わせない」や「学校行事に参加できない」「参加できないイベント等がある」など、こどもの学校生活に影響が出ている事例も多いことが確認された。

### (4) 保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待への対応における課題

- ・ 保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待への対応における課題として、「対応する職員が不安感や負担感を抱きやすい」との回答が、中高全てで 6 割を超えた。また、「保護者の信教の自由に関することなので、保護者への対応にためらいを感じる」との回答も、小学校で 60.9%、中学校で 66.6%、高等学校で 53.9%となっており、保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待に対し、学校では消極的な対応となっている可能性が伺えた。
- ・ また、「こども本人が虐待であると気付きにくく、早期発見が難しい」との回答が、小学校で 51.0%、中学校で 60.0%、高等学校で 67.2%であったが、保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待の把握・対応にあたり、取り組んでいることや工夫していることとして、「日常の観察により、こども、保護者、家庭状況を把握するよう、職員に周知」との回答が小中高全てで 6 割を超えており、Q&A の周知・理解を含め、職員が気付けるようにするための工夫を行うとともに、気付いた後の対応フロー等を確認する等により、「抱え込まない」ようにするための取組が必要であるといえる。

## 5. 当事者への調査

### (1) 虐待と気づいたきっかけ

- ・ 虐待に気付いたのは「高校生」になってからで、「後から当時を振り返って、虐待にあたる状況だったとわかった」という回答が多かった。
- ・ 虐待と気づいたきっかけとしては、「SNS」や「知人等の他の人からの指摘を受けて」、また「学校の授業で信教の自由を学んだことがきっかけ」との回答もあった。
- ・ また、SNS をみたり、虐待だと気付いたきっかけとして、「安部元総理の事件後の報道やニュース」との意見が複数あった。



## (2) 状況が変わったきっかけ・状況を変えるうえでの課題

- ・ 状況が変わったきっかけとして、「（自立ができる）経済的な見通しが立ったから」との回答が多くあった。
- ・ 一方で、「経済的な見通しが立たないと（家族から離れる等）状況を変えることが難しい」あるいは「家族との縁を切らなくてはいけないことが懸念だった」といった意見も多くあげられた。

## (3) 相談に関する経験や課題

- ・ 相談したことがあるかについては、「相談した」「相談できなかった」が概ね半数ずつであった。

### <相談した経験>

- ・ 相談した相手としては、友達・恋人、またインターネット・SNS 上の知り合いが多かった。
- ・ 知人等に相談した理由として、「助けを求めるといよりは、自分の苦しみを誰かに知ってほしかった」との回答があった。
- ・ また、SNS 上で相談した理由としては、「自分と似た経験をした人に相談できるので、詳細に説明する必要がない」「宗教から抜けるまでの具体的な経験を聞くことができた」などの回答があった。
- ・ 一方で、児童相談所や医療機関、法テラス等の機関に相談した人からは、具体的な解決には至らなかったという回答が複数あげられた。
- ・ また、学校については、学校行事に参加できないなどにより、宗教について説明することはあっても、「それ以上聞かれなかった」「必要以上に介入されることも不安だった」といった、相談にまで至っていない回答が聞かれた一方で、「何度も声をかけられ気持ちが変わった」や「今思えば深入りしてくれたらと思うこともある」との回答もあった。学校が、「こどもの SOS に気付けるかは重要」「SOS が出た時にこども自身の気持ちを大切にしたい対応してほしい」などの意見もあった。

### <相談ができなかった理由>

- ・ 相談ができなかった理由としては、「誰かに相談しても解決しないと思ったら」「相談した後になんかかわからず、怖かったから」との回答が多くあげられた。
- ・ 相談した後の不安としては、「親に知られるのではないか」「親とこどもが引き離されるイメージがあった」「学校に通い続けられなくなるなどの不安があった」といった意見があり、相談することで生活が変わることよりも、「卒業・就職後に自立する方がよいと思っていた」との意見もあった。
- ・ 相談しても意味がないと思っていた理由としては、「宗教にかかわる相談をしても理解してもらえないと思えなかった」「対応してもらえないという感覚があった」という回答があり、その理由として、「過去の経験から、大人は助けてくれないと思っていた」との回答もあった。
- ・ また、「虐待だと思っていたので、相談するという発想がなかった」「宗教について相談をしてよいと思っていなかった」との回答もあった。
- ・ その他、「公的機関に相談するのはハードルが高い」という意見もあった。

### <相談対応において重視してほしいこと>

- ・ 宗教に関連する相談を受けた場合、「まずは共感してほしい」「親身に話をきいてくれるかが重要」「親に話すのは慎重にしてほしい」との意見が多くあげられた。
- ・ また、「家庭内での状況や本人の信仰心にも差があるので、宗教二世だからというパターン化はしないでほしい」「個人の状況やタイミングにあわせた対応をしてほしい」との意見とあわせて、「こども自身がどうしたいのかを聞いてほしい」という意見が多くあげられた。

- ・ 「支援者には、ある程度宗教の教義等の特徴を知ってほしい」との意見も複数あった。

#### **(4) 今後必要だと思う取組**

- ・ 必要だと思う取組としては、「自立や進学に向けた支援」「一時的に家庭から離れられる場所」「宗教から抜けた後のメンタル面等での支援」といった意見が多くあげられた。
- ・ 具体的な方法として、「相談先等の案内に、『宗教のことについても相談できる』ことの明記」「（スマホの利用が禁止されている場合もあるので）相談先等について学校等でのプリントでの配布」「親や周囲の目を気にしなくてよい相談先の設置」「学校での人権やこどもの信教の自由について学ぶ機会の充実」等の提案も多数あった。
- ・ また、こどもの権利を守るための法制度の見直し等、根本的な解決を求める意見も多くあった。

## II. 本調査研究の考察

### 1. こどもからの SOS を大切にす体制の構築

- ・ 当事者調査において「相談ができなかった理由」や「相談対応において重視してほしいこと」、また「学校に求める役割や対応」「今後必要だと思う取組」等での意見から、こどもの SOS に気付くこと、こどもが SOS を出せる機会や環境をつくること、そしてこどもの SOS をきちんと受け止めることの3つの柱で体制を整えていくことが重要であると考えられる。

#### (1) こどもの様子等から、こどもの SOS に周りの大人が気付くこと

- ・ 当事者調査において、虐待だと気付いたきっかけについて、「後から当時を振り返って、虐待にあたる状況だとわかったから」との回答が多く、また「一定の年齢に達するまで自分の置かれている状況が虐待であると気付かなかった」との意見もあり、こども自身は「虐待だと思っていない」ことが多いことが確認された。
- ・ この結果から、こどもの生活の様子や発言等から、こどもの意思に反した制限や強要をされている等、虐待の可能性のあるのではないかと周りの大人が気付くことが大切であるといえる。特に、こども自身が虐待に気付くにくい、SOS を発信しづらい年齢である小学校では、大人の気づきが重要である。
- ・ Q&A の周知をはじめ、こどもの変化に気付く「目」を大人が持てるようにするためのチェック項目の作成・共有や、気付こうとする意識の醸成のための取組が必要である。

#### (2) こどもが SOS を出せる機会や環境をつくること

- ・ 保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待ケースでは、こども本人が SOS を出しているという点が特徴の1つであった。つまり、いかにこどもが SOS を出せる状況をつくるかが重要であるといえる。
- ・ こどもが SOS を出せるようにするためには、「SOS を出してよいことを伝えること」とともに、SOS を出す先として、「身近な大人」と「専用の相談窓口・支援機関」等の選択肢をつくる必要がある。
- ・ 身近な大人への相談については、「本人の気持ちを聞いてほしい」「本人のタイミングを待ってほしい」等の意見が多くあげられ、こどもの背景に保護者の宗教の信仰等があることに気付いたとしても、まずは話を聞き、受け止めることが大切である。そして、こどもが SOS を出したいと思った時に、いえる大人がそばにいること、気にかけてくれているという安心感がこどもにとって重要であり、大人側は、いざという時に必要な支援を行える、支援の必要性を判断できる準備を整えておく必要がある。
- ・ 相談窓口等への相談については、当事者調査において「宗教のことについて相談してよいかわからなかった」との意見が多くあげられた。宗教に関することの相談もしてよいくがわかるような、「宗教」というキーワードの入った相談窓口の周知が必要である。また、顔が見えないほうが相談しやすいという意見や、相談していることが周囲に分からない方法がよいなど、相談のしやすさには様々な意見があり、多様な選択肢が必要であるといえる。また、それらの窓口の周知方法として「学校での紙やチラシの配布」の重要性も確認できた。
- ・ また、こどもからの SOS につなげるためには、こども自身が虐待であると認識できる、SOS を出してよいことだと理解できるようにするための取組も必要である。こどもの人権、信教の自由についての学習機会や、相談窓口の案内とあわせた情報発信等が必要であると考えられる。

### (3) こどもの SOS をきちんと受け止めること

- ・ 当事者からの意見として、相談したことはあるが支援につながらなかった経験が複数聞かれた。
- ・ 宗教に関連する虐待ケースに限らず、こどもが助けを求めたときに手を差し伸べてもらえなかった経験は、「相談しても意味がない」「大人は頼りにならない」というあきらめにつながることを、大人は強く認識する必要がある。
- ・ 相談を受けた場合には、まずはこどもの気持ちに寄り添い、受け止めることが大切である。そして、適切な対応や支援を行えるようにするためにどうすべきかを考える必要がある。相談された大人だけでできることには限界があり、負担も大きい。だからこそ抱え込むのではなく、状況を共有し、児童相談所等の専門機関につなぐことの重要性の確認が改めて必要である。
- ・ また、必要だと思う支援として、「自立に向けた支援」が多くあげられた。状況を変えられたきっかけとしても「経済的な見通しがたったから」との回答があったが、家族との関係に大きく影響するため、家族から離れて生活できる状況にあるかは、こどもの選択において重要である。
- ・ SOS を受け止めるには、そこから次につなげていく資源があることが必要である。社会的養護経験者への支援と同様に、進学や就職、自立して生活するための支援等、こどもの自立をサポートする制度や仕組みの充実が必要である。

## 2. こどもの意見・希望を大切にしたいかわり

- ・ 当事者からの意見で共通していたのは、「こどもの意向を大切にしてほしい」ということであった。
- ・ 宗教という背景があったとしても、こども自身が理解できていないことや、第三者が介入することへの不安もあり、必ずしもすぐに現状を変えることを望んでいるわけではない、との意見が多くあげられた。特に、誰かに話すことで親に知られてしまい、それによって今の状況が変わってしまうのではないかという不安感が強かった。
- ・ こどもが望んでいるのは、自分の話を丁寧に聞いて受け止めてくれること、常に気にかけてくれているという安心感を持つこと、あなたの気持ちはどうなのかと自分の意見を聞いてくれること、自分の気持ちの整理を待ってくれる、手伝ってくれることなど、「適度な距離でかわり続けてくれる」大人が近くにいることではないだろうか。そして、こどもが助けてほしいと SOS を出したときに、そのこどもの意向に沿った対応を行うことが求められている。
- ・ また、同じ宗教でも、家庭によって強要や制限などの大きさも異なり、こども自身の信仰心にも違いがあるため、宗教にかかわる虐待としてひとくりにしたイメージをもってほしくないとの意見も多くあげられた。
- ・ 大人の勝手な解釈や想いだけで対応してはならないことを強く認識する必要がある。

## 3. 保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待対応の原則

### (1) 虐待対応の原則に基づく対応の再確認と体制構築

- ・ こどもの権利侵害やこどもの状態像に問題がある場合については、理由は問わず、通常の虐待と同じ介入等の対応を躊躇せずに行うことが原則である。
- ・ また、本調査では、保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待について、虐待の発覚がこどもからの発信であるケースが多いことや、学校生活における制限等のこどもの行動にも表れていること、逼迫した状態で児童相談所や医療機関につながるケースも多いことなど、いくつかの特徴が確認できた。

- ・ 各機関への調査において、保護者による宗教の信仰等に起因すると推察される虐待に該当する事例があったとの回答は児童相談所と医療機関で 2 割弱、市区町村や学校では数%のみであったが、当事者調査において「相談できなかった」様々な理由があげられたとおり、いまだ相談できずにいるこどもも多いと考えられる。
- ・ 本調査の結果を踏まえ、各機関においてできること、やるべきことに取り組んでいくことで、早期発見や必要な支援につながっていくと考えられる。

図表 7-1 各機関に期待される役割・取組

児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こどもの権利侵害がある場合には、理由を問わず介入等を行う</li> <li>・ アセスメントにおいて「保護者による宗教の信仰等」の視点をもつ</li> <li>・ 「保護者による宗教の信仰等」の視点でアセスメントを行うために必要な、宗教や信教の自由等についての正しい知見をもつ</li> <li>・ 緊急性の高い医療ネグレクトケース等に円滑な対応ができるよう、医療機関等の関係機関との日常的な連携や事前調整等を行っておく</li> </ul>
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 院内でのこども虐待対応の体制を構築する</li> <li>・ 虐待対応について児童相談所等と日常的な連携や事前の取り決めを行う</li> <li>・ Q&amp;A や「医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」の内容の理解を深める</li> </ul>
市区町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こどもの権利侵害がある場合には、理由を問わず児童相談所と連携した対応を行う</li> <li>・ 保護者による宗教の信仰等に関する情報からこどもの権利侵害が発生する可能性があると考えられる場合には、要保護児童対策地域協議会の登録ケースとし、必要な対応を行う</li> <li>・ アセスメントにおいて「保護者による宗教の信仰等」の視点をもつ</li> <li>・ 「保護者による宗教の信仰等」の視点でアセスメントを行うために必要な、宗教や信教の自由等についての正しい知見をもつ</li> <li>・ 学校や要保護児童対策地域協議会等の関係機関に対し、Q&amp;A の認知度・理解度高めるための取組を行う</li> </ul>
学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こどもの権利について、教職員の理解を深める</li> <li>・ こどもの権利や信教の自由について、こどもが学ぶ機会をつくる</li> <li>・ こどもへの相談窓口の周知を行う</li> <li>・ こどもが SOS を出しやすく、相談しやすい関係性を構築する</li> <li>・ こどもの些細な異変や変化に気づける視点をもつ</li> <li>・ こどもの意向を尊重した対応を行う</li> <li>・ こどもの権利侵害の可能性に気付いたときに、個人や学校で抱え込まずに、児童相談所等に「つなぐ」意識を高める</li> <li>・ 宗教や信教の自由等についての正しい知見をもつ</li> </ul>

- ・ また、本調査において、「保護者の信教の自由に関することなので、保護者への対応にためらいを感じる」との回答が、児童相談所で 17.9%、市区町村で 34.0%、学校では 5～7 割弱であり、改めて虐待対応の「原則」について関係機関への周知を行うとともに、実際の対応ケースや日頃からの準備、体制の構築における取組事例等、知見の共有も必要である。

## (2) 宗教・信教に関する正しい知見

- ・ 支援者をはじめ、子どもにかかわる大人が宗教に関する知見をもっていれば、困っているものの自身の状況について子どもが説明できない場合や、宗教を理由として説明する場合などにおいて、支援を必要とする子どもの早期発見や背景を理解した対応が行える可能性が高まると考えられる。
- ・ 児童相談所においては、子どもが置かれている状況について、生活環境の包括的なアセスメントを基盤として、親の養育力や親子関係、発達や疾患・障がいを含む育ちのニーズの満たされ方等のアセスメントが必要であるが、そのアセスメントにおいて、宗教についての知見を持っていることで、より深い確認や検討も可能になる。児童相談所で行うアセスメントにおいて保護者による宗教の信仰等の観点を含めた見立てや援助指針を立てていけるよう「知識」を持つことが求められているといえる。
- ・ 当事者からも、「支援者には、宗教についての知識をもっておいてもらいたい」「ある程度の教義や日常的に何をしているのかを知っておいてほしい」との意見があったが、支援者が宗教に関する知見をもってかかわることが大切である。また、「家庭内での制限の状況や本人の信仰心にも差があるので、宗教二世というパターン化はしないでほしい」という当事者の声も認識しておく必要がある。
- ・ また、「信教の自由」についても正しく理解する必要がある。信教の自由は、内心的信仰については保障されるが、外部に対する行為において他人の人権を侵す行為は当然ながら許されない。また、宗教的行為の自由とは、その行為をしない自由でもある。それは、子どもであっても同様であり、子どもの人権や信教の自由は守られるべきものである、ということを改めて認識することが必要である。

## (3) 保護者による宗教の信仰等に起因する虐待かが悩ましい事例への対応

- ・ 本調査では、保護者による宗教の信仰等に起因する虐待かが悩ましい事例が多くあげられた。
- ・ 前述のとおり、子どもの権利が侵害されている状況にあれば、子どもの意向等を確認しながらも毅然とした姿勢で必要な対応を行うことが基本である。しかし、子どもの権利侵害とまでは判断ができないケースも多く、各機関において、どのように対応するのがよいか困っている状況が確認された。
- ・ 近年、虐待に該当するかどうかの視点に「生活の質」を含まなければ、虐待か否かの判断が難しいケースが増えつつあるが、根拠なく支援する側の考え方を押し付けるような指導・対応は適切ではない。
- ・ 子どもの人権の観点においても、文化的な背景や食生活等への個別配慮も虐待対応の原則であるが、保護者に対しても、保護者の言動の背景に何があるのかを丁寧に聴き取り、調査し、アセスメントをしていく中で、一時保護を含む支援の必要性があるかを冷静に判断していくことが求められる。

## 資料編

---

- アンケート調査票① 児童相談所
- アンケート調査票② 医療機関
- アンケート調査票③ 市区町村
- アンケート調査票④ 学校

## ■ アンケート調査票① 児童相談所

### 児童相談所調査

保護者による宗教の信仰等に起因するこどもへの虐待に関するアンケート調査 調査票
--

貴児童相談所名	
電話番号	
E-mail	

#### I. 保護者の宗教の信仰等に起因すると推察される虐待事例についてお伺いします

**問1** 「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関するQ & A（令和4年12月27日 厚生労働省 子ども家庭局長通知、以下「Q & A」）」では、保護者の宗教の信仰等<sup>※</sup>に起因する虐待として以下の選択肢のように例示がされています。**令和4年4月1日から令和5年9月30日**の貴児童相談所での相談対応事例において該当すると思われるものはありましたか。（あてはまる番号全てに○）

※宗教の信仰等には、「霊感その他の合理的に裏証することが困難な方法により個人の不安をおおるもの」を含みます。

<p>■<b>身体的虐待</b> ※便宜上、主に該当する虐待類型に分類しており、複数の類型に該当するものも含まれる</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 宗教活動へ参加することを体罰により強制する</li><li>2. 宗教的行事に参加している中で、真面目に話を聞いていなかった等の理由で叩く、鞭で打つ</li><li>3. 長時間にわたり特定の動きや姿勢を強要する、深夜まで宗教活動等への参加を強制する</li></ol> <p>■<b>心理的虐待</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>4. 言葉や映像、資料により恐怖をおおる・脅す、無視する、嫌がらせする、こども本人の自由な意思決定を阻害する</li><li>5. 交友や結婚の制限のため脅迫や拒否的な態度を示す、友人等を「敵」「サタン」等と称する</li><li>6. 童話、アニメ、漫画、ゲーム等の娯楽を一切禁止する、宗教団体等が認めたもののみに限る</li><li>7. 他者の前で宗教を信仰している旨の宣言を強制する、特定の宗教を信仰していることが客観的に明らかとなる装飾品等を身につけることを強制する</li><li>8. 言葉等により恐怖をおおる、脅迫や拒否的な態度を示す等により宗教の布教活動等を強制する</li><li>9. 合理的な理由なく、宗教等の教義を理由に就学・進学・就職を制限する</li><li>10. こどものアルバイト代や奨学金等を取り上げ、本人の意思に反し、明らかにこどもの生活等につながらない目的に消費する</li><li>11. 適切な養育や教育機会の確保等を考慮せず、様々な学校行事等に参加することを制限する</li><li>12. 奉仕活動や宣教活動（修練会、セミナー、聖地巡礼等）への参加などにより、こどもの養育を著しく怠る</li></ol>
---

↓ 選択肢は次ページにも続きます。



■性的虐待

- 13. 教育と称し、年齢に見合わない性的な表現を含んだ資料を見せる・口頭で伝える
- 14. 宗教団体の職員等に対して、自身の性に関する経験等を話すように強制する

■ネグレクト

- 15. 社会的相当性を著しく逸脱する行動をとるよう唆す者がある事を認識しながら防止する行動をとらない
- 16. 宗教等の信仰活動等を通じた金銭の使い込みにより、適切な住環境・衣服・食事等を提供しない、就学・登校・進学を困難とさせる
- 17. 医療機関を受診させない、医師が必要と判断した治療行為（輸血等）を行わせない
- 18. 宗教団体等の施設内等において暴力行為等を受けていると知りながら、安全確保のための対応を怠る
- 19. こどもが性被害等により妊娠したり、身体的・経済的に母胎の健康を著しく害するおそれのある場合に人工妊娠中絶に同意しない
- 20. 1～19 以外で、保護者の宗教の信仰等に起因する虐待と考えられた事例  
( )
- 21. 上記に該当するような事例はない ⇒ 問4へ
- 22. わからない ⇒ 問4へ

【問1で1.～20.のいずれかに○をつけた方に、問1で回答した事例についてお伺いします。  
問2、問3をお答えください。】

問2 具体的な相談対応件数をお答えください。(数値を記入) ※同じこどもの重複は除いてください

① 問1の1.～20. に該当した相談対応件数	( ) 件
② 問1の1.～20. に該当したこどもで、一時保護を行った・行っていた件数	( ) 件

問3 保護者の宗教の信仰等に起因すると推察した理由・きっかけは何ですか。(あてはまる番号全てに○)

1. こども本人から聞いた・相談があった	2. 保護者との面接の際に聞いた
3. こどものきょうだいから聞いた	4. こどもの友人から聞いた
5. 関係機関や関係者から情報提供があった→ (具体的に : )	
6. 通告の際に聞いた	
7. こどもの行動や外見から推察した	8. 保護者の行動や外見から推察した
9. 立入調査や家庭訪問の際に家の様子等から推察した	
10. その他 ( )	

【すべての児童相談所にお伺いします】

**問4** 「Q&A にある相談対応事例に該当するのか」「保護者の宗教の信仰等に起因するのか」の判断が悩ましい事例や、「宗教ではないかもしれないが、保護者の信条等に起因する虐待ではないか」と思われる事例があれば具体的に教えてください。(自由記述)

**問5** 令和4年12月27日の「Q&A」の発出以降、保護者の宗教の信仰等に起因と推察される虐待事例の対応等において変化したことがあれば教えてください。(あてはまる番号全てに○)

1. 保護者の宗教の信仰等に起因すると推察される虐待の相談の受付・対応件数が増加した
2. 相談対応事例の例示により、該当する事例において躊躇なく対応が進められるようになった
3. 相談対応事例で例示されている事例において、背景に保護者の宗教の信仰等があるかを意識して対応するようになった
4. Q&A で紹介されている各種相談支援・生活支援等をこどもが利用できるようサポートすることが増えた
5. その他 ( )
6. 特に変化はない

## II. 医療ネグレクト事例についてお伺いします

**問6 令和4年4月1日から令和5年9月30日**における、こどもの生命・身体に重大な影響があった「医療ネグレクト<sup>※</sup>」の相談対応件数についてお伺いします。(数値を記入)

① こどもの生命・身体に重大な影響があった医療ネグレクトの相談対応件数	( ) 件
② ①のうち、一時保護を行った件数	( ) 件
③ ①のうち、児童相談所所長による、医療行為への同意件数	( ) 件
④ ①のうち、親権停止の申し立ての件数	( ) 件
⑤ ①のうち、保護者の宗教の信仰等がその理由と考えられた事例の件数	( ) 件

※「医療ネグレクト」は、「保護者が児童に必要とされる医療を受けさせないことにより児童の生命・身体に重大な影響があると考えられ、その安全を確保するため医療行為が必要な事例であって、医療機関が医療行為を行うに当たり親権者等による同意を必要とするものの、親権者等の同意が得られないため、医療行為を行うことができない」事例であり、「児童に必要とされる精神科医療を受けさせないことにより、児童の生命・身体に重大な影響があると考えられ、その安全を確保するため医療行為が必要な事例」も含まれる。(「医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について(平成24年3月9日雇児総発0309 第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)」)

【問6の②で「①のうち、一時保護を行った件数」が1件以上であると回答した方にお伺いします。

問7、問8をお答えください。】

**問7** 一時保護を行った事例について、一時保護までに要した期間を教えてください。

ア. 最長 ( ) 日 ; 事例が1件のみの場合は、こちらにご記入ください。

イ. 最短 ( ) 日

**問8** 一時保護を行うにあたり、期間を要した理由や円滑に一時保護をするために行っている工夫等について教えてください。

ア. 一時保護までに期間を要した理由、課題等	
イ. 一時保護を円滑に行うために行っている工夫、短期間で一時保護ができた理由等	

【すべての児童相談所にお伺いします】

**問9** こどもの生命・身体に重大な影響がある状況において、保護者が宗教の信仰等により特定の医療行為をこどもに受けさせることを認めない場合にも、こどもが医療を適切・円滑に受けられるようにするために、貴児童相談所として行っている取組・工夫を教えてください。(自由記述)

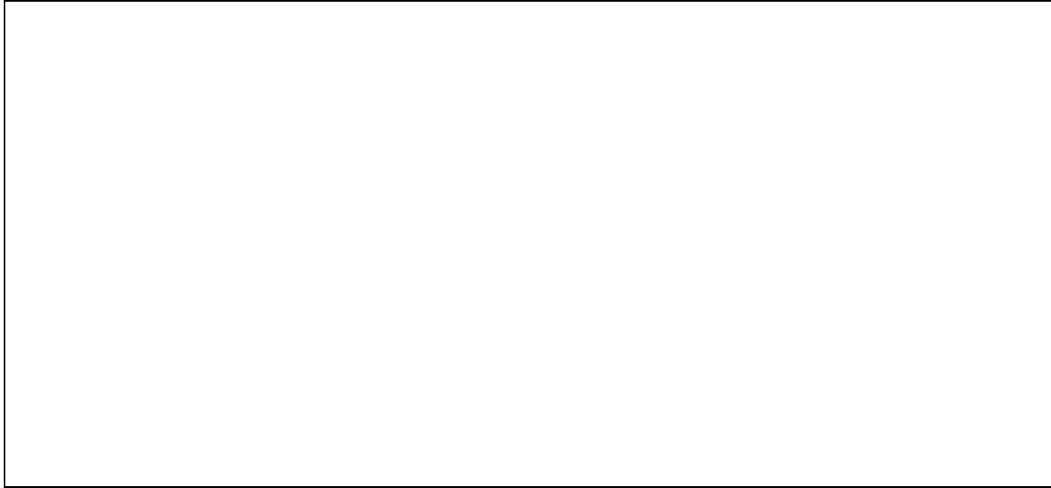
例) 保護者の宗教の信仰等の情報を把握している場合の日頃からの調整・準備  
措置児童への対応についての措置先(施設長)との調整  
一時保護を円滑に行うための工夫

III. 保護者の宗教の信仰等に起因すると推察される虐待に対する取組や課題についてお伺いします

**問10** 保護者の宗教の信仰等に起因すると推察される虐待事例への相談対応において、課題となっていることや、課題になると思うことは何ですか。(あてはまる番号全てに○)

1. こども本人が虐待であると気づきにくく、早期発見が難しい
2. 保護者の信教の自由に関する事なので、保護者指導にためらいを感じる
3. 保護者の信条に関する事なので、保護者指導をしても改善が難しい
4. 宗教団体等の介入があり、対応に苦慮する
5. 対応する職員が不安感や負担感を抱きやすい
6. こどもの精神や価値観形成への影響が大きく、回復に時間がかかる
7. その他 ( )

**問11** 保護者の宗教の信仰等に起因すると推察される虐待事例への相談対応に関して、貴児童相談所で取り組んでいることや工夫していることがあれば教えてください。(自由記述)



ご協力ありがとうございました。

※同封の返信用封筒にいれて、11月24日(金)までにご投函ください。

■ アンケート調査票② 医療機関

医療機関調査 調査票

保護者による宗教の信仰等に起因するこどもへの虐待に関するアンケート調査  
調査票

貴病院名	
電話番号	
E-mail	

**問1** 貴院において、「病院内子ども虐待対応組織」（以下、CPT：Child Protection Team）は設置されていますか。（あてはまる番号一つに○）

- |            |             |
|------------|-------------|
| 1. 設置されている | 2. 設置されていない |
|------------|-------------|

**問2** 貴院でこどもへの虐待や医療ネグレクトと推察されるケースが発生した場合、CPT 若しくは病院の管理者に報告される体制は整っていますか。（あてはまる番号一つに○）

- |             |              |
|-------------|--------------|
| 1. 体制は整っている | 2. 体制は整っていない |
|-------------|--------------|

**問3** 問1で「1. 設置されている」に○をつけた方にお伺いします。CPTの責任者（アドミニストレータ―）を担われている方の役職を教えてください。（自由記述）

例) 小児科部長 等

**問4** すべての方にお伺いします。貴院において、こどもへの虐待や医療ネグレクトに対応するために、外部の関係機関（児童相談所や警察等）と取り決めされていることがあれば教えてください。（自由記述）

--

**問5** 貴院では、「宗教の信仰等に関する児童虐待等への対応に関する Q&A」（令和4年12月27日付子発1227第1号厚生労働省子ども家庭局長通知、以下「Q&A」）について、どの程度認識されていますか。（あてはまる番号一つに○）

- |                               |
|-------------------------------|
| 1. 内容も含めてよく理解している             |
| 2. Q&Aの存在は知っているが、中身までは理解していない |
| 3. Q&Aの存在を知らない                |

**問6** 「Q&A」では、保護者の宗教の信仰等<sup>※</sup>に起因する虐待のうち、医療機関での治療等を必要とするケースとして以下の選択肢のような内容が例示されています。過去3年間（令和2年10月1日～令和5年9月30日）において、貴院で該当するものはありましたか。（あてはまる番号全てに○）  
※宗教の信仰等には「霊感その他の合理的に実証することが困難な方法により個人の不安をおおるもの」を含みます。

1. 医療機関を受診させない、医師が必要と判断した輸血を行わせない  
※輸血用血液製剤、自己血等の種類を問わず、いずれかの輸血を拒否された場合には選択してください
2. 医療機関を受診させない、医師が必要と判断した治療行為（輸血を除く）を行わせない
3. こどもが性被害等により妊娠したり、身体的・経済的に母胎の健康を著しく害するおそれのある場合に人工妊娠中絶に同意しない
4. 1～3以外で、保護者の宗教の信仰等に起因する虐待と考えられた事例  
( )
5. 上記に該当するような事例はない ⇒ 問9へ
6. わからない ⇒ 問9へ

**問7** 問6で1～4のいずれかに○をつけた方にお伺いします。保護者の宗教の信仰等に起因すると推察した理由・きっかけは何ですか。（あてはまる番号全てに○）

1. 保護者から信仰等を理由とした治療拒否の申し出があった
2. 明確な理由の説明はなかったが、保護者の言動から信仰等が理由であろう治療拒否と推察された
3. こどもから保護者の信仰等を理由とした治療拒否の申し出・相談があった
4. 明確な理由の説明はなかったが、こどもの言動から信仰等が理由であろう治療拒否と推察された
5. 親族等の関係者から、保護者の信仰等について聞いた
6. 関係機関（ ）から、保護者の信仰等についての情報提供があった
7. その他（ )

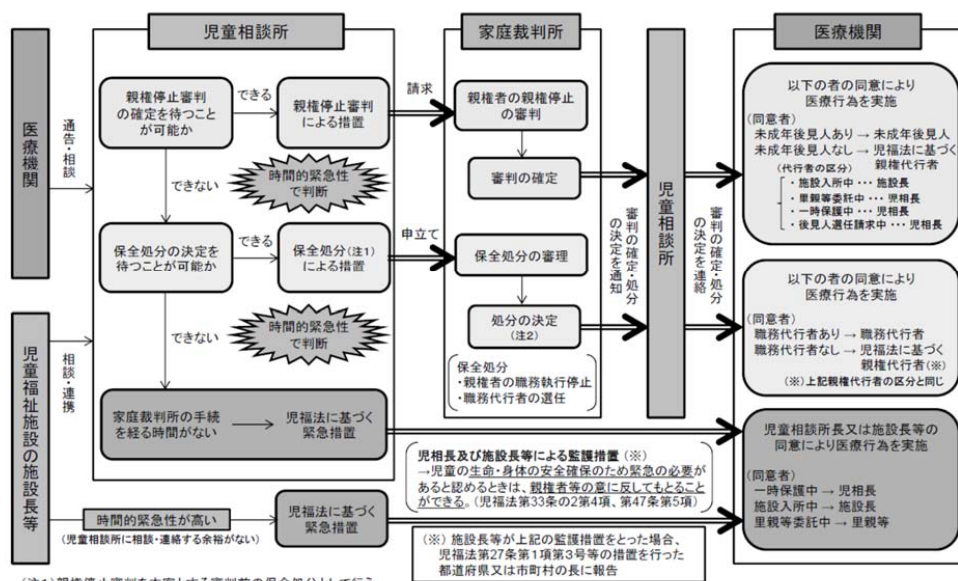
**問8** 問6で1～4のいずれかに○をつけた方にお伺いします。該当するケースについて、対応が難しかったことがあればお書きください。（自由記述）

問9 すべての方にお伺いします。「Q&Aにある相談対応事例に該当するのか」「保護者の宗教の信仰等に起因するのか」の判断が悩ましい事例や、「宗教ではないかもしれないが、保護者の信条等に起因する虐待ではないか」と思われる事例があれば具体的に教えてください。(自由記述)

問10 「医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」(平成24年3月9日雇児総発 0309 第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)において、「保護者が児童に必要なとされる医療を受けさせないことにより児童の生命・身体に重大な影響があると考えられ、その安全を確保するため医療行為が必要な事例であって、医療機関が医療行為を行うに当たり親権者等による同意を必要とするものの、親権者等の同意が得られないため、医療行為を行うことができない場合」において、下図で示すような「(中略)措置をとることで、児童に必要な医療を受けさせることができる」とされています。こちらの通知について、どの程度認識されていますか。(あてはまる番号一つに○)

1. 内容も含めてよく理解している
2. 通知の存在は知っているが、中身までは理解していない
3. 通知の存在を知らない

参考) 医療ネグレクトによりこどもの生命・身体に重大な影響がある場合の対応の流れ



【出所】「医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」(平成24年3月9日雇児総発0309 第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)

ご協力ありがとうございました。





## II. 保護者による宗教の信仰等に起因する子どもへの虐待についてお伺いします

**問4** すべての方にお伺いします。「Q&A」では、保護者の宗教の信仰等<sup>※</sup>に起因する虐待として以下の選択肢のように例示がされています。令和5年1月1日～9月30日において、貴自治体で該当するものはありましたか。(あてはまる番号全てに○)

※宗教の信仰等には、「霊感その他の合理的に実証することが困難な方法により個人の不安をおおるもの」を含みます。

■**身体的虐待** ※便宜上、主に該当する虐待類型に分類しており、複数の類型に該当するものも含まれる

1. 宗教活動へ参加することを体罰により強制する
2. 宗教的行事に参加している中で、真面目に話を聞いていなかった等の理由で叩く、鞭で打つ
3. 長時間にわたり特定の動きや姿勢を強要する、深夜まで宗教活動等への参加を強制する

■**心理的虐待**

4. 言葉や映像、資料により恐怖をおおる・脅す、無視する、嫌がらせる、子ども本人の自由な意思決定を阻害する
5. 交友や結婚の制限のため脅迫や拒否的な態度を示す、友人等を「敵」「サタン」等と称する
6. 童話、アニメ、漫画、ゲーム等の娯楽を一切禁止する、宗教団体等が認めたもののみに限る
7. 他者の前で宗教を信仰している旨の宣言を強制する、特定の宗教を信仰していることが客観的に明らかとなる装飾品等を身につけることを強制する
8. 言葉等により恐怖をおおる、脅迫や拒否的な態度を示す等により宗教の布教活動等を強制する
9. 合理的な理由なく、宗教等の教義を理由に就学・進学・就職を制限する
10. こどものアルバイト代や奨学金等を取り上げ、本人の意思に反し、明らかにこどもの生活等につながらない目的に消費する
11. 適切な養育や教育機会の確保等を考慮せず、様々な学校行事等に参加することを制限する
12. 奉仕活動や宣教活動（修練会、セミナー、聖地巡礼等）への参加などにより、こどもの養育を著しく怠る

■**性的虐待**

13. 教育と称し、年齢に見合わない性的な表現を含んだ資料を見せる・口頭で伝える
14. 宗教団体の職員等に対して、自身の性に関する経験等を話すように強制する

■**ネグレクト**

15. 社会的相当性を著しく逸脱する行動をとるよう唆す者がある事を認識しながら防止する行動をとらない
16. 宗教等の信仰活動等を通じた金銭の使い込みにより、適切な住環境・衣服・食事等を提供しない、就学・登校・進学を困難とさせる
17. 医療機関を受診させない、医師が必要と判断した治療行為（輸血等）を行わせない

選択肢は次ページにも続きます。→

18. 宗教団体等の施設内等において暴力行為等を受けていると知りながら、安全確保のための対応を怠る
19. こどもが性被害等により妊娠したり、身体的・経済的に母胎の健康を著しく害するおそれのある場合に人工妊娠中絶に同意しない
20. 1～19 以外で、保護者の宗教の信仰等に起因する虐待と考えられた事例  
( )
21. 上記に該当するような事例はない ⇒ 問 6 へ
22. わからない ⇒ 問 6 へ

**問5** 問 4 で 1.～20.のいずれかに○をつけた方にお伺いします。保護者の宗教の信仰等に起因すると推察した理由・きっかけは何ですか。(あてはまる番号全てに○)

1. こども本人から聞いた・相談があった	2. 保護者との面談の際に聞いた
3. こどものきょうだいから聞いた	4. こどもの友人から聞いた
5. 関係機関や関係者から情報提供があった → 具体的に ( ) ※例：こどもの通っている学校、こどもの担当の児童福祉司 等	
6. 通告があった	7. こどもの言動や外見から推察した
8. 保護者の言動や外見から推察した	9. 家庭訪問の際に家の様子等から推察した
10. その他 ( )	

**問6** すべての方にお伺いします。「Q&A にある相談対応事例に該当するのか」「保護者の宗教の信仰等に起因するのか」の判断が悩ましい事例や、「宗教ではないかもしれないが、保護者の信条等に起因する虐待ではないか」と思われる事例があれば具体的に教えてください。(自由記述)

**問7** 令和4年12月27日の「Q&A」の発出以降、保護者の宗教の信仰等に起因と推察される虐待事例の対応等において変化したことがあれば教えてください。(あてはまる番号全てに○)

1. 保護者の宗教の信仰等に起因すると推察される虐待の相談の受付・対応件数が増加した
2. 相談対応事例の例示により、該当する事例において躊躇なく対応が進められるようになった
3. 相談対応事例で例示されている事例において、背景に保護者の宗教の信仰等があるかを意識して対応するようになった
4. Q&Aで紹介されている各種相談支援・生活支援等を子どもが利用できるようサポートすることが増えた
5. その他 ( )
6. 特に変化はない

**問8** 保護者の宗教の信仰等に起因すると推察される虐待事例への対応において、課題となっていることや、課題になると思うことは何ですか。(あてはまる番号全てに○)

1. 子ども本人が虐待であると気づきにくく、早期発見が難しい
2. 保護者の信教の自由に関することなので、保護者への対応にためらいを感じる
3. 保護者の信条に関することなので、保護者に説明や対応を求めても改善が難しい
4. 宗教団体等の介入があり、対応に苦慮する
5. 対応する職員が不安感や負担感を抱きやすい
6. こどもの精神や価値観形成への影響が大きく、回復に時間がかかる
7. その他 ( )

**問9** 保護者の宗教の信仰等に起因すると推察される虐待事例への相談対応に関して、取り組んでいることや工夫していることがあれば教えてください。(自由記述)

ご協力ありがとうございました。

※同封の返信用封筒に入れて、11月24日(金)までにご投函ください。

■ アンケート調査票④ 学校

学校調査

保護者による宗教の信仰等に起因することもへの虐待に関するアンケート調査  
調査票

学校種別	1. 小学校	2. 中学校
	3. 高等学校	
所在地	都・道・府・県	
回答者 (単一回答)	1. 校長	2. 副校長・教頭
	3. 主幹・指導教諭・主事	4. 養護教諭
	5. スクールカウンセラー	6. スクールソーシャルワーカー
	7. その他 ( )	

※本調査を回答するにあたり、改めて児童生徒に確認等は行わないでください。学校として把握している限りの情報を元に回答を行ってください。

※学校における虐待の対応については、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」及び「生徒指導提要（改訂版）」を参照ください。

■ 学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き：文部科学省 ([mext.go.jp](http://mext.go.jp))

■ 生徒指導提要（改訂版）：文部科学省 ([mext.go.jp](http://mext.go.jp))

**問1** 貴校では、「宗教の信仰等に関係する児童虐待等への対応に関する Q&A」（令和4年12月27日付子発1227第1号厚生労働省子ども家庭局長通知、以下「Q&A」）について、どの程度認識されていますか。（あてはまる番号一つに○）

1. 内容も含めてよく理解している	
2. Q&A の存在は知っているが、中身までは理解していない	⇒ 問4へ
3. Q&A の存在を知らない	⇒ 問4へ

**問2** 問1で「内容も含めてよく理解している」と回答した学校にお伺いいたします。貴校において、教職員への「Q&A」の周知のために行ったことを教えてください。（あてはまる番号全てに○）

1. Q&A を配布した	
2. Q&A について、職員会議等で説明を行った	
3. Q&A をテーマにした研修を行った	
4. その他 ( )	

**問3** 問1で「内容も含めてよく理解している」と回答した学校にお伺いいたします。問2の「Q&A」の周知を行った対象について教えてください。（あてはまる番号全てに○）

1. 主幹教諭・指導教諭・主任・主事等	2. 養護教諭
3. スクールカウンセラー	4. スクールソーシャルワーカー
5. 担任	6. 1.～5.以外の教職員 ( )

**問4** 「Q&A」では、保護者の宗教の信仰等※に起因する虐待が例示されていますが、校内において該当する事例がありましたか。(あてはまる番号1つに○)

※宗教の信仰等には「霊感その他の合理的に実証することが困難な方法により個人の不安をおおるもの」を含みます。

- |                            |
|----------------------------|
| 1. 該当する事例があった              |
| 2. 該当する事例はなかった・わからない ⇒ 問8へ |

**問5** 問4で「1. 該当する事例があった」と回答した学校にお伺いします。当該事例について、保護者の宗教の信仰等に起因すると推察した理由・きっかけは何ですか。(あてはまる番号全てに○)

1. こども本人から聞いた・相談があった	2. 保護者との面談の際に聞いた
3. こどものきょうだいから聞いた	4. こどもの友人から聞いた
5. 関係機関や関係者から聞いた →具体的に ( ) 例：児童相談所の児童福祉司	
6. こどもの言動や外見から推察した	7. 保護者の言動や外見から推察した
8. 家庭訪問の際に家の様子等から推察した	9. その他 ( )

**問6** 問4で「1. 該当する事例があった」と回答した学校にお伺いします。当該事例について、外部につないだケースはありましたか。(あてはまる番号1つに○)

- |                        |
|------------------------|
| 3. 外部につないだケースがある       |
| 4. 外部につないだケースはない ⇒ 問8へ |

**問7** 問6で「外部につないだケースがある」と答えた学校にお伺いします。具体的にどこにつなぎましたか。(あてはまる番号全てに○)

- |                                  |
|----------------------------------|
| 1. 市区町村教育委員会                     |
| 2. 市区町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関/虐待対応部門 |
| 3. 児童相談所                         |
| 4. 病院                            |
| 5. 警察や刑事司法関係機関                   |
| 6. 弁護士会やスクールロイヤー                 |
| 7. その他 ( )                       |

※すべての学校にお伺いします。

**問8** 「Q&A にある相談対応事例に該当するのか」「保護者の宗教の信仰等に起因するのか」の判断が悩ましい事例や、「宗教ではないかもしれないが、保護者の信条等に起因する虐待ではないか」と思われる事例があれば具体的に教えてください。(自由記述)

--

**問9** 保護者の宗教の信仰等に起因すると推察される虐待ケースへの対応において、課題となっていることや、課題になると思うことは何ですか。(あてはまる番号全てに○)

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. こども本人が虐待であると気づきにくく、早期発見が難しい</li><li>2. 保護者の信教の自由に関することなので、保護者への対応にためらいを感じる</li><li>3. 保護者の信条に関することなので、保護者に説明や対応を求めても改善が難しい</li><li>4. 宗教団体等の介入があり、対応に苦慮する</li><li>5. 対応する職員が不安感や負担感を抱きやすい</li><li>6. こどもの精神や価値観形成への影響が大きく、回復に時間がかかる</li><li>7. その他 ( )</li><li>8. 特になし</li></ol> |
|---|

**問10** 保護者の宗教の信仰等を背景として生じる児童虐待事案の把握・対応にあたり、取り組んでいることや工夫していることがあれば教えてください。(あてはまる番号全てに○)

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1. こどもに対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を含めた相談先の周知</li><li>2. 教育相談やアンケートの実施</li><li>3. こどもが使用できるタブレット端末のアプリ等を活用した、オンラインでの相談受付</li><li>4. 保護者への相談窓口の周知</li><li>5. 日常の観察により、こども、保護者、家庭状況を把握するよう、職員に周知</li><li>6. スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの専門性を活かした学校内でのアセスメントや相談対応を行うための体制づくり</li><li>7. 関係機関を交えた丁寧なアセスメントの実施</li><li>8. 経済的に困窮している世帯へのアセスメントや支援の実施</li><li>9. 要保護児童対策地域協議会等における個別ケース検討会議への参加、情報の共有</li><li>10. 学校内での定期的な研修等の実施<br/>具体的な研修のテーマ ( )</li><li>11. その他 ( )</li><li>12. 特になし</li></ol> |
|--|

ご協力ありがとうございました。